

# 第9回佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成18年9月14日（木曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 総 務 課 長	山 口 清
	消 防 長	加 藤 隆 久	天文台業務課長	杉 本 幸 六
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	森 崎 文 和
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠席者 (0名)				
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り誠にありがとうございます。

なお、本日 4 名の傍聴の申し込みがありましたので、それを許可いたしております。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。傍聴者の皆さん方におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守していただきますようお願いを申し上げます。失礼します。

なお本日、山田議員の方からちょっと遅刻という事の連絡を受けております。そして天文台長黒田館長におかれましては早退の届けを受けております。

川田議員におかれましては 4 時から早退したいと、このように連絡を受けております。

ただ今の出席数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に移ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

20 番、吉井秀美君の一般質問を許可いたします。

〔20 番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） おはようございます。20 番日本共産党の吉井秀美でございます。

私は、通告書に基づいて 4 点の質問を行います。

まず、生活保護行政についての質問です。格差社会が問題となっている中、国民の生活は、いよいよ深刻になっています。中でも生活保護を拒否され、その為に餓死するなどの事件が起こっております。痛ましい事です。最後の頼みの綱である生活保護の迅速な運用が求められています。

そこで佐用町においての生活保護行政についてお尋ねをします。

厚生労働省が、今年 3 月「生活保護行政を適正に運営するための手引き」を都道府県指定都市中核都市の担当部局に通知しています。これは現在の生活保護の運用状況を改善するものではなく、生活保護制度を必要とする人から遠ざける事になりかねないと危惧する声があります。その手引きとはどんなものであるか。そして、これまでと違った事務を県が要請してきているという事はないかお尋ねをします。

佐用町の生活保護世帯の数は、どのように推移していますか。旧町毎にお願いします。

小泉内閣は、生活保護の高齢者加算と母子家庭への加算を廃止しました。これは戦後初めての保護基準額引き下げと言います。その額はいくらになりますか。ただでさえ低い保護費で生活している世帯にとっては、大きなマイナスと思いますが、どうですか。

生活保護申請の事務についてお尋ねします。困っているのに、中々申請させてくれな

いという話もあります。申請事務に町はどのように係わっていますか。

生活に困った時、国民の誰もが憲法 25 条や生活保護法に基づいて、権利として最低生活の保障を要求できます。私は申請用紙をカウンターに置いて、誰でも申請できるようにする事を提案します。いかがでしょうか。

2 点目の質問は、4 月 1 日から改悪された介護保険法が実施されているところですが、今回の見直しでは予防重視のシステムに変えるとして、これまでの要支援と要介護度 1 の大部分に当たる介護度の軽い人達を新段階の要支援 1、2 として、従来のサービスを提供する介護給付とは別枠の新予防給付に移しました。半年間の猶予期間がありましたが、いよいよ 10 月からサービスの制限が行われていきます。

そこで ベッドなど介護用具のレンタルを受けていて取り上げになるのは、品目ごとに何人になりましたか。

継続利用をしようとするれば、10 割負担か購入かを迫られています、全額負担をしてレンタルを希望している人は何人ですか。

介護機器を購入する事にした人はありますか。

利用者や、その家族の方々から、今回の制度改悪について苦情を聞いていますが、町は意見聴取していますか。

自治体独自で継続利用を援助するケースが出てきていますが、佐用町ではいかがですか。考えていくべきではありませんか。

続いて 3 点目に、小学生の放課後対策について質問します。子どもが安心して遊べる居場所づくりや、子育ての負担軽減は急務です。昨日も質問がありましたが、これまで子育ては親の責任として安心して子どもを産み育てられる社会づくりがおざなりにされてきました。極端な少子化社会を迎えて政府は慌てて腰を上げましたが、簡単な問題ではありません。末端行政まで真剣に生まれてから人生をまっとうするまで、安心できる社会づくりに励んで行かなければなりません。

さて 文部科学省と厚生省は、来年度から全国全ての公立小学校で、放課後も児童を預る事を決め、共働き家庭の子どもには時間延長も行うと読売新聞は報道していますが、どのような事業になるのか具体的におりてきていますか。

この事業は、土日や祝祭日、臨時休校日、また春・夏・冬の長期の休暇に対応できるものになるのでしょうか。佐用町は、委託形式で学童保育を始めたばかりですが、この事業が実施されるようになれば、今後広げていかなければならないと考えられている学童保育は、どういう事になるのでしょうか。

最後に、男女共同参画の取り組みについて質問します。県は、男女共同参画社会基本法に基づき、2001 年から 2010 年までの 10 年間の兵庫男女共同参画プラン 21 を策定し、今年度から後期 5 ケ年の計画に入っています。

私は、佐用町でも積極的に進めていくために、条例の制定が必要だと思いますが、その考えはありますか。

点目に、これまでに取り組んだ事業と総括をお尋ねします。

「佐用町は西播磨管内で取り組みが弱い方ではないか」という意見を聞いておりますが、今後の事業計画についてお尋ねをします。

以上、この場での質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 改めて、おはようございます。今日も1日よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に吉井議員からの多岐にわたるご質問がございました。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、生活保護行政につきましては、佐用町のような町村では県の福祉事務所の所管事務となり、町では保護決定までの相談、申請受付、保護費の支給が主な事務となっております。

それでは、番目の厚生労働省から出ております「生活保護行政を適正に運用するための手引き」についてであります。これは平成18年3月30日付で、厚生労働省援護局保護課長から、各都道府県の担当部局に通知されたものであり、町には直接送付されておられません。ただしこの通知は、民間の法規関係出版社から発行されております「生活保護手帳」などに掲載されておりますので、誰でもお求めいただくことはできるという事で聞いております。この手引きの内容については、生活保護行政を適正に運用するため、実際の事例も紹介され、申請相談から決定に至るまでの対応の仕方、保護の廃止に関する対応、不正があった場合の保護費の返還と告訴等についての対応など約43ページに及ぶもので事務担当者の参考書として活用されているようでございます。特にこの手引きの通知に関しましては、数年前から都市部で問題となり、マスコミにも何回か取り上げられました「暴力団員に対する生活保護の適用についての考え方」などが記載もされております。

点目の過去5年間に渡る、旧町ごとの生活保護世帯数の推移につきましては、5年前の平成14年4月の保護世帯数は、旧佐用町で8件、旧上月町では9件、旧南光で20件、旧三日月で5件の合計42件でした。それが本年の4月現在では、佐用地区で12件、上月地区では17件、南光で26件、三日月で5件となり、合わせて60件となっております。全国的な傾向と思われませんが、この5年間で18件が増加したことになります。この要因として考えられますのは、やはり高齢化によるもの、中高年者で発病のため仕事が出来なくなった方、また施設や病院など入所や入院者などが増えたというふうに使われます。

点目の、高齢者と母子家庭への加算の廃止につきましては、被保護者への老齢加算は17年度では、月額3,080円だったのが、18年度からは廃止となりました。また母子加算につきましては、一概に減額ではなく、適用基準の変更によるものが多いと思われれます。

点目の、保護決定までの事務手順であります。町の関わりと、「中々申請させてくれないのでは」という事ではありますが、手順につきましては、まず電話か、直接窓口で相談に見える場合と、また民生委員さんなどを通じて連絡を受ける場合がございます。いずれの場合でも、まず相談という形で担当者が事情を聞いております。問合せの中で、明らかに非該当と思われるものが多くあります。例えば身体的な理由などが無いのに仕事をされていない方、預貯金のある方また車の所有のある方など最近、特に相談件数も増加しております。そのような状況をお聞きした後、保護に該当すると思われる方、是非とも申請をされるといわれる方については、申請書を記載していただき、福祉事務所へ連絡し、その後、日程調整のうえ福祉事務所のケースワーカーと一緒に調査に当たっております。ご指摘のような、「中々申請させてくれない」とのようなことは無いと考えております。

次の、申請用紙をカウンターに置き、自由に申請できるようにとのことではありますが、この生活保護については、当然個人のプライバシーの問題、親族や扶養義務者の調査などが必要でありますので、現状では担当課であらかじめそれぞれの事情をお聞かせをいただき、説明したあと申請いただく方が、より適切で親切ではないかというふうに使われます。

次に、介護保険法改正に伴い、要介護1及び要支援1・2の軽度認定者の方が電動ベッドなどの福祉用具6品目について、介護保険対象外になる点についてのご質問でございま

すが、ご指摘のとおり、従来からの利用者につきましては、この9月末を以って経過措置が終了いたします。法改正により介護保険適用外の対象者ですが、7月実績で車いす利用者で16名・特殊寝台利用者で43名・移動用リフト利用者が3名でございます。残る3品目については利用実績がございません。

次に、介護保険の対象外になっても利用を希望している方がおられるかのご質問でございますが、利用を希望される方については担当ケアマネージャーを中心に、レンタル事業者等と調整を行っています。実数については現時点では把握しておりませんが、1割負担から10割負担へといった極端な負担増にならないよう、例えば現状1ヵ月890円で特殊寝台を利用されている方が保険適用外になっても1,400円程度で利用可能となる見込みであります。

次に、従来レンタルされていた方が、保険適用外になることで福祉用具を購入したかのご質問ですが、現在のところは聞いておりません。またこの際、購入される方についても保険適用者との格差をできる限りなくするよう、ケアマネージャー等が業者との仲介的な役割を担うよう努めております。

次に、制度改正についての、利用者や家族の意見ですが、現在の利用者個々については、先ほど申し上げましたように、担当ケアマネージャーを中心に大幅な負担増にならないよう業者等の紹介や相談を行っております。

次に、自治体独自で、これまでどおりの負担で継続利用を援助しているケースができたかのご質問ですが、ご承知のように介護保険は国・県・町と1号2号被保険者の保険料で賄う制度になっておりますので、自治体独自の援助というのは考えられないと認識をしております。福祉用具貸与サービスは、もともと、便利だから利用するというものではなく、身体状況に応じて必要と判断された方が利用できるサービスという趣旨を徹底したのが今回の制度改正と理解をいたしております。そうした趣旨を踏まえ、要介護1及び要支援1・2の軽度認定者であっても、例外的に一定の条件に該当する方については継続して保険適用が可能になります。8月24日に開催をいたしました介護サービス事業者連絡会において、町内のケアマネージャーの所属する居宅介護支援事業所に対して、制度の内容や特例措置の取扱いについて充分趣旨説明を行ったところでございます。現在こうしたことを踏まえたうえで、担当ケアマネージャーが、それぞれ対応しているところでありますが、現在のところ電動車イスで、保険対象として例外的に利用継続ができる方を2名、移動用リフトでは1名を確認をいたしております。

次に、放課後教室についてのご質問にお答えをいたします。

8月30日付け読売新聞記事に基づくご質問と思いますが、現在のところ、議員ご質問の事業については、文部科学省からの通知は無く、西播磨教育事務所においても連絡は無いとのことで、放課後教室に係るご質問には、現在のところお答えのしようがない状況であるということをご理解いただきたいと思います。できるだけ早くですね、このいろんな情報を得て、また必要な時には皆さんにお知らせをしたいというふうに思います。

次に、本年度から始めたマリア幼稚園に委託しての学童保育の件であります。実質的には7月から開始をし、21名の申込者に対して7月の利用者数17人、夏休み中の8月の利用者20名となり、日曜・祭日を除く、ほぼ毎日マリア幼稚園で学童保育を実施していただいております。本年度は、あくまでも新町でのモデルケースとして実施させていただいたものですが、当然今後は、町内各小学校での実施を望まれる声もあります。このため現在、近隣市町での実施状況を調査させていただいております。矢先に、8月30日のこの読売新聞での報道となったところであります。

この「放課後教室」については、先ほど申しましたように、まだ全く詳しい内容については通達が、通知がありません。把握をしておりますが、今後その内容を十分に検討し、

このマリア幼稚園で行った学童保育については、できれば、この今後の放課後教室等の内容と併せてですね検討をしていって、両立はできれば、両立を考えていくという事になると思いますが、今後の検討結果によって、検討の中で考えて行きたいというふうに思っております。

次に、「男女共同参画のまちづくりについて」のお尋ねであります。平成 18 年 5 月 1 日現在、兵庫県内 41 市町の中で、5 市が男女共同参画の条例を制定されております。近隣の状況をみながら検討してまいりたいと考えておりますが、条例の制定があるなしに関わらず、町が設置する「審議会等」への女性委員の積極的な登用、また、協議会組織等への女性役員の参加等をお願いするなど、いろいろな機会を捉え共同参画の取り組みを展開をいたしております。

兵庫県では、「男女共同参画推進本部」を設置し、「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、市民、県民、事業者、団体と連携し、様々な取り組みを展開しています。

佐用町の取り組みとしては、「総合計画審議会」をはじめ 7 つの審議会で 29 人の委員さんに入っていただいて活動をしていただいております。

また、協働のまちづくりの推進の中で、地域づくり協議会の組織にも女性役員の方々の積極的な参加をお願いをしているところでございます。

庁舎内では、今年 5 月から役場内部で行政改革策定委員会を立ち上げ検討いたしておりますが、委員 54 名中、女子職員 12 名を登用し、しっかりと役割を果たしてくれている状況にあります。

また、行政の女性職員を県の共同参画推進の研修会にも参加させ、日々の職場の中で、共同参画推進の立場で活動をしていただいております。

更に、県の女性未来会議に参加して研修し、身近な地域で共同参画社会に向けての活動をいたしております。

また、セクハラ防止要綱を定めてセクハラ防止にも取り組んでおり、県が発行しております啓発機関紙「兵庫県男女共同参画ニュース」や機関紙「男女共同参画推進本部ニュース」を各支所に配布して住民にも周知をすることといたしております。

今後の取り組みについては、計画策定も計画し、検討し、県の指導も得ながら、各関係課、教育委員会、生涯学習課とも連携をしながら、共同参画の理念に基づき、できることから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

広報についても、町の広報誌やホームページを活用して男女共同参画社会実現に向けて町民の理解を得るため、啓発してまいりたいと考えております。

以上この場の答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、吉井議員よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

1 点目の生活保護行政について再質問をさせていただきます。老齢加算が廃止ということで、本年度から 3,080 円、これが減額となっておりますけれども、単身の保護家庭で保護基準額というのはいくらで、この 3,080 円の減額というのは、相当な大きなマイナスと思われませんか。

議長（西岡 正君） はい、教えてください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ご質問の老齢加算につきましては、町長が答弁しましたように、18年度から、この3,080円が廃止となっております。一人一人のそれぞれの高齢者に対する、その生活保護費というのは、全て年金の額等によって変わってまいります。級地につきましては、都市部1級地から、私ども農村では3級地という事になっておるんですが、それによって、個別の金額になっておりますので、ちょっと一概にどれぐらいな率でという事が言えないというふうに思うんですが、確かに今3,080円少なくなったという事ですね、ご負担は増えてるというふうに理解をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それぞれの状況、収入状況がありますから、一律ではありませんけれども、その保護費というのは、3級地の基準額というのがありますね。それはいくらになっておりますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっとすみません。資料手元にありませんので。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） じゃあ、また後でよろしいです。

で、本当に食費も切り詰めて新聞の購読もできないというような状況があります。先ほどのようなご答弁の中にもありましたが、生活保護手帳というのを、私は見た事が無いんですけども、この保護の申請につきまして、是非改善を求めたいのですけれども、この保護手帳には申請の3要件が書かれてあるそうです。この3要件というのは、保護の開始または申請の変更の申請は、この事項を記載した書面を提出しなければならないという事で、申請者の名前、住所又は居所それから保護の開始又は変更を必要とする事由。この3つの事項が記載されていれば、それがですね、役所が使っている申請用紙でなくとも手紙や手書きの形式であったとしても、それは申請書として受理されなければならない。受理しなければならない。こうなっておりますが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど町長から答弁ありましたように、現実的にはですね、申請は町の方で受付しますが、所管事務としては、いろいろ県の福祉事務所が所管しております。町としては、その申請を受け付ける義務があるんですが、通常の場合、佐用町の場合は、見識者という事もありましてですね、だいたい、先に申請書が出てくるというよりも、いろんな形での相談、特に民生委員さんからの紹介等がありますので、まず事務的には、吉井議員がおっしゃるような過程になるかと思うんですが、先にいろんな形で、電話なり民生委員さん等の相談を受けて、それから保護に対する手立てが始まるというふうに理解しておりますので、現実的な処理としては、そういう流れになっているかと思えます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、吉井です。先ほどから言われている相談なんですけれども、これが私は、町としてですね、その調査という域にまで侵害しているのではないかという事で、もう一度生活保護の申請について、見直しをしていただきたいという事で、今回の質問をさせていただいてますけれども、生活保護法第1条にこの法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条は、すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。

第3条、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第7条は、保護は、要保護者その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

第27条1保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。2前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。3第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

こうなっておりますが、佐用町で電話窓口、民生委員さんを通じての申請、そして担当者が、その該当者の方と面接をして、そしてその後やって申請書類をもらって、それから申請行為をするという事に順序としてされておりますけれども、この法から見ますと、この法どおりの保護行政が行われていないというふうに私は思うんです。

で、これまでの相談件数の中でも、私は、合併する前の何年も前なんですけれども、旧佐用町に住まわれている方と旧上月町に住まわれている方の生活保護の相談を受けた事がありますけれども、その時にやはり役場でね、色々な、その地域の民生委員さんとか、役場の職員とのやり取りの中で生活保護を受けられない。そういうような決定がね、あったわけなんですけれども、どうしても、そういう事では生活を維持する事ができないという事で、龍野の福祉事務所まで相談に行って直接申請した経験があります。そこでは、認められているわけですね。ですから、その龍野の福祉事務所に行く前の段階で実際は、本来ならば保護を受けられる人でも受けられなかったというケースがあるのではないかというふうに思っています。最近も同様のケースを聞いています。このケースは、町福祉課に相談に行った方なんですけれども数日後ですね、家族共々役所の方に呼び出されまして、そ

ここで担当職員、民生委員、ケースワーカー達にですね、生活保護についての説明をされ、そして生活の立て直しの為に努力をするよう促されたと言います。そして、その時には申請書は渡されていません。そこで、他の方に相談をされまして、直接福祉事務所に行って、申請書を受け取り、申請をし調査の後、保護決定通知が届くまでに1ヶ月掛かっています。で、この方は1年前にも、やはり役場の方に相談に行かれて、その時にもう生活保護を受けるのは諦めようと、こういうような状況に追い込まれております。

で、私は、お答えになりました相談時に、保護制度の趣旨や原則など説明してですね、そしていたずらに申請させても双方にとって何のメリットもない。こういうような姿勢でなくて、まず権利を擁護する立場で申請をさせる、こういう立場に立っていただかなければならないと思っています。申請がどうしても必要なのか。それは申請書を受理した瞬間から福祉事務所に調査権限が発生するからです。特別な場合を除いて14日以内に保護の必要が、必要か否かを書面で通知しなければならない。これは法で定められています。

ですから町が行っている相談活動というのは、これは調査権限は発生しませんから、申請前の調査は違法であると言わざるを得ません。いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 全ての例を一遍に出されましたので、詳細に、その先だったの例の報告も受けておりますが、それについては、その申請をさせないという意味じゃなしに、相談に乗って、是非とも申請をされるようであればというふうな話をしているように思うんですが、ちょっと双方の意見の食い違いと言うんですか、私どもが知っておる事実とは違うというふうに受け止めております。

それから、全て相談を抜きにという結論的に言えば、相談を抜きにという話なんです、中々この生活保護を受ける場合には、ちなみに受けようとされておる、その制度をしっかりと理解された上での申請であれば、当然、直ぐ申請書を受けられるんですが、制度を理解されてない相談者というんですか、該当者が非常に多いものですから、まず今の段階では、生活保護というのは、こういう制度ですよ。なんで、まあ、というような相談を受けて、その制度の説明をしてですね、それから申請していただく方が、より相談、被保護者と言いますか、その相談される方にとっては親切な方法じゃないかなというふうに思っております。もしこれを、きちっとした格好で申請を受けますと、当然、扶養義務者の調査とか、全ての調査が、今度は県の福祉事務所が行うわけでありますので、まあ当然、それも権利だとおっしゃれば、当然そうなんです、それまでに、この制度をしっかりと、まず説明してあげると言うのが、より親切ではないかなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 法では、生活保護法を、そのそれを要求している方にですね、し

っかり説明するというような事はね、事前に説明するというような事は、全く書かれておりません。誰でも生活に困ったら保障を請求する権利がある。これが原則です。そういう点から佐用町のやっている事は行き過ぎではないか。そして、それは、私は県が水際です、色々たくさんの保護申請をです、持ってこないように、そこで篩いに掛ける。そういった役割を町に負わせているのではないかと、そんな事はありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 吉井議員からですね、その生活保護法というものの趣旨に副って、まあその、全ての方に平等に当然必要な方にですね、これを適用していくと。まあ、これが、その行政の当然、責任、仕事だということで、その所管は福祉事務所、県が町の場合は持っているという中でですね、町がその町民の生活保護に関する事について、こういういろいろと相談を受けたりですね、また指導していくのはおかしいというような趣旨に聞こえるんですけども、生活保護法の中には、確かにですね、法律としてどんな法律でも、これをしてはいけないとか、こう作っている以上はね、そういう申請してはいけないというような事は書かれてないのは当然の事です。しかし、その法律なり法に基づいて、実際、そのように適正に、法律の趣旨に基づき、そのそういう条件が整っているかどうか、これはやはり当然、その審査をし、相談、それを指導したり相談を受けたりするのがね、やはり、それは行政の責任だと思えますし、県の所管だからと言ってですね、例えば県道、国道なんかの所管にしても、県がやってますけども、やはり町内の町民の生活に係わる事というのは、町行政としてですね、一緒に、これをサービス、対応をしていくというのは、町行政にとっては必要な事です。連携してやっていくという事は、ですから、皆さん平等にという事はね、当然ですから、その平等の中身がですね、本当にその基準に、条件が皆さん同じであればいいんですけども、やはり生活保護に該当しないと思われる方。また、やはり生活保護というのは、本当に、こう最終的に仕事ができない。生活ができないという、最後の権利ですから、やはりそれ以前ですね、やっぱり自立をしていく為ですね、相談というの、また指導という事もしていかなきゃいけないわけです。ですから、そういう趣旨でね、やはり町の福祉課としてですね、対応をしているという事ですので、まあケース、ケース、色々たくさんありますし、最近そういう相談も、私もたくさんあるという事を聞いています。しかし、ここにも書いているようにですね、まだ本当に働ける、病気があるわけではない。働ける体の中ですね、働いてらっしゃらないと。それは、まず職を相談するとか、色々と指導していくという事になります。それから預貯金があるとか、そういうまあ方でも、まず権利だからという形で、生活保護というものをですね、申請されても、これはやはり、そうじゃない、もっとこういうふうにしてくださいという事を、やっぱり町としてですね、指導していく事は、これは当然の事だというふうに、私は思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 町長の今のご答弁は、私は納得できるものではありません。これまで、私が経験した事の中でも、その福祉課で駄目ですという決定を下したね、人でも、その福祉事務所に行って正式な、ちゃんとした調査をすると、保護をしなければならないという結果が出ている点とか、先ほど言いましたケースにつきましても、中々本当に指導ばかりしてですね、相談と言いながら、申請書を町から本人に渡さない。こういうような形は、これは、法に照らしても間違いであると。ですから、もっと本当に相談と言うならね、受付して事情を聞くというところに留めておいて、そして、調査に1日も早く入れる、そういう体制づくりがあるんじゃないかという事です。いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然ですね、必要な方には迅速にですね、その対応をしていくという事が、これは町としての責任だというふうに思います。ですから、そういう考え方で、担当者もですねしてますけども、ただ必要なね、やはり指導とか調査というものはね、やはり町としてもして、やっぱし、その方の為に、色々と考えて、やはり対応をしていくという事であろうと思いますので、民生委員さんとか、それぞれやっぱし日頃から、そういう生活に対してですね、注意して、色々と援助していただいている方があるわけですから、そういう皆さん方の等と共、親族の方、やはり家族としてもですね、また縁者としてもですね、やっぱしこれは、人間社会の中で、そういう援助まで受けなきゃいけないという状況というね、事について、やはり皆が、やっぱし一緒に考えるという、こういう社会が必要だと言うふうに思いますから、そういう考え方の中でね、事も含めて、やっぱし町というのは、対応していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 生活保護法第 24 条は、1, 2、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつた時は、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。この法例 24 条の 3 では、第 1 項の通知は、申請のあつた日から 14 日以内にしなければならない。こういう事が定められています。という事からしまして、申請前に調査をするのでなく、1日も早く申請に、申請に持って行ってですね、正しい本来の調査に入れるようにされますか。課長。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) まず相談の位置づけになるうと思うんですが、とりあえず近隣には、いろんな情報等聞かせていただいた中で、即その日に当然申請していただいた方もいらっしゃる。で、また制度を説明して、しばらく考えたり、義務者との相談があったりと

いう方も、いろいろいらっしゃいますので、基本的には、なるべく早くという事で、その手立てはこうさせていただきたいというふうに思います。今まで合併して、この1年余りで、先ほどの例もありましたが、それにつきましては、さっきも述べましたように、町の方では、何も申請をさせないというような状況じゃなしに、どうしても希望があれば申請書をといて話をしたように聞いておりおりますので、その後、まあ直接福祉事務所へ行かれたというような、事実もあったようなんですが、そういう形で町の方ではですね、申請するとおっしゃる方に、申請を町の方の判断で却下するというような事は、まず無いというふうに考えております。それから、さっきもお尋ねにあった生活補助基準の基準額の問題ですが、ちょっと年齢によっても全部違ったり住宅事情によっても全部違うんですが、あくまでも生活保護の基準としましては、高齢者60歳から69歳の皆さん方につきましては、私ども佐用町は3級地の2の項目になりますので、月額2万7,980円それから70歳以上になりますと2万5,510円の金額になるかと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、吉井です。この件については、もう一度法をしっかりと担当の方ともご協議いただいて、人権侵害があるような事がないように迅速な対応をお願いしたいと思います。課長いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 非常にまあ、内の課であれなんですけども、私も、今までの法律見解やらさせていただいた中で、人権侵害等があったというようには思っておりませんので、まあ、基本的には非常に町民の皆さん方の立場に立って相談をお受けして行きたいというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 2点目の介護保険ですが、例としまして介護1から支援に変更の為に、これまでベッドを1ヶ月1,600円で利用していた方が5,000円から6,000円になると言われたので、返したという話を聞いています。社会福祉協議会の話では、全額負担になりますと、ベッドについては、いろいろ機能によって値段に差があるわけですが、月1万2,000円から1万7,000円になるだろうと。そして課長が言われたように、その業者の方がですね、利用しやすいよという事で、いくらか値段を引いてしているようですが、高齢者の方にとってこの支出というのは大変大きいものですし、東京都の方では、港区、北区、こちらの方ではこれは新聞に報道されている、いた物ですが、その10月以降この介護ベッドのレンタルの費用を一部助成する。北区につきましては月額3,000円を上限に助成していく、こういう事を決めています。介護保険で必要だという事で、こういった福祉機器のレンタルをされていたわけですから、介護から支援に変わった。こういう事でこの貸しはがしをやるというのは、大変非常な事でございます。という事で、私は、町としてこの利用料、これまで利用されていた方の利用を継続できるように、そし

て、そのレンタル料についても、これまでと大きく差がないようにね、助成する、そういう検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。確かに、今回の法改正によりまして、今吉井議員のご指摘されたような事があるかと思えます。町といたしましても、町長の答弁で申しましたように、ケアマネージャーが中心になっておりますので、ケアマネージャー等、よく指導をいたしておるところでございます。それによりまして、例えばベッドの件につきましても全額自費という事になれば、その機能にもよりますけれども、確かに1万何千円というようなレンタル料が要る場合があるかと思えますけれども、業者も色々あります。町としましては、ケアマネージャーの方になるべく機能等の充実した機能を持って安くされるような分で調整なりしていただくように事業者連絡会等においても相談したり指導をいたしておりますので、そういう中で、できるだけ継続、安いレンタル料によって利用していただけるように、協力はしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 3点目の放課後プランについてですけれども、新聞報道についてお尋ねをしたんですけれども、これは5月9日に猪口少子化対策特命大臣、川崎厚生労働大臣、小阪文部科学大臣がそれぞれ記者会見をして放課後子どもプランの創設を3大臣で合意した事を発表したものの来年度予算への具体的な動きだというふうに捉えています。このプランが合意になった背景には、学童保育のニーズの急増と待機児童対策に対応した早急な整備、緊急な子どもの安全対策、学童保育と学校との連携の強化などでの学校を活用した放課後対策の必要性で一致。この合意では両方の事業が連携だけでなく一体的も含めて市町村でプランを検討するものとなっています。枠組みを決めただけとはいえ、教育委員会主導で、学校施設を活用して両事業の一体的または連携をはかるといふ枠組みでは、学童保育と地域子ども教室推進事業の一体化に進む市町村が出てくる可能性があると言われておりますけれども、この学校で放課後、このプランを推進する事によって学童保育の事実上の廃止。こういう動きが出てくる事が懸念されています。学童保育というのは、放課後、子どもを安全に遊ばせるだけではなくて、児童福祉法において、小学校に就学している概ね10歳未満の児童であつて、その保護者が就労などによって昼間家にいないという事で、その働く親を持つ子ども達の、放課後、土曜日や夏休みについては1日中、この生活の場を確保すると。生活の場が子ども達に必要なという事で、学童保育があるわけですから、子ども達の日常生活についても、色々な指導もしなければいけませんし、子ども達の家と変わらない居場所づくりになっているわけですね。それが大事な目的です。ところが今度のプランによりますと、放課後学校で退職された先生方とか地域のボランティアの方々に遊びを中心に子ども達に、そういった安全な居場所づくりをつくっていくと、こういう目的が別々のものを一体化させる事によってですね、折角佐用町でも始めました

学童保育、これが将来心配なわけですから、是非とも学童保育、これは守っていただきたい。町長いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） 学童保育についてもですね、佐用町としては、未だこれから何とか全体に取り組んでいきたいという事で試験的にしたところですよ。で、その中で一番必要性と言われるのは、昨今のこういう子ども達の事件とか、そういう問題に対してね、やはり子どもを安全に、またその安全にという事は、お母さん方、今の生活の中でやはり仕事をされている方が、家へ帰って独り留守だというような家庭。こういう事が増えている中でね、そういう子ども達も安全に過ごせるようにという事。そういう中で、学校施設を使って、この事業をやる事が一番適当ではないかという事は誰も考える事だったわけですね。しかし、学校施設を使うという事になると、学校現場としてですね、これは先生方の、その仕事、あれからは、責任からは外れるという事ですね、中々学校施設をそのまま使うという事ができない。調整がつかない部分があったわけです。ですから他の場所という事になると、また学校からその学童保育の場所へですね、移動するのに、じゃあこの安全をどうするのかというような非常にまた難しい問題もあったわけです。ですから目的が違つてと言われますけども、私は放課後教室という事のね、という事は、私、学童保育とはそんなに大きく中身が違うものではないというふうに思っています。放課後教室という形で、今後それぞれの学校での中ですね、そういう事業を全国的に全部展開していけば、これはある意味では、いろんな今までの懸念、課題というものが、問題がですね解決できるんだという形に持っていったらいいと思いますし、その中で足りない所はですね、そのまた、どういうふうな放課後教室の内容にしていくかというふうなのは、また別の問題であります。そういう事で、吉井議員が言われているのは、何か、まだ決まっていませんからね。充分に分かりませんが、またこれからの事で早急に結論を出す事ではないと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、3分足らずになっておりますので。

20番（吉井秀美君） はい、それでは最後の質問ですけれども、これまで県が男女共同参画推進委員というのを委嘱してきておりますけれども、そういう今まで経験された方々と、それから町の担当の方で連携して、この計画を推進をしていこうというような事になっているのかどうかという事をお尋ねしたいと思います。折角推進委員されてきたり、それから町長が今、沢山のいろいろな協議会の委員とか言われましたですけれども、そういった所に参加される方が増えてきたとしても、今は点の状態ですから、その集団で協議をして進めていくという事が必要かと思いますが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） この推進制度につきましては、合併前からありまして、合併

後も旧の委員さんが何回か来られております。そういう中で接触がありまして状況等も聞かせてもらう機会ありました。それからお聞きしますと、今年の4月から委員さんも代わられておるといふ状況も担当者から聞いております。今後につきましては、県の県機関等のご指導を得たり、状況も聞かせてもらいながら、そういう委員さんも含めた中で、どうしていくのがいいのかという事で、今後検討してもらいたいというような考え方でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

20番（吉井秀美君） 終わります。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君の発言は終わりました。  
続いて5番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 失礼します。5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、3点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、町ぐるみ健診をどのようにお考えなのかお尋ねします。まちぐるみ健診が5月から始まり8月6日まで旧町の校区毎に実施され、今結果説明会をされています。8月21日の議員連絡会で配付されました資料では、昨年度と比較すると受診者数が減っています。また旧佐用町、旧三日月町は合併前と比べると健診日以前の形態が変わったように思います。多くの住民から不満の声を聞きました。なぜ今までと変わった事をお知らせできなかったのか。住民サービスの低下になったのではないのでしょうか。そこでお尋ねします。

1、申し込み用紙付きのお知らせが3月に配付されただけでした。なぜ旧町の実施に合わせて配布できなかったのでしょうか。

2、前年度の受診者には健診に必要な申し込み用紙などが事前に配布され、健診の啓蒙にもなっていたと思いますが、今回なぜ止めたのですか。

3、6月20日「町ぐるみ健診の申し込みは終わりました」と放送されましたが、その理由はなぜですか。

4、昨年度比は、受診者数減ですが、この減をどのように受け止めていますか。また町ぐるみ健診をどうお考えになっていますか。

5、現実に健診で癌と分かって、早く治療したので助かったという人があります。健診は病気の早期発見・治療になり、国民健康保険・介護保険の会計にも影響してきます。町にとっても、住民にとっても良い事は存続、拡充すべきだと思いますが、どう思われますか。

次、2点目は、保育料についてお尋ねします。昨年度の保育料が7,400円だった家庭に、今年所得が変わらないのに4月14日付けで町から2万7,000円の決定通知書が届き、町へ問い合わせると、調整しますという返事があっただけで、8月15日付でまた2万7,000円の納付通知書が来てビックリしている人がいます。最終的に町の間違いだという事が分かりました。

1、なぜ、このような間違いが発生したのでしょうか。

2、保育料の決定はいつするのですか。

3、このような間違いが他にもありませんか。

最後に、自立支援法で小規模作業所はどうかという事でお尋ねします。

障害者自立支援法が 10 月から本格施行となりますが、既に 4 月から原則 1 割の応益負担が導入され利用者負担増になり施設からの退所者や報酬の激減による施設経営の悪化など深刻な問題が噴出しています。厚生労働省は財政抑制を狙って、小規模作業所が義務的経費の事業に移行する壁を高くしようとしています。佐用町には、小規模作業所と呼ばれる施設は 1 施設しかありません。19 年までに法人化と 1 日 10 人以上の通所者がいないと駄目だという 2 つの要件をクリアしなければ作業所の存続も危ぶまれています。その為指導員、家族などの関係者は存続を心配されています。

1、現在、家族会は 19 人ということですが、1 日の通所者数を把握されていますか。

2、法人化の場合、NPO 法人も考えておられるようですが、他に方法はありますか。

3、町単独の補助はありますか。あればどういったものでしょうか。

4、通所・デイケアなどの交通費にも補助はできないでしょうか。

5、義務的経費の諸事業に移行しやすくなるよう要件緩和を国に求めるべきだと考えますが、いかがなものでしょうか。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、「まちぐるみ健診をどう考えるのか」とのことで、なぜ旧町の実施に合わせて配布をしなかったか、とのご質問ですが、新町になり平成 18 年度からは、まちぐるみ健診は、町内のどこの健診場所でも受診ができるようにいたしましたので、受診を希望される人が都合のよい日、場所を選べるように、早期周知も兼ねてお知らせと申し込み用紙を 3 月に配布させていただいております。受診者には希望された日、場所で受診していただけて良かったというふうに考えております。また旧町の実施に合わせて配布をとのことで、新町になって、どこでも受診ができるようになっているのに、旧町毎のお知らせするのは、かえっておかしいと思います。尚、健診の勧奨については 6 月の広報誌や無線放送等で行っております。

次に、「前年度の受診者には健診に必要な申し込み用紙などが事前に配布され健診の啓蒙になったと思うがなぜ止めたのか」という事でございますが、旧町においては、受診票を自治会長や健康委員等に依頼をし、配布をお願いをしておりましたが、個人情報保護法の施行と自分の健康は自分で守るという健康意識を高めていただくため、申込者に受診票を直接郵送するようになっています。次に、「6 月 30 日にまちぐるみ健診の申し込みは終わりました」と放送したがどうしてかという事についてであります。無線放送の原稿で確認をとりましたが、「健診の申し込みは終わりました」という放送ではなく「佐用地域での受診申し込み期限が 6 月 30 日です」という周知と勧奨の放送でしたので、お間違いのないようにしていただきたいと思っております。次に、昨年比の受診者減をどう受け止めているのかとの事ではありますが、又町ぐるみ健診をどう考えるのかという事ではありますが、受診者の高齢化が進み年々減少傾向にあるのと、三日月地域での 7 月 19 日の実施予定が大雨のために 1 日急遽中止をいたしました。又町ぐるみ健診は、町民にとって年に一度の自分の健康をチェックする機会、その結果によって生活習慣を見直すためにも必要な総合

健診であるというふうに認識をしております。次に、「健診は病気の早期発見・治療になり、国保・介護会計にも影響してくる。町にとっても住民にとっても良いことは存続拡充すべきではないか」という事ですが、当然そのとおりでありまして、これまでも、そういう趣旨で、この町ぐるみ健診を行っております。今後のまちぐるみ健診につきましては、住民一人ひとりが自覚を持って健康づくりを進めるために、受身的な健診でなく自発的な健診になればいいなというふうに考えております。次に「保育料の徴収」についての問題でございます。保育料の算定は、年初めの確定申告時における勤務先の会社等からの税務課に送られて来る源泉徴収票に基づいて算定を行っております。ご指摘の対象者の方につきましては、勤務先での届出において扶養家族の申告がなされていなかったために、扶養家族の控除欄の記入がないままの源泉徴収票であったというふうに聞いております。又昨年度に住宅を新築されておりまして、住宅取得控除が受けられるための書類が揃わなかったため、4月に入ってからの修正申告をなされたようであります。この為4月当初の保育料の決定時には、当然勤務先から送付をされております源泉徴収票に基づいて、所得額を決定し2万7,000円の保育料のランク付けとなっております。しかし修正申告によって正しくは、扶養家族控除後の7,000円のランク付けとなるものでありましたが、その深刻情報が、担当者間の連絡が充分でなかったため、ご迷惑をかけた原因となっております。

今後内部の事務手続き手順を再度確認し、見直しを行いこのような事態が発生しないように、努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、「自立支援法で小規模作業所はどうなるのか」というご質問であります。障害者自立支援法の施行により、これまでの小規模作業所の有り方については、大きく変わろうとしております。その1つは、当初本年10月を目途に小規模作業所の運営母体について、社会福祉法人化するかNPO法人化をしなければ、これまでの補助制度が打ち切られるとのことでした。このため小規模作業所の関係者には大きなショックを与えてたところでもあります。全国でも小規模作業所の数が多い兵庫県内では約300箇所の作業所が運営をされており、将来的にどうするのかという議論が、今なされておりますが、多くの作業所関係者の要望活動等によりまして、つい先日ようやく兵庫県の方針が出され、9月6日に説明会が開催をされました。その内容は、とりあえず18年度においては現行の補助基準を続けられますが、基本的には交付税措置がなされているものの経過処置として、これまでの県の負担割合2分の1から10分の3に減額して継続することとなりました。このため町の負担割合は2分の1から10分の7に増加をいたします。19年度からは、障害程度に応じた創作活動、生産活動の機会を提供する場として「地域活動支援センター」に移行することとなります。利用者の人員については、概ね10名以上とされております。この内容は、現在でも県の最終決定でなく今後部分的には変更される可能性もあります。先日、9月7日に、福祉課において「あさぎり作業所」家族会の役員の方々と面談を行い、今後のあり方についての協議を行い、要望をお受けいたしております。

ご質問の町内唯一の小規模作業所「あさぎり作業所」の利用者につきましては、現在登録者が12名ですが、体調の都合や入院の場合もあり9名程度の利用者となっております。

次の法人化についてですが、家族会自身としても法人化について検討されNPO法人化も含めて検討を加えられておりますが中々難しい課題がございます。この他の方法として考えられますのは、どこか協力を依頼できる社会福祉法人の傘下に入り、法人の中で独立した作業所の運営方法もあるのではないかと考えられますが、これについても相当の調整が必要となってまいります。町単独補助については、これまで作業所に対して、町が補助した2分の1を県が補助することとなっておりますので、基本的にはこの形を続けながら、近隣市町の動向も踏まえながら判断をしていきたいというふうに考えております。又通所・デイケア等の交通費助成についても、今年の合併時で旧町でバラツキのあった通院助

成を統一して実施することといたしました。この点については、利用者には喜んでいただいているというふうに思います。この通所・デイケアにまで交通費を助成することになりますと、身体障害者また介護保険による要介護認定者など幅広く影響いたしますので、今後よく検討させていただきたいと思っております。現在小規模作業所の施設に対しましてですね、通所の費用というものが含めて助成をしているという現状もございます。

最後の義務的経費の諸事業に移行しやすくなるよう要件緩和を国に求めよとのことですが、先ほど申し上げさせていただきましましたとおり、現状でも国、県に内容が明確でないことも含んでおりますので、今後県の説明会も開催されると思われましますので、できる限り要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香さん。

5番（笹田鈴香君） 5番、笹田です。再質問をさせていただきます。

まず最初の、まちぐるみ健診なんですけど、先ほど、その申し込み用紙を配ったのは、全町的という事で、どこでも受けてもいいという事で、そうしたという事でしたが、しかしこの3月に配布されて、大体どこでも言いながら、やはり自分の今まで受けていた所で受ける人が多いと思うんです。で、3月にこう見た人が5月の南光で実施が最初だと思うんですけども、一番最初が5月23日で三河のふれあいセンターですか、ここから始まっているわけですが、やはり5月ぐらいですと、そんなに忘れてないと思うんですけど、7月そして8月になると、やはり人間忘れる事も多いと思います。広報も見て分かる人もあると思うんですが、今まで旧佐用町、これから町一緒になったから、あまり旧町の事はと言いますが、しかしやはりいい事はいいと思うので言わせていただきますと、やはり佐用地区の場合は、前年度の受診者に申し込み用紙と、またそれと一緒に封筒に入れて採尿カップとかまた大腸ガンを受ける人は大腸ガンの容器とか、そういう物を入れて、申し込み用紙と一緒に各家庭に申し込み、前年度受けた人に健康委員さんが配ってくれておりました。また自治会長も通じて申し込み用紙も何度か、こう回されましたので、是非こういう事は続けて欲しいと思います。そして、今回その中で言われた、用紙、申し込みの件なんですけど、この申し込み用紙を今までは、その健康委員さんが集めて持って行ってくれましたが、今回は、その用紙を持っていくのが大変だという事を聞いているんですけど、そういった人はどう、そういった人に対しては、どのようにお考えですか。持っていけない人。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい。一応その申し込みにつきましては、一応支所、それから各地域事務所等どこにでも持って行っていただければ良いようにしておりました。それに、特に持ってこられない方については、電話等それらについても受付等を行っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） その電話の受付ですけども、先ほどの放送の件ですけどね、私も、本当を言うと自分では聞いてなかったんですが、ほとんどの人が締め切りは終わりましたというように聞かれてまして、6月30日にもう終わったんやという声を、あちこちで聞きました。で、どうなっとんやと、健康委員さんがおるやろで、健康委員さんは、もう佐用の場合はもう無いんやという事で、そしたら又今から申し込んでもええだろかとかいうね、そういう方が、すごく多かったんですけども、そういった意味で、この放送の仕方、もう少し配慮が足らなかったと思うんですけども、分かりやすい方法で、なぜ放送ができなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 放送につきましては、5月それから6月、7月と数多く勸奨等。それから、もう直ぐ締め切りですよという放送を入れさせていただいておりました。その中でその分かりにくいという事なんですけども、それは本人さんのそれぞれ個人の捉え方で、こちらの方としては、こういう放送で勸奨なり周知という格好で、分かりやすいような放送をしたつもりであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） また町民に聞いて分かりやすい、受け止めやすい方法で放送を、今度はしてください。やはり健診の啓蒙になって、先ほど町長言われましたけども、町が言わなくてもくれええような言い方、自発的にという事を言われたんですが、やはりお知らせや放送する事によって、受診者が増えると思うんですね。そういった意味でも、是非考えて欲しいと思います。それと、この健診の中なんですけども、今回骨粗鬆症が、今までは共立病院、中央病院でもしていたんですが、今回踵で見る健診場所だけしかできなかったんですが、その辺はどうなってますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） ちょっと、すみません、それについて、ちょっと承知しておりません。また、後からお答えさせていただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） また、後で教えて欲しいんですが、なぜかと言うと、かかとも見ると、佐用であった場合は、かかとも見たし、で、中央病院でも共立病院でも見てもらえる事ができたんです。で、かかとの場合は、ちょっと細かく分かりにくいという事で、本当の意味で、私は中央病院で受けた事が、ずっとあるんですけども、ちょっと機械分かりませんけれど、体をMRIじゃないけども、何か入って、15分か20分ぐらいかけて見るんで、細かく骨の中が見れるんですね。その後、それを見てされるんで、その結果を、また先生から詳しく聞いて、段々悪くなっている人は、特にその先生にいつも診てもらって指導を受けてという形になっていたのですね、是非、どうなったかという事を調べていただいて、この病院で受ける方法も残していただきたいという事をお願いします。それと、この数字なんですけども、こないだ連絡会でもらったんですけども、やはり数字的に見ますと、今年の総合計が3,878人。で、今年の総受診者数は、3,480名となっています。この、これだけ減っているわけなんですけども、それも三日月で、今回大雨で流れているわけで、他で受けてもいいという事だったんですけども、それにしても、三日月でも昨年が875人。で、今年が729人。こういうふうになっているんですけども、この人数が減った事に対して、もう一度お尋ねしたいんですけども、まあ、担当課の方でも、どのように受け止められているかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 町長が答弁しましたように、去年から今年に掛けてではなく、それからずっと前から、やはり各町いくらかずつ減っております。そえれと、やはり三日月町が1日中止した事によって、次の日に受けられた方もあるんですけども、やはり、それが大きな原因の1つと、やっぱり考えております。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 原因していると言われるんですけども、次の日に受けてくださいというお知らせもしたという事を、この間聞いたんですけども、それにしても割合から言うと増えてないんですね。人数だけでというわけにはいきませんが、やはり、これを受ける事によって、さっきも言いましたけども、町長もそう思われてると言われましたが、やはり、受診する事によって、自分の健康をチェックできるし、また本当に私が聞いた中でも、今回も言われましたけども、大腸ガンが見つかった、おかげで助かったという人とか、前立腺ガンの人もありましたし、乳ガンの人、今回の町ぐるみには入ってません。レディース健診ですけども、やはり、その町の健診によって、早期発見で助かったという人を、たくさん知ってますので、是非これは、辞めるとは言われてないんですけども、もっともっと多くの人に、自発的になるような宣伝をね、啓蒙、啓発をしていただきたいと思います。それと、次に2点目の保育料の件についてお尋ねしますが、町が最終的には、間違いだったという事をね、認められたわけなんですけども、結局この方はビックリされたわけなんです。最初に、決定通知の決定方法は、さっき言われましたけども、4月14日付けで、この保育料の決定通知書が来ているわけです。今、言われたように源泉徴収だけで、これは他の人もそうらしいんですけども、税金で仮決定で特に新しく入られる人は、12月に源泉徴収を持って来て申請をしている事なんですけども、この方は5歳児なんですけども、前から行かれてたと思うんですけども、一応、この2万7,000円が来たわけです。で、問題なのは、その後5月

頃に、これを見た家庭の人が、あまりにも高いので、町にこれはどうなっとなんやという事で、問い合わせをされたそうですね。で、その時に問い合わせをされた時に調整をしますという返事だったらいいんですが、その後、返事が全く無かったという事なんですが、その点については、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、その辺がですね、どういう対応だったかというのは、承知しておりません。はっきりしておりませんでしたのでご迷惑をおかけしました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） やはり、その辺、これからも、もしあってはならない事なので、この人も確定申告とかが遅れていたわけでなんですけども、やはり、調べますとか、その調整しますという事を言われた限りは、やはり返事を、まず返してあげて欲しいと思います。で、その後なんですけど、ビックリされたのは、このようにして8月17日でしたか付分で納付書が来て、またビックリされたわけなんです。で、それこそ相談がありまして、尋ねたわけなんですけども、やはり、こういった間違いというのは、金額がね、保育料の、その条例で見ても、すごいランクというか、階級が上がっているわけなんです。もう7区分というんですか、ぐらい上がっているんで、それはもう、本当にビックリされたと思うんですが、結局4月にされても、その保育料を次のんを出すまでに、もう一度、その税務課とか、その関連の所で調べるという事はされないんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。あっ福祉課長。失礼。

福祉課長（内山導男君） 基本的に、当然、このように修正申告をなされる方がありますので、その分につきましては、基本的なルールとしては税務課の方から、私どもの方へ連絡をいただいて、保育料の見直しをするというシステムになっております。で、たまたま、こういうような場合は、当初の締め切り段階と、丁度時期がダブってですね、非常に申し訳なくて、たまたまこう、その時点が一緒になったものですから、紛れ込んで分からなかったというような結果になったのかなという予測をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、あの、たまたまがあっては、困るんですけども、やはり、その保育料、それこそ子育て支援とか、今頃ね、若者定住という事では、本当に大事な子どもの事なんで、やはり保育園に、折角行っている子が、行ってる子を、こんだけの保育料

上がるんだったら、もう辞めさせるまでは言われてないんですけども、それに近いようなね、話もされてるんで、やはり、子どもの事は、本当に細心気を遣っていただいて、特に保育料もよく見ていただきたいと思います。それと共に今度、間違いだという事が分かって、金額が元に戻った思うんですが、それは、通知はされましたか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） その点については、そのご連絡いただきましてですね、保護者の方へ連絡さしていただいて、その後、決済は上がっておりますので、通知を送っているというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと関連してですが、このように、この間違えたのは、確定申告とその源泉徴収いう事で、税の方でこういう事が最終的には、間違いだったわけなんです、他に税の方で税金の関係で間違いはありませんか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、間違いいうんですか、申告かなりの数やっておるんでね、中には、間違いも起こるかも、それは分かんと思います。けれども、間違い無いように、気を付けながら、業務をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ちょっと税務課で聞きますと、何件か間違いがあるという事を言われてましたので、是非間違いの無いようにしてください。

次に3点目なんですが、自立支援法で、小規模作業所が大変だという事で、質問をしているわけなんで、先ほどの話で6日に、経過措置という形で、今のところこのまま行けるというような答弁をいただいた訳なんです、この作業所の件なんですけども、結局障害者福祉施策として、結局3障害、つまり身体そして知的、精神を一元化を考えているようですね。大きな、こういった中には、大きな地域格差があります。又全国共通の利用のルールが無いわけです。そして市町村の財政力の格差もあって、地域におけるサービス提供体制が大変違ってきます。3年前の2003年4月の措置制度から、支援費制度に施行されたわけですが、しかし、障害種別毎に大きな格差があり、また制度的にも様々な不整合が

あります。精神障害者は、支援費制度にすら入っていないわけです。

で、この今言っているのは、小規模作業所は、佐用町では先ほど言われた、あさぎり作業所だけな訳なんですけど、ここでいろんな人に、ここを利用している人に、お話をこの間聞いたんですが、やはり医療費も次々改悪になって、今まで5パーセントだった人が10パーセントになったわけなんですけど、その医療費だけでなく、ここに通所されている方、通所されていない方もなんですけど、この障害者の方は特に町内の病院に行っている人が少ないわけなんです。姫路とかそれに赤穂の方とかに行かれています。結局遠いので病院へ行く、で、この間うちから、ガソリンも上がっていると。で、まあ電車で行く人もありますし、いろいろなケースあるんですけども、そういった意味で、是非地方交付税の中に通所も含まれているとは言われまじけども、デイケアなどでね、出掛ける。こういった際にも、交通費に補助ができないかという事で、先ほどでは無理な事を言われたんですが、是非この辺を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、福祉課長。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、答弁をさしていただいておりますので、今のところは、そういう考え方であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） なるべく今後も考えていただきたいと思います。今は2分の1交通費が病院行くのに出るので、もうすごく助かっているという事を言われているので、やはり弱い人の立場に立って今後も考えてください。それと法人化にするには、本当に難しいわけなんですけど、一般的には、1,000万、いろんな法人もありますけども、数え切れないほどあるんですけども、1,000万円もいると言われてますが、NPO法人の場合は、お金は、そんなに要らないらしいんですが、しかし、そういったのも簡単になれるわけではないようです。特にその申請も16種類ぐらいの書類を出さなければいけないとか、で、また、それになれば、またそういった手続きで、いろんな補助とかが受けやすくなるらしいんですが、中々難しいという事です。ちょっと前後しましたけども、その小規模作業所が危ないという事が、こう言われて本当に指導員また通所の人、家族会の方が本当に心配されていたんですけども、やはり、その時に出たのが、その法人化するという事と、もう1つは毎日その10人通所しないと、補助の対象にならないという事が、一番の問題だったようですが、今も言われたように、通常利用者が9名という事ですが、この9名も、毎日9名というわけではないわけなんです。ですから、もうその部分をすごく心配されておりました。そういった意味でも、是非国県に要望して欲しいわけなんですけど、このNPO法人なんですけど、1998年12月から2003年の9月30日までの累計で言いますと、これはNPO

〇活動を考える会という所から出ている本からピックアップしたのですが、全国で受理数は1万4,843で、その中でも認証数は、1万3,250ということで、その中の兵庫県は、479受理数で428というのが、現在NPO法人を受けているわけですが、これも中々難しいと。2年間は延期されたようですが、やはりこういった法人化という事につきまして、どこかの法人の傘下に入っている事を言われたんですが、どこかと言われると、その心当たりのある法人はどこでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、町長の答弁でもありましたように、現実的には、姫路に、家族会の皆さん方お越しになりまして、私ども、要望書も受け取らせていただきました。その中で、現実、このあさぎり会、あさぎり作業所の事務はですね、作業所の指導員は2名ずっと常駐でいらっしゃるんですが、色々な事務手続きは、全部県の健康福祉事務所、いわゆる保健所がやってくれております。その中で、佐用保健所の担当者等も何回か協議を進めておるんですが、基本的にまあ、今のところ家族会の皆さん方につきましては、何とか法人化したいという希望をお持ちのようであります。ですから、今の現在の段階では、できるだけ、その希望に副えるようにようにですね、町としてもバックをいただけるのかなというふうには考えております。但し、いろんな状況の中で、恐らくさっき笹田議員もおっしゃいましたように、法人化になりますと、相当な事務量、法人化の事務も出てきます。それから、NPO法人にしても、簡単などはいえ、いくらかの事務作業等も出てまいりますので、今後、その家族会の中で、その辺の事務作業は担っていただけるかどうかという問題が、大きな問題になってこようかと思えます。もし、それが担っていただけるようであればですね、できるだけ、そのNPO法人にしてですね、きちっとした地域活動支援センターの中での位置付けをされた方が、一番ベターだと思うんですが、万が一、それがでない場合につきましては、先ほど言いましたような、どっかの法人の傘下に入るという方法も、県下今のところ316箇所ぐらいな作業所がありましてですね、結構、5人形態の作業所の数も多いものですから、そういう形での対応策を考えておられる所も、結構あるように聞いております。ですから、まだどこの法人かというふうな法人限定せずにですね、その今の現在のところであれば、その家族会の皆さん方のご要望を、できるだけ叶えていく為のバックアップ、資金対応の姿勢をとらせていただく事が、行政の勤めかなというふうには考えております。尚、一番最新の情報では、これも冒頭に町長が申しましたように、ここの作業所がどうなるんかという事を一番大きな課題だったんですが、この9月の6日に、いわゆる知事が、少なくとも利用人員が5名から9名の仕事の小規模作業所につきましては、現在の支援制度は、続けていきたいという表明をされておりますので、まあ、町長の答弁どおりですね、これまで県の補助、町の補助、その負担率は、いわゆる交付税算入制度というふうな事にもなっておりますので、その辺とかみ合わせながら、現行の制度を続けていってできるだけ、自力で、そういう法人に持っていただくような、バックアップ体制をとりたいというふうには考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 中々、難しい問題だと思うんですが、これは精神障害者の小規模作業所だけに係わらずなんですけど、今その障害で自立支援法が、こう施行されて、結局本人も勿論辛いと思うんですけども、家族がね、一番辛いと思うんです。特に段々、こう年を取っていくという高齢化がね、一番今問題になってくると思うんですが、新しく、新しくというか、その今いろんな障害を持って産まれて来る子もありますし、またずっと以前から、障害で今もう高齢化になった障害者もおるわけで、その人を持つ、また親というと、親というか保護者っていうんですか、もっともっと高齢化してね、本当に言葉では言い方ちょっと間違いかもしれませんが、本当に死んでも死に切れないという言葉をよく聞くんですけど、やはりそういった高齢化っていう事についてね、福祉課の方では、そのような人に対して、どのようにお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長、答弁願います。

福祉課長（内山導男君） 基本的に障害者をお持ちの高齢者のご家族に対してという特段の対応というのは、今のところは、全然しておりません。一般の高齢者福祉の中で対応という形になってしまうかなという、現状でどんな施策をやっているかといいますと、特に施策等はやっておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと家族会とか、またその作業所へ町長なり福祉課長は行かれた事はありますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 施設等は実際に、いろいろと見させていただいてますし、現状なり、まあ施設の状況も民家を借り上げておりますので、その状況等も見させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、課長は行かれたという事ですが、それで、その高齢化という事も大変なんですけども、今回そのこの地域活動支援センターという名前で事業が始まるわけなんですけども、その辺については、どのようにお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 基本的には、町としてもきちっとした受け皿をつくってですね、この地域活動支援センターを支援するための、その対策事業をしないといけないんですが、支援方法につきましてはですね、中々国の方から最終決定が流れてくるのが遅くてですね、今、近隣市町は特に3町ですね、いろんな担当者会、研究会をつくってですね、できるだけ対応策ということで、その中での、ある程度、横の連絡もとりながら、少し事業を進めている段階であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 次々と、この制度が変わっていく中で、勿論町当局も大変だろうと思うんですが、特にその指導員の人とか、いろんな事務的作業が増えて困られているわけなんですけども、結局県が手を離してしまいわしてないんですけども、どういう県からの補助がありますかという事を尋ねたら、結局、金銭的な援助は全くやっていないという事で、県というか福祉事務所の方はね、そう言われたんですけども、家族援助とかいう事で4種類ぐらい言われたんですけども、その辺に関しての町は、そのいろんな事務的な作業とか窓口にもなっているわけなんですけども、福祉事務所との連携の中で、もっとその何か今までと、私が見た感じは、接触の仕方が違うような感じもするんですが、今までどおりの作業所と福祉事務所の関係は同じですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、あさぎり作業所に関しましてはですね、福祉事務所というふうにおっしゃったんですが、保健所でしょうか。福祉事務所というのは龍野にあります。西播磨福祉事務所です。

5番（笹田鈴香君） 佐用の保健所です。

福祉課長（内山導男君） 保健所ですね。基本的には今年度の家族会の総会等も、私どもも出席させていただいておりますし、それも全部福祉事務所の健康事務所ですね、保健所の職員も対応してくれておりますし、先だってもこの自立支援法に関しまして、この施設連絡会を新しく立ち上げて、連絡会をもたさせていただきました。そこでも、この小規模作業所の管理者として、健康福祉事務所いわゆる保健所の保健師も出席してくれておりますので、基本的な対応は変わっていないというふうに理解しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、まあ同じように是非していただきたいという事を、町の方からも、もし変われば言っていたらいいと思います。それと、このさっき言いましたけども、3種類の知的身体精神を一本化しようとしているわけなんですけども、やはり、それに無理があるというか、知的の場合、身体の場合と違って精神の場合は、やはり、その時、その時も違いますし、特に介護認定のような、今度認定を受けるようになるんですね。その認定方法などが難しいと思うんですが、どのようにしてされますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。あっ、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） いわゆる自立支援法の中での障害程度区分の認定という作業に進めておりますけども、ほぼとりあえず、在宅生活者が当面急がれる在宅支援者が40名余りおられましたので、その障害程度区分の認定は、既に昨日も認定会議、審査会開いて認定しております。で、その中で、当然、精神の皆さん方の状況によってですねというよりも、日によって、状況変わったり、いろんな事しますので、医師の意見書をですね、それから、まあ、調査員の特記事項につきましては、その面談した時だけの状況になるんですが、基本的には医師の意見書等を基にですね、充分考慮して審査に臨んでいただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） やはり本当に認定は、中々難しいと思います。で、それと思う事ですが、やはり今まで介護保険では、ずっとこう、介護保険とか身体障害者同じように、色々やってきたと思うんですが、支援費にしても何しても、何か制度が始まっても、今まで精神障害は別個という形だったんですけどね、その辺を又一緒にしようと言うと、今度無理が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺は、どうお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 確かに、おっしゃるようになりますね、今まで精神の関係につきましては、いわゆる町の事務じゃなしに、ほとんど県の健康福祉事務所の事務でやってくれておりましたので、町としても中々ならないところとか、一杯あるんですが、例えば精神障害お持ちの方のデイケアなんかにつきましてもですね、今までは県の保健所でやっておいた事業が、町の事業になって町の保健師が係わりあってやってくれております。そういうふうに、確かにおっしゃるとおり、精神の病気をお持ちの皆さん方は、何べんも言いますが、その日によってすごい状況が日常の中でも状況が変わる時間というのがありますので、それにも充分考慮しながら、それぞれの担当の保健師等が協力して対応してくれておりますので、できるだけ県の保健所等の連絡調整もしながらですね、できるだけ迷惑を掛けないようにというか、協力ができたらなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 自立支援法が、この施行されたいということで、本当にいろんな意味で、精神だけじゃなくって、知的の人も、さっきも言いましたけども、身体の方も、そしてその家族も大変、制度が良いようには思いますけども、結局大変自己負担が増えたいということで、困っているわけなんですけども、たまたま作業所、小規模作業所のあさぎり作業所の場合は、今は利用料で取っていないということで、それ程変わらない今度の利用料としては変わらないわけですけども、やはり医療費が増えた、また段々保護者とか、また本人が高齢化という事で、大変、これからが深刻な時代になってくると思います。やはり、こういった福祉を今まで町長は、福祉の町ということで、ずっと言われて来たんですけども、やはり、これからの福祉、特に自立支援法に関して町としてどのような、これから態度で臨まれるか最後にお尋ねします。町長をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これまでもですね、各旧町それぞれも、この福祉事業について力を入れて来たと思います。まあそういう施設も建設し又それぞれのまた施設もその運営についてもですね、行政としても支援をしてきたという事です。ですから、この時代がドンドンまあ、そういう障害者の方も高齢化をしていく、同じ高齢化社会の中での、この、こういう障害持たれた方の状況も、また厳しくなってきた大変だという事は、それに対してですね、支援法という法律、国としてのやっぱし一つの法律の枠の中でですね、行政、自治体、町としては対応していかなくちゃいけないという事ですから、もう考え方は今までと何ら変わりません。できるだけそういう皆さま方の生活について、できるだけの行政としての努力をしていくと、支援をしていくという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） では、最後にお尋ねします。これは、どなたがお答えいただいてもいい訳なんですけども、今町長も、これからはずっとその福祉に対してね、していくという事を言われたんですけども、やはり先ほどの町ぐるみ健診にしてもそうです。旧佐用町の場合は、本当に聞きますと、親切さがあったと思うんですね、で、町長がよくやられたと思うんですよ。他と今回の町ぐるみに関してですけどね。それを比べた場合に、やはり何回も、こう健康委員を通じてお知らせをしたり、また1年間のこの何々あります。まあ子どもから大人までの、その健診というんかプランを、こう各家に配布したり、そういった意味では町長は、やられていた訳ですから、今度全体、どこで受けてもいいからと、町ぐるみでいうわけじゃなくって、どこで受けてもいいけれども、やはりその地域で受けやすいように、やはり、その地域地域で始まる前に少し前に、もう一度やはり耳で聞くのは、先ほどの違

い、聞き違いもありますし、やはり耳でも聞き、それから目でも読むという意味で是非、チラシなども前もって配布していただきたいんですが、それを答えを是非聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 行政範囲がですね、広がった中で、いろんなこれから事業も、できるだけ親切な形ですね、全ての行政サービスをやっていきたいという事は考えております。しかしまあ、そのやり方はね、ある程度は、当然その状況に合わせて変えていくところは変えていかないといけないと思ってますし、今回その多くの方から不満の声があったという風に、先ほど最初に言われましたけども、私も聞いてませんし、そういうその、町、その担当者の方にもですね、そういう不満の声というのはね、聞いて、届いてはおりません。で、今笹田議員から、そういうふうなお話があったんですけども、私は、この新町になって健診受けていただく場所も、どこにでも受けていただけるという形をね、やっぱりとって行く事は、これは住民サービスの上では向上していると思ってますし、それに対してですね、防災無線等行政無線等でですね、何回もこれはひつこいと言われる程、皆さんにお知らせもしております。ですから、それ以上ですね、じゃあいろんな所で、やっぱり、するのは、ただ知らせる事だけではなくって、先ほど言いましたように、健康について、皆さんやっぱり自分の健康という事で、常に自分の健康管理をね、していただく意識を高めていくような、そういうところにですね、力を入れていって、それが健診にも繋がっていくというような考え方をしていけないとですね、ただ、お知らせをいくらでもして、しつこくしつこくしたらいいんだと、分かっている人にとってみたらですね、そんな事は、もう既に分かっているがなという事です。ですから、やっぱり適当な当然必要なお知らせなり、そういう事は充分やっていきますけども、それ以上の事についての、それで健診者が少ないという事であれば、それは、そのお知らせによつての原因ではなくってですね、やはり他の、やっぱり、そういうまた健康に対しての、やっぱり皆さん方の啓蒙活動ができていないんだという形で、そういう点について力を入れなきゃいけないというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を午後 1 時 15 分といたします。

午前 1 時 5 分 休憩

税務課長（大橋正毅君） 失礼いたします。笹田議員さんの一般質問の中で保育料の決定につきまして、税務課の方が間違えておったんじゃないかというご指摘がございました。

で、私も初めて、ちょっと聞きまして、ちょっと昼降りて調べてきましたところ、本人さんが、住宅取得いうんですか、その辺の書類の収集いうんですか、その辺もありまして、年度越えて申告自体が遅くなったという事を聞いております。税務課としては、その間違いいうんですか、通例の取り扱いをさしていただいたという事を聞いております。

それと、もう 1 点、その未だその辺の間違いを聞いておるという事なんですけど、具体的

に、その間違いというんがあれば教えていただきたいなと、今思って、そういう教えていただければと、それ思います。ただ、申告いうんですか、申告の方も毎日、これやっております、四六時中やっております。で、その中で後から資料、こういう資料があったという持ってこられて更正するような場合もあります。それらは、間違いとされるのは、ちょっと困るんですけど、そういうふうな事で、とにかく間違いであるというような事があれば、また教えていただきたいなと、そういうように思います。

議長（西岡 正君） 分かりました。

町長（庵逄典章君） 他にあると言われましたから、あるんですか？

5 番（笹田鈴香君） 職員の方がね、他にありますか、言うたら有りますと言われたんで、どういう事ですかという事を聞くと、まあ収入、所得を 100 万のところを、もう一度また 100 万をして 200 万になった事も、例えばの例で、そういう事が有りましたという事で言われたんと、で、それとさっきのその保育料の件も一応、確定申告されて、後でされて、その私の言いたかったのは、4 月に遅れて分かったという事ですね。後でされたという事なんですけど、そのされた分を結局、連絡っていうんか、その遅れて、こうきましたというのんを、間違いというか、その福祉課の方へ言わなかったというのが、私の言いたかったところです。

議長（西岡 正君） ええ、まあ、そういう事なんですけど、15 分から再開したいと思いませんので、また笹田議員、税務課とも話し合いを充分していただきたいと思います。

---

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、再開をいたしまして、引き続き一般質問に入ります。

続いて、21 番、鍋島裕文君君の質問を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず被災者支援問題について質問をいたします。一昨年の台風災害で被災者生活再建支援法が適用された旧上月町では、約 240 世帯の床上浸水家屋に対し新被害認定基準での第 2 次判定調査が行われたことにより、全壊・大規模半壊・半壊などの被害ランクの支援金が支給されたわけであります。もし、この時に平成 13 年 6 月内閣府の災害に係わる住家の被害認定基準運用指針に基づく調査、いわゆる被害認定新基準調査が行われていなければ、被災者は全て単なる床上浸水と判定され、大きな不利益を被ることになったのは明白であります。そこで今後の住家被災に対し、適切な支援策が講じられる事を求めて伺います。

第 1 点目に平成 13 年 6 月内閣府の被害認定新基準での調査を徹底することについてであります。

その 7 月 19 日大雨災害での水根・平尾氏宅は新基準での調査がなされたのか。していただければ、その理由を伺います。

その 一昨年の台風 21 号災害で、旧佐用町は約 70 世帯が床上浸水の被害を受けたが、

新基準調査での判定を行ったのか。

その この災害は、兵庫県として全県的に被災者生活再建支援法がなされた経過からしてと言いますけども、実際は、あの時の台風 23 号が全件適用でありました。しかし、兵庫県の補完制度でありました台風 16 号以降の災害に全件的に兵庫県の災害補完制度が適用されたわけであります。この経過からして旧佐用町でも第 2 次判定がなされていれば、支援制度は適用されたのではないか。

その 今後、被災住宅の被害認定は必ず第 2 次判定をすべきだがどうか。

第 2 点目に町独自の被災者支援問題について伺います。

その 今回の大雨災害での被災住宅に対する見舞金などの支援内容を明らかにされたい。

その 床下浸水にも見舞金を出すべきではないか。

農災被害では、町単補助の採択下限を引き下げるべきではないか。人家裏山の崩壊で、5 万円以下と判断されれば、町補助はなく復旧が放置され、更に大被害に繋がりがねないわけであります。

次に、高齢者への住民税増税問題について質問いたします。

本年 6 月から、住民税の老年者控除や高齢者の非課税限度額の廃止・公的年金等控除額の縮小や定率減税の半減が行われたことにより、高齢者の住民税は異常な引き上げとなり大問題となっております。この事は単に税金が上がったという問題だけに止まらず、国保税や介護保険料また各高齢者福祉施策の適用などに重大な影響を与えるものであります。そこで本町の実態や激変緩和措置を求めて質問をいたします。

第 1 点目、佐用町における高齢者の増税実態であります、その 昨年度は非課税であった人が本年度課税されたのは何人か。

その 昨年度は均等割のみの課税であったが、本年度所得割が課税されたのは何人か。

その 昨年に比べて住民税が 2 倍以上の人は何人か。その内、最高の人は何倍になっているのか。

その 非課税措置の廃止により、軽減措置を適用された人は何人か。この人達は、更に来年は 2 倍、再来年は 3 倍になっていくのか。

第 2 点目に軽減策についての諸問題について伺います。

その 高齢者の非課税措置は廃止されたが、「障害者」や「寡婦」についての非課税措置は残っています。そこで本年度新たに住民税課税者となった人の中で、要介護認定がされている人は何人か。この人達の障害者控除はなされているのか。

その 各地の自治体では、一定の所得以下では住民税の半減や、所得割の納税義務のない人には均等割りも免除するなどの独自策の激減緩和措置をおしています。本町も考えるべきではないでしょうか。

次に、国保の医療費自己負担問題について質問いたします。国民健康保険法第 44 条では、病院での窓口支払いの際に失業などで生活が困難な人には減免できるとなっています。そこで伺います。

第 点目同法第 44 条の適用についてはどう考えているのか。

第 点目同法に基づき町民から申請があれば、どう対応するのか。

第 点目本町でも適用基準を明確にして、制度化すべきではないでしょうか。

最後に下水道利用者の休止料金徴収問題について質問いたします。月額 1,000 円の下水道休止料金は、長期不在者と処理施設の供用開始後 3 年以上未接続者を料金徴収の対象者としています。この未接続者からの料金徴収は、下水道法第 20 条に違反するのではないのでしょうか。同法では、使用料は下水道を使用する者から徴収できるとし、旧建設省は、下水道を使用していない者から料金は徴収できないとの見解を出しています。そこで伺い

ます。

未利用者の休止料金の徴収は違法ではないか。

以上、町長の答弁をよろしく願いして、この場での発言を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、議長。

それでは、鍋島議員からのご質問に被災者支援から順次お答えをさせていただきます。

まず最初の被害認定につきましては、本年6月に県主催の「家屋被害認定士」の講習を、住民課職員2名が受講し、認定士の資格を取得しております。

ご指摘の平尾氏の家屋につきましては、その認定資格を持った職員が調査に当たっております。16年の一昨年の21号台風被害におきましてですね、旧佐用町内においての調査につきましても、その判定は新基準により判定をいたしております。今後においても、当然、新しい基準で判定してまいります。

次に、町独自の被災者支援につきましては、平尾氏に対しましては、見舞金3万円をお持ちし、家屋裏の土砂、倒木等の除去費用は、全て町が負担するようにいたしております。

また避難所の確保やお弁当の支給などの支援も行っていました。

次に、床下浸水に対する見舞金につきましては、旧町での取り扱いが異なっておりますが、合併前の旧4町長で協議をし、合併後は床下浸水には見舞金は支給しないことで合意をしております。現在のところ、床下浸水に対しての見舞金制度は考えておりません。

次に町単独、町単補助の採択下限の引き下げを、下限を引き下げるべきではないかということではありますが、農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱では、国の補助制度に該当しない規模のもので、査定事業費が5万円以上40万円未満の場合としております。状況にもよりますが、5万円未満であるようであれば、受益者・関係者等で対処していただける範囲ではないかと考えておりますので、採択下限を引き下げることは、考えておりません。

人家、裏山での林地崩壊等が発生・危害を及ぼす恐れがある場合につきましては、県と町とで現地確認、調査し、県の補助治山又は町単独での復旧事業として対応をしております。

次に、「高齢者の住民税大增税について」のご質問にお答えをさせていただきます。ここ近年、住民税課税に係る法律等の改正が続いて行なわれております。特に平成16年度には老年者控除の廃止、平成17年度には定率減税の縮小、65歳以上の者に係る非課税限度額の見直しがありました。

これらの項目の改正は、本年度から適用され、課税期である6月には、全国的にも多くの高齢者の方々の問い合わせがあったと聞いております。税制改正の大きな理由は、「今や日本は世界に類を見ない超少子高齢化社会を迎えており、それを支えていく税体系を見直す」ということを目的とされているものであります。ご承知のとおり、先般、新聞史上等で、2005年に日本はイタリアを抜いて世界一の高齢化指数を持つ国になったと報道されました。日本の国の人口構造の特徴といたしまして、20代から50代までの社会を支えるべき世代の中でも、数の多い50代後半は定年を迎えようとし、そこから下の世代は先細りになっており、今より進んだ高齢化社会の到来が、現実として目前に迫っているということでございます。このことは、本町におきましても顕著に表れておりまして、本町の世代別の人口では、50代が1位、70代が2位、60代が3位を占める人口構造となって

おります。従いまして、今進められている税制改正は、従来は現役世代が、高齢者の年金や医療等社会保障費の多くの部分を負担した仕組みでありましたが、少子高齢化社会の到来により、これを受ける側、つまり高齢者にも応分の負担を願うことにより、持続的で支え合う社会を作っていくためのものであろうというふうに考えております。また、当然この趣旨で行なわれた、国の一連の税制改正を市町村においても条例改正として行なっております。

さて、次にご質問の多くは、人数についてのお尋ねであります。今回の改正は、1つの項目の改正というより、それぞれの項目の改正が絡み合っております。また合併を中にはさみ、データ上、厳密な意味で、個々の特定の人の比較までは至りません。したがって、最大限の分かる範囲で、結果の数値の比較という点をご理解をお願いしたいと思います。

以下は、委託電算会社をお願いして数値を算出したものであります。

先ず、最初の質問で、「昨年度は非課税であったが、今年度課税された人数」でございますが、980人でございます。次に、「昨年度均等割のみであったが、18年度新たに所得割を課税された人数」は、142人でございます。次に「昨年比で住民税が2倍以上の人数は、また、最高の人は何倍になっているか」とのご質問でございますが、単純計算では462人となっております。最高の人については、生命保険の死亡一時金払戻等、個人的な理由によるものも含まれているため、何倍ということではお答えはできません。次に、「非課税措置の廃止により、軽減措置を適用された人数、来年及び再来年の見込は」というお尋ねですが、平成17年までは、一律に年金額265万円以下については課税されなかったものであります。平成18年からは、扶養1人で約200万円以上の年金収入があれば課税となっております。この該当者は779人でございます。来年、再来年の取り扱いでございますが、来年は本来の課税額の3分の2、再来年からは軽減措置はございませんが、均等割の方が多くを占めており、従って税額としては大きくないと考えておりますが、来年度より、税源移譲を目的とした所得税、住民税の比率も変わってくるので、一概に何倍になるかは、現時点では申し上げられません。

次に、軽減策についてお答えをいたします。最初の「本年度新たに課税された人の中で、要介護認定者は何人か」とのお尋ねであります。先ほど申しましたように、個々の特定には至っておりませんのでお答えができません。また、「この人たちの障害者控除はなされているか」とのことですが、当然、障害者手帳を持っておられる方につきましては、障害者控除の対象になります。又そうでない方につきましても、町長の発行した障害者控除対象者認定書により税の控除の対象となっております。

最後に、自治体が行なう住民税の減免措置についてのお尋ねでございます。税の減免の場合、地方税法第323条で条件が定められております。この条件に基づき生活保護世帯については免除を行っております。中には、退職者等一律にその年度の住民税を軽減するという取り扱いを行なっているという自治体もあると聞いておりますが、その取り扱いも現在変わりつつあると聞いております。本町では、退職者等にそのような取り扱いは行なっておりません。

最後に、近年、厳しい時代環境の中で、お互いに負担を分かち合う税制改正が進められ、高齢者1人1人にとっては、それぞれ暮らしが異なる中で、それをつぶさに感じられておられることもよく理解しております。これからは、納税について、これらの趣旨について一層町民の皆様のご理解を賜る一方、更に納税者の声を聞いていく必要があるかというふうに思います。そういう手立てについても考えていくよう税務課にも伝えている次第であります。次に、国保の医療費自己負担についてでございますが、ご質問のように国民健康保険法第44条では、「一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、減

免及び免除の措置をとることができる」とあります。この趣旨については理解をしており、実施するには、当然町の要綱なり規則で定めなければならないと思いますが、しかし、現在の国保特別会計の実情を考えますと制度化するには、財源的にも非常に困難ではないかというふうに考えます。現在のところ制度化しておりませんので、申請があっても対応できないのが、現状であります。ちなみに県下の状況を申し上げますと、8月1日現在で29市のうち要綱等で定めているのが18市、町では12町のうち2町となっているといふふうに聞いております。現在のところ制度化することは考えておりませんが、今後とも近隣の市町の状況等も考慮し、検討、判断、その時に判断をしたいというふうに思っております。

次に、最後に下水道未利用者の休止料金徴収について、違法ではないかとのご質問にお答えをさせていただきます。この休止料金は、公共マスを設置した全住民の早期の接続を目的に3年以上未接続の場合、又は将来事情により未接続になった場合においても、基本料金の半額程度を休止料金等の内容で頂くことで、住民説明合意を頂き、事業開始したところでありますことは、議員もご承知のことと存じます。県下においても、財政力の弱い市町では、大多数この方法を採用し供用開始の3ヶ月時から一律に基本料金部分は、未接続であっても、合意で徴収する市町もございました。休止料金は、旧上月町では未接続者と合意の上、基本料金3,000円の2分の1相当分1,500円を、月額1,000円に軽減し頂いております。他の他の3町においては、合併協議時には休止料金をいただいていた町と、事情により中止されている状況でありましたので、協議検討をする中で、新町での継続調整事項としておりましたが、本年4月から未接続者の休止料金は、合併後の旧4町間で不均衡を長期化させないために請求の停止を決定し、現在は、旧上月地域においても町域においても「未接続者の休止料金」は頂いておりません。議員ご指摘の内容は、昭和54年1月に、松山市で3ヶ月以内の接続義務を条例で定めており、期間経過すれば未接続者も一律に徴収していることの疑義協議の回答として、建設省下水道企画課長が未接続者について、下水道使用料として賦課するのは、適当でないとの回答している内容と承知しております。市町村合併時に廃止した市町、下水道法に定める使用料ではなく、公共マスの維持管理費として徴収するという市町、そして財政面等から存続調整中の市町、それぞれ、いろいろとあるというふうに聞いております。本町でも、早期に接続を完了された方からは、3年以内に接続義務の住民合意の促進の要請もありました。住民の方には、下水道への接続には費用も伴いますが、接続者との不均衡問題も踏まえ、十分理解を得ながら接続の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、この場での鍋島議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、被災者支援について再質問を伺います。

一昨年の台風が4つの大きな台風ということで、16号、18号、21号、23号この兵庫県が16号台風以降のね、災害について、補完制度作ったという経過があります。ただ今町長の答弁で、一昨年の佐用の状況を、今報告ありましたけども、これは、一昨年の状況を明確にしてね、今後の災害、被災者支援にどう活かしていくかと、こういう角度から質問しているということで、ご理解いただきたいと思います。それでは伺いますが、一昨年、約70世帯が床上浸水で第2次判定を行ったという答弁がありました。では伺いますけども、その時に単なる床上浸水から、半壊、大規模半壊、全壊は中々ないでしょうけども、こういったランクに判定が上がり、支援が適用された。そういう世帯は、この70世帯の

中でどのくらいあるのか。これをまず、伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） その件につきましては、私ども把握しておりません。帳簿をまた、調べたいと思いますけれども、現在のところは、把握しておりません。

〔鍋島君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 現に、これがもしも判定されているのであればね、昨年度から予算決算出てきている、いわゆる、この支援金のね、支給に該当しておるわけですから、これは把握できないはずがないんですね。それで是非把握していただきたいんですけど、何が聞きたいかといいますとね、私が合併後、決算予算を見て来る中で、この支援金問題ではね、ほとんどが、旧上月町の関係、このような質問の中では感じを受けておるんですね。分かりませんよ。何が言いたいか言いますと、第2次判定、本年度2名の職員が講習を受けられたそうでありますけども、一昨年の方にどういう国や県から通達があったか。これはね、あの時にできるだけ柔軟な判定をなささい。こういう指導が、国それから県を通じてね、あったわけです。で、それを基本に上月町では、かなりの職員が出て、被災住宅を判定して回った。勿論県民局の指導がありましたけれども、やったわけですね。そういう中では、床上浸水家屋の7割近くが半壊以上のね、判定を受けて支援金を受給できたという事になったんですね。それで、一昨年にもしも佐用が、そういった柔軟な判定をせずね、杓子定規の判定だけでやってたとしたら、これは70世帯の中でほとんど無かったんじゃないかと。半壊以上はね。というような点が非常に心配なんですね。その点では、これは是非、一般質問してて、文書出してたんでね、調べてあると思ったんだけども、是非調べていただきたいという事と、もしも結論から言いますけど、結果として、ほとんど無かったという事であればね、その時の判定をもう1回やり直して、それから今度講習受けてますけども、それを全町的に徹底していただきたい。あつてはなりませんけども、ただ今台風13号が来ております。どういう被災に合うか分からないんですね。そういう時に、旧態以前とした判定であればね、これは被災者救われないんで、そのあたりは、一昨年の総括も踏まえて、きちっとやっていただいて、この今後に臨んでいくという点で、お考えをお聞きしたいわけなんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵迩典章君） まああの、もう2年前になります。私も、正確な事は言えませんが、当時のですね、災害に対して、まず最初に、いろいろと、その判定をし、通達が激甚災害になってですね、判定をもう一度見直すということ、この事はやりました。ただ、佐用町の場合はですね、その上月のような床上と、同じ床上でもですね、壁の方の上の腰まで来るような浸水箇所というのは、ほとんど無かったわけで、私は、あの時見直した中

です、その半壊に至る物は、ほとんど佐用町では判定はできなかったというふうに記憶しております。その辺は、担当者もできるだけ基準に適合するものは、被災者支援をするという立場で対応を佐用としてもしたというふうに考えておりますのでね、その辺は、今、私が申し上げたような、結果的にそういう結果になったというふうに記憶しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、大事な件なんでね、今、町長が言われたけども、恐らく半壊は無かったらうと。そういう感じがしますわ。決算書を見ておたらね。それで、半壊の下のランクというのは、床上浸水の損害率 10 パーセント以上 20 パーセント未満。こういうランクまで、これは支援金は 25 万円でありますけども、このランクはね、恐らく柔軟な判定をすればね、出てきたというふうに、私は思うんですね。私の、これ意見ですけども。それで、町長に是非お願いしたいのは、折角旧上月町の職員、今日ここにみえております各課長そうです。判定に係わっておられます。ほとんどの人がね。ああいう蓄積があるんだから、是非それを全庁舎的にね、やっぱり基準判定を考える 1 つの判断材料としてね、今後の災害に活かしていく。その為にも、そういった 1 回検討委員会でも作ってね、対応していただけないか。同じ被災を受けていても、判定仕方 1 つによって支援金ゼロと支援金有りという事ではね、被災者としては、これたまらん事なんでね、その当たりの統一基準も踏まえて、勿論県が基準決めますけども、折角一昨年の上月町の職員の蓄積があるんで、それを是非検討委員会を作って考えていただきたい、このように思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう判定基準というのは、皆さんに公平に、やっていかなきゃいけないという立場ですから、正確をまず期さなきゃいけないということだと思います。まあ、あの、今講習受けてですね、担当課がしておりますけれども、そういう、そのこれまでの経験で受けた、経験をした職員が、今言われるように、あれば、一度そういう事についてですね、どういうふうに対処していくか、考えて取り組んでいくかを考えてみたいと思います。ただその基準ですから、そのできるだけ柔軟にと言いながら、それはやはり、それはね、故意にいろいろと曲げてということは当然できません。だから、その辺は、公正にやるという事も、職務のうちの大事な部分ではないかというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その辺りが、旧上月の職員、よく分かっているというふうに思いますのでね、是非、そういった蓄積を活かしていただきたい。何度も言いますが、これの被害ランクの判定によってね、その後の被災者の支援やそういった施策がね、大きく変わってくる。当然罹災証明書を町が発行しますけども、その時に床上浸水と半壊ではね、大なるの違いですね。新旧の対象もありますけども、今、さかんに言っています、県のフ

エニックス共済、住宅災害保険ですね。これも基本としては半壊以上じゃないと、いくら加入率を高めたとしても、床上浸水の判定まで当たりはね、これは対象にならないわけです。そういった点での問題もあります。そういった問題もありますので、この判定、厳格にね一昨年の教訓を活かすと、蓄積を活かすという事で、やっていただきたいと思いません。続いて、町独自の被災者支援の関係でありますけれども、ただ今見舞金の関係では、佐用の関係でありました。これも確認したいんですけども、平尾氏宅は、壁を突き破って、ああいう流木が、材木が突っ込んで来てますけども、一部損壊という判定でありますけども、これは第2次判定結果が一部損壊ということなのか、いわゆる第2次判定として延べ面積に対する損害割合何やら細かな基準がありますわな。ああいった事できちっとやって、一部損壊止まりの判定だったか、この点、もう1回確認したいと思えますけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔住民課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 先ほど、町長言いましたように、2名の職員がこの認定士の資格を取得しておりますので、その職員が判定したということでありまして、私が素人目で見ましてもですね、半壊というふうには至らないと。確かに壁は突き破っておりますけども、若干、この家も一部分傾いております。ですけども、今のところ、まあそう、今はですね、復旧しております、住んでおられるということなので、一部半壊で、ということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それでね、まず伺いたいのは、上月町はお世話になった、旧上月町でお世話になった県の補完制度の、この要綱、制度ですね、これは一昨年の台風16号以降の台風災害に適用するという事で、交付申請できるのは対象者、こういう人と明確に書いてます。この基準で照らして、1つは当然の事ながら、今、半壊それから10パーセント以上の損害率の床上浸水等の判定があればね、これは当然、県の制度として当然、まあ町の負担もありますけれども、制度としては使えるのかどうか。この点については、どう考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 申し訳ありませんけども、勉強不足で、ちょっと分かりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これに基づいてね、今予算決算、上月町では支援金を出しているわけですから、というのは、被災後3年、3年だったかな5年以内だったか、有効は5年なんです。まだまだ一昨年の台風の有効期限なんですね。今から申請者も出てきます。当然、法的にはね、ああ制度的には、そういう事なんで、この制度がどうかというのは、ちょっとね、これは、きつく言えば、ちょっと課長、残念だというふうに思うんですけども、じゃあ、町長、これ制度使えますか。どのように聞いておられますか。一昨年の制度。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） いや、まあ、その今、課長が分からないと。私も、そこまで担当課からは報告を受けておりませんから、内容について、今ここで確認する事はできません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 平尾氏宅の問題もね、一部損壊というのは、いわゆる床上浸水判定で言ったら損害率が10パーセント以上20パーセント未満というランクがあります。これに該当するかどうかなどの検討はされなかったですか。くどいようですけど、大事な点なんでね。そういった判定はされないですか。一部損壊だけで。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 今回の場合は、しておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、あの、ここでやってもしょうがないんでね、是非ね、重大な今後の問題なんで先ほど指摘さしていただいている点を是非詰めていただいて、それから、今の平尾氏宅の問題も、いわゆる県の制度から見て、専門の講習受けた職員が見たんだたらね、判定できると思いますので、損害率10パーセント以上かどうかと、そういった問題も再度検討して、適用できるようだったら適用すると、この制度をね、いう事で考えていただきたいんですけども、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは当然の事だと思います。そういう制度があつてですね、損害率というものを示して、私は、まあその損害率が10パーセントになっていないから、一部損壊だというふうに判定したというふうに認識しておりますからね、はい。だから、今課長が分からないと言ってますけども、それは、多分、判定士が一番大事なところですから、その点は、確認した上で一部損壊ということで判定がされたというふうに認識しております。もしか、それが間違っておれば、それは訂正、また申請をさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、床下浸水の関係で、是非町長に聞いていただきたいのは、前から床下浸水までは出しませんという事はね、町長から聞いておるんですけども、私、是非考えていただきたいのはね、床上浸水もピンからキリまであります。被害はね、床下浸水もピンからキリまであります。当然の事ながらね。だから、マチマチですね。ひとくくりに床下浸水と言いますけども。それで、私一昨年の方に、町民の言葉の、人の言葉が非常に残っておるんですけども、旧上月では床下浸水のお宅にも1万円の見舞金を支給しました。その時に話を伺ったんですけども、災害に合った人というのは、ものすごい心細い気持ちになっていると。その時に例え金額はいくらでもね、見舞金という形でいただいたら、自分は行政から見放されてないという感じがしたと。非常に嬉しかったと。これ、直接の言葉ですから聞いてくださいよ。そういった声を聞いているんですね。この大事な行政と町民との関係では、大事なこっちゃないかというふうに思いました。そこで、そういった声があるということについて、町長は、どう考えるのかという事とそれと兵庫県下の状況ですね、県下で床下浸水までの対応というのはどうなっているのか、今日調べて、この質問する予定だったんですけど、ちょっと時間がなかったんで、できてないんで、これ町長調べていただいて、全県の動向を見ても検討するというぐらいの考えはないかどうか、この点を聞いておきたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう災害が出た場合ですね、皆さん方のそのお気持ちというのは、私も良く理解できます。しかし、まあその今お話のように、床下浸水というようなのは、それこそピンからキリまで、どうしてもですね、地形上通常の水路等の管理をある程度しておればですね、ならない所も、床の水が上がって、床下を走ったという事、そういう場合もあるでしょうし、その何かの災害と一緒に複合してなった場合もあると思うんですけど、ただ、床上浸水と床下浸水とは、これも大きな違いがあります。ですから床下浸水であればですね、これはもう、ほとんどの場合、多かれ少なかれ大雨の降った時には、家のどこかには、やっぱし、そういう災害的なものが発生している場合が多いんで、これはやっぱし町民皆と、共有の問題として我慢して、これに対応していくという気持ちで持ってもらわないとですね、そこまで全部、人にして対応していくと、返って非常に不公平な問題も出てくるというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 全県の動向は。

町長（庵途典章君） まあ、ですから、全県の動向というよりか、私は、床下浸水というのは、全県がどうか、もし全県でね、皆がどこの町もやっているという事になれば、当然、そういう事も対応しなきゃいけないんでしょうけども、やっていないという事は、私のような考え方で、それがやってない、そういう事まではされていないというふうに判断しておりますので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、次の住民税の関係でお伺いします。これ税務課長にお聞きしたいんですけども、一体どのくらいのね、住民税の引き上げになっておるのかという事で、今町長から人数等ですね、報告ありました。で、ちょっと税務課長にお聞きしたいんですけども、例えば年金収入が、265 万円の人があったとします。年金収入がね。で、265 万円です。これは昨年の住民税はどうだったかという、まず公的年金控除で 140 万円引かれます。で、残りは 125 万円です。125 万円以下の高齢者というのは、非課税というのが、昨年まででありました。ですから単純、これ勿論単純計算ですよ。単純計算で言うたら、この方は住民税 0 円です。均等割りも掛かりません。で、ところが本年度は同じ 265 万円の年金収入でも、公的年金の控除額が 120 万円に減額されています。ですから、265 万円から 120 万円引いたら 145 万円。で、当然 125 万の非課税措置が無くなってますので、他の保険料控除や医療控除やいろんな雑損控除を考えなければね、この 145 万円に仮に住民税率を 10 パーセントしますと 14 万 5,000 円という事になります。これ単純計算でね。で、そこで同じ 265 万円の年金収入の人が、昨年は 0 円。住民税。今年は 14 万 5,000 円こういう単純な見方ですけども、事になるというのが、今回の非課税措置の廃止や老年者控除や定率減税の半減、こういった結果ではないかと、このように理解するんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長答弁願います。

税務課長（大橋正毅君） はい、あの 265 万、新聞、朝日新聞ですか、これは、おっしゃるように 265 万でしたら、一切税金は掛かっておりませんでした。均等割りも掛からず 0 円と、こういう事でございました。ちょっと朝日新聞には、277 万の例言うんですか、が載っております。で、この方は、住民税言うんか、今年は、県民みどり税が、入っておるんですけどね、4,000 円、4,000 円。この方が、06 年度 3 万 1,100 円という試算が載っております。で、これも今まで単純に 265 万の人の、人から 120 万引いて、税額がこう出されたと思うんですけどね、実際この配偶者がおられれば、配偶者控除もありますし、基礎控除もありますし、それから社会保険料控除等もございまして。それと、これ本来の税率が 3 万 1,100 円ということになるんですけど、これ 3 分の 1 とか 2 分の 1 とか、そういう段階的いうんか、125 万これは 277 万は、掛かりませんがね、265 万ぐらいでしたら、そういう段階的な部分がありますのでね、そんなには、おっしゃったような形では上がらないと、そういう、上がりません。それから、これも先ほどもありましたら、住民税いうたら、

人口構造によって変わってきて、結構影響があります。60、そのどない言うんですか、その若年者いうんですかね、それを相当いうんですかね、それ以上の税金を納められておられます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、あの丁寧な説明だったんですけど、あのね、とにかく、おおざっぱに計算している話してたんで、いろいろ扶養控除なり言われたらややこしいんだけど、要は 260 万、270 万の人がね、昨年 0 だったのが 10 何万になって、但し今年度 3 分の 1 ですから、3 ヶ年で 3 分の 2、3 分の 3 しますよね、3 分の 1 だから、3 万か 4 万になったということですよ。何が問題かといったら、昨年度 0 だった人が 3 万、4 万という、そういう勿論単純計算ですよ、1 つのモデルで。いう事。これがね、今回の住民税の大問題となっているわけでありまして。それで伺いますけれども、町内で多くの方から問い合わせがあったという事でありまして、税務課で、どのくらいの方から、この問い合わせがあったのかという事、できたら、その内容ですね、この 2 点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） はい、件数自体は控えておりません。窓口に来られた方、それから電話等でお尋ねの方、それぞれございました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それじゃあ、軽減策について伺います。確かに町独自のね、施策というのを是非考えていただきたいというふうに思いながらも、中々難しいなという思いも込めてね、これは町長に要求しているんですけども、しかしね、町としてできる事があるんじゃないかという事で、この障害者控除の問題を提起しております。つまり障害手帳を持っておられる方、まあ障害者控除や、それから非課税限度額 125 万円の非課税限度額、これは年寄りも外れたけども、寡婦や障害者は残っております法律でね。当然適用されます。だから障害者の控除を受ければね、その人は、先ほどの 265 万、270 万の人は、また今年も住民税は 0 なんです。それ程重大な内容であります。その事で伺いますけども、障害者手帳を持っていなくても、要介護認定者は、障害者の控除ができます。これは、4、5 年前でしたかね、かなりありました。それで伺いたいのは、新たなお金の要る施策は、町はできなかったとしてもね、この要介護認定を受けている人達が、当然、障害者の控除を適用できる、この人達がどういう事になっているのか。つまり要介護認定者の名簿を基にね、きちっとして、そういう措置がとられているのかどうか。最低限この事務はですね、やっていただきたい。伺いますけども、健康課長、要介護認定者の名簿は、直ぐ揃いますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えしたいと思います。今まででもこの要介護認定者につきましては、通知等を差し上げて、健康課の方にずっと証明を取りにこられた方については、証明書の発行により税務課の方で控除を行っておりますので、これからも、そういう格好でやっていきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、それだったら話は簡単ですよ。だから要介護認定者がどうなっているのか、それから障害者手帳を持っているんだから、障害者の適用をされているだろうと限りませんね。限らない事は各地で起こっています。それで、その辺りを総ざらいしてね、そういった障害者控除の関係がきちっと全体としてなされているかどうか、この辺りの詰めをやっていただきたいというふうに思うんですけども、これは新たな制度を作る必要もないし、当然法に則った事務ですから、やろうと思えばできるというふうに思うんですけども、やって当然、救われる方も出てくるというふうに、私思います。その点で、そういった点検をきちっとやるという事を、この点は、是非、町長、考えてもらえんだろうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、法に則ってですね、そういう適用をしていくという事を、それは事務の中で、常にやっている事だというふうに思ってますから、それを総ざらいして、もう一度やれという事自体、私は、ちょっとあまり理解できないんですけども。今、健康課長もお話したようにですね、ちゃんと通知をしながら、それぞれ事務を行っている事ですので、今後とも、そういう、遺漏のないようにですね、さしていきたいと思っておりますけど。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 町長、ちょっと聞いて欲しいのはね、余所の自治体ではあるんですけど。手帳やそれから要介護認定者が、この障害者の適用をされなかったり、つまり非課税の適用をされなかったという例があるのでね、佐用町が全く無いと、私は言い切れないと思うので、点検をお願いしたい。

町長（庵逄典章君） それは、結局非課税の申請をしなきゃ、しないと。結局、通知をして、申請をされなかったという中で、その扱いがされてないという場合の事をおっしゃっているわけですね。それについては、まあ通知を、ちゃんと町としては、していくという事。これが、まあで、責任を果たしていけるというふうに思うんですけども。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 何遍も言いますけども、それで通知して、適用されて無い人にね、再度通知も含めてね、徹底をお願いできないかと、これは特別に金が掛かる事じゃないんじゃないかと思うのでね、それでお願いしとんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 健康課については、介護保険認定者のみの事でございます。これにつきましては、今までも通知を差し上げてその中で、既に障害者手帳を持っておられる方、ハッキリと思うのは、税務課のあれで掌握ができてる部分についてダブっておる方、そういうふうな分については、改めて通知はしておりませんが、一応健康課でできる限りの手は、今までも尽くしておると思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 一番、肝心なのは税務課です。そういった健康課が措置しとんだったら、税務かとしてね、この名簿に基づいて、この人は、ちゃんとできとんなどというようなチェックはできませんか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、名簿自体は、それぞれプライバシーも、それぞれあると思えます。

〔鍋島君「役場の中や」と呼ぶ〕

税務課長（大橋正毅君） 役場の中。ただ、今までの継続分とかね、分かっておる分につきましては、やっております。で、新規の分いうんですかね、こちらの方とも情報として分からない部分というか、その方が新たに該当されておるんか分からない部分もございまして、そういう部分について、留意して、おっしゃる事は、良く分かります。やっていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 国保の関係で伺います。

まああの、町長も 44 条の法があり、そのようになってるという事は、今述べられました。確かにこれは罰則もなければ何もないというね、そういう法律であります。しかし、法でね、このように規定している以上、まだ 18 市 2 町ですか、制度化してるのは、県下でそういう事らしいですけども、当然法がある以上はね、町としては、町民からそういう申請があれば、考えざるを得ないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺り、いくらあっても、県下の動向見ながら、もっと他の自治体ができるまでは待つという考えなのか、いやいや法があるんだったら、一応考えてみるというふうに、これを契機にね、思っていただけなのかどうか、その辺り、もう 1 回確認したいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 実際、国保会計非常に今、段々と厳しくなっている中ですね、その負担を免除するという事事態、大変厳しいと思うんですけども、ただの今、滞納も非常に多いという状況ですね。その滞納がですね、こういう本当に支払えることができない状況に陥っている方、そういう方の滞納というのに対してと、本当に支払う能力あって滞納しているという場合と、これは非常に大きく違うわけです。その辺に対して、そういう対処をする為にも、そういう法律が無いと全くできないという事であればね、この辺は検討を今の国保の加入者のですね、今、状況を見て、検討すべき点は検討しなきゃいけないなというふうに、今、思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これは合併前のね、丁度一昨年 9 月ですね、一昨年の 9 月議会で、中川町長に当時の町長に聞いたんですよ。そしたら、その時の答弁は、県に聞いてみたら申請があれば拒否はできないんですよ。こういう法がある以上ね。それで基準等をですね、合併後、連絡調整の中でしていく必要があるんじゃないかというような答弁になってます。まあ、議事録、議会だよりありますので、それ見てもろたらいいんだけど。それで、申請があれば拒否できないということは、県が言っておるという事だったんだけど、町長にお願いしたいのは、だったら県に再度ね、法があってもやってる所が少ないからよろしいかということ、どうなのかどうか、この辺りは、県に確認していただけないか。

議長（西岡 正君） 町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、鍋島議員からですね、いろいろと教えていただいて、私も、そういう事まで知りませんでした。だから、それは担当課としてですね、これは確認をきちんとして対応していく責任がありますから、当然させます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）            じゃあ下水道の休止料金の関係であります。まああの、答弁の中で法的な問題というよりもね、全町で合併後の全町的な整合性という公平さの問題ですね。いう中で、4月から旧上月町の休止料金の徴収をストップという事をお聞きしました。非常に大事な問題ですね。この4月からストップする事に対して。これはどう大事かと言いますと、私は、休止料金はあかんと思っただけで、町に条例があってね、休止料金のちゃんとした下水道条例の中にありますよ。休止料金、つまり未接続者という事でね、長期不在者と。条例があってそれを4月からやってはいかん。言うたんじゃないですよ。公平性、整合性の為にやったという事であれば、何故その事をね、議会にも知らせずに、これ条例にある内容ですから、されたのか、この辺りをどう考えられますか。

議長（西岡 正君）            はい、お答えください。

〔町長「下水道課長、どうやった」呼ぶ〕

議長（西岡 正君）            はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）    合併協議の中では、継続事項として挙がっておりまして、ただ、議会の方には休止料金、ただ4町間に格別に4月までに料金とか、そういう格好の事について旧町の使用料金等については3月一杯までに調整して、するという格好で合併協議の中でなっておりますので、まず調整その段階で町長の決済もいただきまして、しております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）            はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）            それ聞きたいのはね、条例にあるでしょ休止料金。つまり長期不在者と供用開始後3年を経過した者というのは月額1,000円と。条例にあった事に対して、これは不具合だからやめていただきたいんですよ。しかし、そのただ条例は何だということになるんですね。条例改正もしない。議会にも報告もしない。それは当局の英断でやってしもたと。ちょっと英断が違うと思うんだけど、その辺りは、条例上の観点から見てどうなのかという、その辺りはどうなんですか。

議長（西岡 正君）            はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君）            ご指摘のとおりです。条例がある以上それをちゃんとやらなきゃいけない。それが変更するとすればですね、その手続きを踏まなきゃいけない。という事、ご指摘のとおりです。私も、そこまでの事が抜けてたという事で、この辺についてはですね、3町が無かったと。上月町だけだというような特殊な、その事情の中でですね、早急に、それをいつまでも、これを放っとけないという事で、対応させていただいたという事だったと思います。私もだからこの辺のところ、実際旧佐用にしても、他の所に、南光にしてもですね、ありませんでしたから、その辺の事が問題が、そんなにあるという感覚は持ってなかったという中で、抜けておりました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これは上月ではね、頻繁に、いろいろ問題にしたり議会で問題になって、課長もいろいろ、当時の下水道課長が苦慮されたという事があったんですけども、それ最後に聞きますけどもね、これ自体は悪くありません。廃止はね。やっぱり法的な整備が何やらきちっとするという事は、当然していただかなきゃなりませんし、それから何よりもね、この間休止料金を徴収した、つまり下水を流してないのに、毎月毎月 1,000 円払っていた人、そういう人に対してね、きちっとした説明等を、まあ文書、葉書等でも最低限いいと思うんだけども、そういった対応はされてるのかどうか、してなかったら、最低文書配布でね、何でお宅から貰わなくなりましたかという事は、知らせる必要があるんじゃないか。その辺りはどう考えておいでですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 今後、その加入負担金という、この休止料金というのは、元々その 3,000 円。基本料金同様いただくという事やなくて、まあ加入負担金を軽減している分、それで将来未接続、新規に加入した場合今期 22 万 5,000 円という格好で掛かってきますけれども、そこら辺の差を半額程度で埋める方法として、という事は、下水道加入負担金を極端に軽減せざるを得なかったと。そこら辺の中で合意の中で休止料金を一定期間、要は 22 万 5,000 円以下に、納まる程度の中で、休止料金を一定の期間いただくという説明をしていただいていたもので、そこら辺も踏まえて、適当な所でいう事で、まあ町長には説明さしていただいたつもりでありますけども、全て私も合併協議を、協議の段階に参加しておりませんでしたので、ちょっと不足しております。ただ、いずれにしても方針が定まったら、通知、こういう形で全町が行きますという中で、手紙を出していくという形でいきたいと考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） もう 2 分割ってますのでお願いします。

21 番（鍋島裕文君） 手紙を出したという事、出しますという事

下水道課長（寺本康二君） 出しますという事です。

〔鍋島君「出しますね」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 全体として発言通告を出して、一般質問をさしていただいたわけです。その点では残念ながらね、やっぱり被災者支援問題については、当局の準備不足、これは指摘せざるを得ません。それから、先ほどの下水道未利用の問題についてもね、や

っぱり、私は十分に発言通告を見て、検討された。ちょっとここまで言ったらきついかも分らんけども、ちょっと残念な思いがします。その点では、是非ね、当局にもきちっと答弁していただくと、この事をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君の発言は終わりました。  
続いて、1番石堂 基君の質問を許可いたします。はい。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 失礼します。1番石堂です。非常に本日の質問午前中から緊迫した中で進められております。少し気分穏やかにと言いますか、していただく為に何とか緩やかに進めたいと思いますので、当局の皆さんご協力をよろしくお願い致します。

事前に出しております通告書、大きく3点とっております。

まず1番目に、少子化対策事業の進捗内容についてということであげております。

1つ目としまして、次世代育成支援対策推進法、これに基づき本町の方で策定されておる行動計画、平成17年度及び18年度、本年度における事業の執行状況について伺いたいと思います。

それから2番目としまして、今回の定例会においての一般質問でも数多くの皆さんから出ておりますけども、非常にこの少子化対策行政あげて急務の課題となっております。こうした中で、この策定されておる行動計画の見直しについて、有るや無しや伺いたいと思います。

そして3点目に挙げております少子化対策全般を総合的に検討する部署の設置についてという事を出しておりますけども、これについては、事前の質問者への回答という事で、町長の方から行革プランの中で検討しながら考えていくというような答弁がありました。で、これに付け加えるような回答があればしていただいて、無ければそのままで結構です。

続きまして、大きな2番目としまして、地方分権に対応した行政組織の効率化について。

1つ目に新町における職員定数の適正化計画について伺いたいと思います。

それから2つ目としまして、町職員の勤奨退職実施要綱に基づく退職者の状況について教えていただきたいと思います。

それから3点目としまして、合併後の本町の行政組織体制の強化。そしてまた職員の意識改革、これらに伴うと言いますか、結び付けられるような具体的な取り組み。18年度において行われたかどうかというような事を教えていただきたいと思います。

それから大きな最後3点目ですけども、有害鳥獣対策について、これについても事前の質問者と重複するところがあるかと思っておりますけども、2点。

まず1点目としましては、今現在新町においての、こうした獣害対策への支援制度。そして実際に行われておって、その効果とあるいはその現状を踏まえての、今後の課題。これについて、今現在当局の方で考えられている事についてお話をいただきたいと思っております。

それから2点目としまして、これらも含めてですけれども、今後の具体的な対応策について、あればお話を伺いたいと思っております。

以上で、この場の質問を終わります。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、少子化対策事業の進捗状況についてということですが、少子化対策につきましては、今日の本当に重要な緊急課題として、前回の6月議会でも石堂議員よりもご質問がありましたし、また今回も高木議員、井上議員、吉井議員からもそれぞれ関連の質問をお受けし、答弁をさせていただいております。

まず、次世代育成支援対策推進法に基づく、佐用町の行動計画についてでございますが、もともとの計画につきましては、平成16年度から策定作業に取り組み、合併を直前に控えていたため、合併後の新町でも対応できる計画とするため、旧町毎の委員会と平行して4町合同での策定委員会を開催して、合併後、即新町の計画となるように配慮し、策定をしたものでございます。この為05年、06年においては、大きな新事業を計画することなく、保育内容の充実、各園での一時保育事業の開始などが主な事業計画といたしておりましたので、計画の進捗状況はほぼ達成、その分については達成してきているものというふうに考えております。この計画の期間は、5年間を目途としたもので、最終年度の平成21年度では「子育てファミリーサポートセンター」の設置、「地域子育て支援センター」の開設などと共に「放課後児童健全育成事業」つまり、学童保育事業を旧町毎の4箇所で開設することといたしております。この事業については本年度から、町内で1箇所ではあります、マリア幼稚園に委託して開始しておりますので、計画から見れば一応先行した実施ということになっております。

2点目の、この行動計画の見直しについてであります。ご質問のように最近国においても県においても急激に変わってきております。県では、この4月から各県民局に、主に少子化対策を担当する「地域協働課」を配置するなど、本腰を入れた対策をとるべく、連絡会議なども頻繁に開催されるようになってきております。この為、当然事業内容も変わってくるのが予測され、この影響により町でもいずれかの時点で、計画の見直しが必要となる場合もあると思われま。周囲の状況を確認し県の指導も受けながら計画の見直しについては、必要に応じ柔軟に対処してまいります。

最後の少子化対策を進める上での総合的な部署の設置につきましては、現在福祉課で対応しておりますが、福祉の分野は、乳幼児から保育園、子ども会、各種の障害者施策、生活保護、老人会等の高齢者福祉をはじめ相当多くの多岐に渡っております。集中して少子化対策また子ども達の健全育成に取り組む部署の新設なども今後の検討課題として挙げておりますので、今後機構改革等の中で、行政改革の中で、取り組んで参りたいというふうに思っております。

次に、地方分権に対応した行政組織の効率化ということで、新町における職員定数の適正化計画についてのご質問でございますが、行政需要が多様化・増大するなかで、行政サービスの低下を来さないように留意しながら、長期的な視点に立って、計画的に適正な定員管理を推進していく必要が当然でございます。平成26年度まで今後の10年間に定年による退職者の見込みは119名でございます。このため新規採用の計画的な補充と事務事業の見直しや民間活力の導入、更には非常勤職の活用などにより総定数の抑制を図り簡素で効率的な行政運営に努めてまいります。

次の、勧奨退職制度につきましては、職員の新陳代謝を促進し人事の刷新と行政効率を図るため、満45歳以上50歳未満で勤続20年以上の者及び50歳以上60歳未満で勤続年数25年以上の職員を対象に毎年1月に勧奨を実施いたしているところでございます。旧4町時においては、合併を視野に入れ職員の新規採用の抑制、平成16年度からそれぞれ勧奨退職制度を導入し合併前までに9名の勧奨退職者がございました。新佐用町では18年度の勧奨退職希望者が、今2名となっております。

次に、行政組織体制の強化と職員の意識改革のための具体的な取組みについてのご質問でございますが総合計画、過疎計画、外出支援サービスや行政改革プランなど企画段階から職員の意見の収集、提案等を募集し又職員による検討部会を設置して、重要施策等においては、各課の職員により政策調整会議で検討するなど、職員の参画と政策意欲の高揚を図り、また関係課との連携、職員の協力体制などにより事業推進を図っているところであります。意識改革等でございますが、地方分権の推進により自己決定、自己責任の原則に基づき、より一層町行政の自己責任能力が強く求められるところであり、地方自治体、地域の自主性、自立性がより高まることにより、将来のまちづくり地域づくりにも大きな直接的影響が予想されるところでございます。この為職員一人一人が意識を持って取り組んでいく必要がありますので、職員の研修として地域の課題解決のため初任者から管理職まで職員全般にわたり計画的に自治研修所、県町村会の研修などに参加をさせ、それぞれの、役割においての実務研修、政策形成能力や創造的能力、幅広い見識を身につけるなど人材育成に努めているところであります。又 8 月 22 日には管理職全員を対象に住民との新しい良好な人間関係の構築、部下を適切に育成していける管理職として、又合併等を踏まえ円滑な職務の遂行、意欲的に働ける職場環境を図り、今までと違ったものの見方、考え方等創意工夫をしながら信頼される職員、地方分権にふさわしい人材育成に努めているところであります。又毎月の職員朝礼においても、地方分権の推進等に伴い補助金の廃止、削減、地方交付税の削減など「三位一体改革」が強力に進められている中、特に小規模の私達のような市町村ほど厳しい財政運営が迫られている状況から、財政の危機感を持って、又行政改革を意識し、町民の目線に立って信頼関係を構築するよう指導をしているところであります。今後において、職員の能力アップの為いろんな分野への参画意識を与え、町民とともに新しい協働のまちづくりを推進し新しい佐用町の発展のため努力してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策の支援制度又その効果と課題についてのご質問でございますが、国・県補助事業の対象としては金属フェンスで、採択要件にあてはまる事業については補助事業として対応しております。補助事業に採択されない防護柵については、町単独事業として予算の範囲内ではありますが、補助金を交付しております。ただし以前に補助を受けた防護柵設置箇所につきましては、現在のところは補助対象外となっております。

効果と課題ですが、鳥獣から農地・耕作物を守るために防護柵は、一定の効果があるというふうに考えておりますが、柵がいたんだり、柵をしても乗り越えて来るといふ事も聞きます。また今まで出て来なかった場所にも入ってくるということも聞いておりますので、集落・農地の立地条件を考慮するとともに、今後も要望に対しまして、支援ができるように、充分対応してまいりたいというふうに思います。その具体的な対策であります。獣捕獲活動として猟友会に依頼もしておりますが、今後も防護柵設置につきましても、新山村振興事業・中山間地総合整備事業等の国、県の補助事業や単独事業等に、町単独事業等によりまして対応してまいります。

以上で、この場での石堂議員からの質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） すいません事前に通告しております内容を、また今ご回答いただいた内容のちょっと順序を外れますけれども、少し和やかに始める為に 3 番の有害鳥獣の関係からお伺いをします。担当課長の方でお伺いをしたいんですけれども、アライグマの被

害報告というのは耳にされた事がありますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） アライグマの被害につきましては、さほど大きな被害という事は直接は、私はちょっと聞いていないんですけども。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。実は、私これ事前に質問する時には、全く承知をしてなかったんですけども、昨日既に質問を終えている議員の方からご教授ただいて、有害鳥獣の関係でという事で、情報なり状況ということで、当局並びに議員各位の方にもと言うことで、今日は述べさせていただきますが、それこそアライグマで承知してるって言ったラスカルぐらいで、まさかそういうもんが、こんな所に出てきて害を与えるというような事は考えてもいかなかったんですけども、実は、よくよく昨日帰って調べてみますと、ここ数年ですね、特に兵庫県下では数ヶ月の間に、非常に都市部においてアライグマの被害というのが急増しています。いろんな関係の所、ちょっと調べていきますと、ご察しのとおり従前ペットだったものが、自然界の中で異常繁殖をして、その繁殖力並びに生命力が非常に強い為に阪神間を中心にして、ずっと、その範囲を西へ西へ広げているという状況です。で、特にここ数ヶ月間の中の状況では、姫路それから北では、北摂から中国高速道路沿いに美嚢の、吉川の方ですね、吉川、社、あの辺りまで来ているということなんです。で、あの非常にこれ質が悪いのが、猪とか鹿とかじゃなくて、人間に非常に馴れているというんか、人間環境の生活の中に非常に適応しやすいと。で、繁殖力が旺盛で気性が非常に荒いと。そこら辺の犬とか猫みたいな感じで平気で家の中に入って来て食べ物を盗るとか野菜物を盗るといような状況になってます。まだまだ、この西部まで勢力を伸ばして来るには時間的にはあるかと思うんですけども、ちょっと事前の策として、当局の方は、考えておられた方がいいんじゃないかなというふうに思います。で、ネットなんかで調べますと、民間の駆除業者なんかも、そういうようなアライグマも対象にして、もう既に非常に営業活動始められておりますので、全体の情報として、少し、その事に触れておきます。で、ご回答いただいた内容の中で、再質問という事でさせていただきますんですけども、現在のその支援制度については、国県の補助特に金属フェンス等それから町単ですけども柵という事で、これは既に各農家、地域においてされている状況です。で、その施工されておる防護柵に対しての、実際の被害状況ですね、町長の答弁の中にもありましたように、ここ数年と言いますか、特に今年ですね、状況が変わってきているというのが、住民の方の声です。従来でしたら、大体こう谷筋を中心にしてとか、この山には猪が出るんやというような所が中心だったんですけども、今年春先から水稲が始まる前、野菜からですね、特に耳にするのが、一般の住宅の近くの畑に出たりとか、この秋口を前にして今まで出た事ないような田んぼの中、ぽつっと猪が出て来ると。で、当然、それらの周辺というのは、金属フェンスなりのり網がされていますけども、そういうふうな所を、もう既に、乗り越える柵、あるいは下を潜るとかというような事を、猪なり鹿が、もう体で覚えてきておると。ここ数年の間に。というのが、一般のまあ、猟師の方もそうですけども、言われるのは、そういうような体制です。そうした時に、現行こうされている防護柵あるいは金属フェンス、のり網等ですね、もうこれの中に猪が入って来とうか

ら、もう1回その中に自分とこの田んぼだけトタンなり緑色のフェンスで囲んでいるというのを多分、この秋にたくさん見られたと思うんですね。で、こうした状況の中で岡本議員のご質問に回答される町長の答弁の中に、もう抜本的な解決策には、今フェンス自身、防護柵自身がなくなっているというふうな発言があったと思うんです。で、そこを踏まえてお伺いしたい。それからまた、その質問の答弁の中に少しあったんですけども、罾ですね、檻を含めて捕獲用の罾。これについて、どっかで設置している、あるいは町が許可を出しているというような発言があったように聞いておるんですけども、それちょっと、もう一度確認で教えてください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 集落の方から要望が一箇所あった地域につきまして、その罾なんですけれども、まだ現在は設置されていないと思いますけれども、猟友会の方にですね、協議さしていただきまして、猟友会の方から管理をするということで、地域の猟友会の方が代表の責任者になっていただいて、地元で檻を、檻ですか、檻を作って設置するということで現在話が進んでおります。それが一箇所ありますけれども、それ以外は、ちょっと有りません。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 罾につきましては、罾と言うか檻につきましてはですね、そういう集落でやっておられる所といのは、今課長が言ったような話です。これは、猟師の方が、そういう猟としてですね、石井の奥の方でもですね、そういう常にこういう猟期に罾、鉄の檻をですね、仕掛けられているという所があるわけです。それから、この防護柵の設置をしておりますけれども、確かにもう金網を越えたり、それから学習能力があります。もう、それだけでは対応できないということで、町としてもですね、これまで県に対しまして、その柵というのは、暫定的対処良法であると、根本的には、やっぱり数を減らす方法をですね、考えていかなきゃいけないという事を、常々申し上げておりますけれども、まあ結果的に相当大きな、今費用を金網フェンスでも、メーター当たり施工しますと3,000円以上掛かっております。それだけのお金を掛けてですね、設置しているわけですけども、それに見合うですね、中々十分な効果が出てないというような現状でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 課長の方からお答をいただいたのは、あくまで狩猟用じゃなしに、有害鳥獣駆除の為の許可を出しているというふうにお答をいただいたんですけども、それが一箇所でするしいんですね。

農林振興課長（大久保八郎君） そうです。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。  
あのその地区は、春先に要請のあった旧の上月町内ですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、そうです。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 今、再度町長の方から追加してご説明をいただいた内容も含めてなんですけども、まあ今現在その防護柵、金網フェンス、のり網これらについて非常にその効果が薄れてきておる。猪、鹿、そういう動物の方の学習能力が非常に高いという、一部では笑いが出てましたけども、確かに現状はそうだと思います。で、あの私の集落でも以前にお話したと思いますけども、当然フェンスやった1年目、2年目ぐらいまでは少ないんですね。もう3年目になったら谷筋の所を穴掘って来たり、のり網については飛び越えたり、電柵についたら親の獅子押さえ込んで穴作って、ウリ坊が通るといふ、これ笑い話じゃなくって、多分聞かれたら皆さん結構耳にされると思います。で、こうした時に抜本的な対策というのは、確かに数を減らすしかない。で、その時に一番、今現在全国的にと言いますか、特に近畿地方では、まだ少ないんですけども、中国地方ですね、で、地形的に、ここの佐用町なんかは、もうほとんど中国地方、中国山脈の裾野ですから、中国地方の情勢に非常に近いと思うんですが、中国地方でここ3、4年前から、やっぱり先行的にというんか、やられているんは、罾なんですね。先ほど課長の方が1件許可を出されてるといふふうに言われましたけども、檻を含めての罾。これを岡山もそうです。広島、山口、島根は少ないんですけど、あの辺りでやられてます。で、行政自身が、こうした有害駆除の関係の防護柵費として、まあ関係農家であるとか、自治体、集落の方に出していく、いんな事業費を見ていっても、もう一通りフェンス防護柵等関係は全部終わって、今現在それでもこう駄目だったという、もう既に結果が出てますので、各自治体とも、各自治体というか、非常にまだ多くはないんですけども、次の手立てとしてこの罾による捕獲というのを、非常に狙っています。で、既にその効果が出ている所も沢山あります。で、それらはまた、担当課の方で調べていただいたら分かると思いますけれども、ただ、この時に非常に問題になる点が1つあって、既に春先に担当課長の方にもお話をしたんですけども、想像がつくように、今現在駆除をお願いしている猟友会との調整だと思っただけなんです。で、その辺りですね、今現在1つ許可をされている所があるという事でお聞きしましたので、その許可に至るまでの経緯それから今後の見通しですね、多分それで成果が出て来ると、他の地域からもそういう要請が出て来るといふんですけども、今後の見通しなり、猟友会の受け止め方等について、課長の方で分かる範囲でお願いします。

議長（西岡 正君） はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 現実、猟友会に駆除活動依頼した場合ですね、集団である程

度出てもらうわけなんですけども、やっぱり仕事を通常持っておられますので、休みの日が中心なるわけなんです。それと罾につきましては、その資格が銃と種類が違いますので、罾を持っておられる猟友会の方の責任者になってもらってですね、その方の管理上で罾を掛けてもらうということになります。それともう1つはですね、非常に猟友会も一番多い猟友の会員さんから言うと3分の1に減って、猟友会も割りとまあ高齢化になってきとんやというような話も聞きまして、なるべく多くの方に資格を取って、猟友会に入ってもらって活動して欲しいんやという事もあります。それで現在については、今回上月地区からの要請があった内容についても、基本的には即対応ができなかったというのは責任者が猟友会がですね、その地区の管理する責任者を決めていただくのに、ちょっともう、そういうような話の過程で時間が掛かったという事だと思っております。それで、これからはですね、兵庫県につきましては、罾と罾の2種類の資格を取る免許が特区の関係で別々1つだけ罾でしたら、罾だけ取れる資格ということは、兵庫県下の特区という事を、この18年度から取れる事になりました。ですからこれからは、ある程度集落で、そういうふうな活動をしていただけるなら、集落の中で代表の方、こういうふうな免許を取っていただいて、猟友会に入っていて、こういうふうな猟友活動をしていただければ、地域で罾を仕掛ける事も可能であろうというふうには思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） という事であれば、その免許を取った管理する人間が地元の方におれば、町の方は、許可を出す方向であるという事ですね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 基本的には、猟友会に入っていていただきまして、こちらとしては猟友会の方に駆除活動依頼の方を行いますので、それに基づいて責任者になっていただいて活動をやっていただきたいというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） はい、分かりました。まだ許可を出すのに越えなければいけないハードルが少しあるみたいなんですけれども、ちょっとアライグマから始まって予定時間を、かなり過ぎておりますので最後に、ちょっと1件だけ、この件に関して述べさせていただきます。今、課長とのやりとりからご察しがつくように、非常に猟友会さんが、これまでに強力でこうした防除に対して、協力をいただいている。そしてまた今回、罾でという事になれば、本来やられておる狩猟との関係で非常に兼合いが難しいというのが、これは中国地方、隣の美作とか大原なんかでも一緒だと思うんですけども、ただまあ、そこ、どうしても農家が今現在困っている被害状況そしてまた、そこに行政がかかわっていくというふうな事で、ある程度は政策的な判断をして猟友会なり、そうした所に働きかけを、町当局の方では是非、引き続きやっていただきたいなというのが1点と。それと先進的なところであれば、先ほど課長の方が触れられました特区で取れる罾、これに対して行政の講座を

開いている所もあります。もう既に。で、というのが、狩猟の免許だけでいきますと、本当に限られた年に何回かな、兵庫県では分からないんですけども、限られた回数しかありません。それらを、もっと容易に自治会の役員の方が取れるようにという事で、行政が主体的にその講座を開いて免許取得の応援をしている所、当然のことながら、罾とかの設置あるいは政策について補助金を出している所もありますので、是非防護柵等の事業の獣害対策として、町の方で、また引き続き強力に進めていただきたいと思います。

そしたら、次に質問の1番の方に帰りますけれども、少子化対策についてという事で、次世代の育成支援推進法に基づく行動計画について、具体的なこの17年度そしてまた18年度の事業内容についてお伺いをしました。で、まあ担当課長の方から、あっ失礼しました。説明にもありました、回答にもありましたように、従前の旧町の時代からの引き続きの計画を新町に合わせたという事で、で、あの、この事業目標に挙げている内容自身、私の方も今回初めて、こう見していただいたんですけども、まあ既に実証されている内容を取り敢えず書いて最終21年度だったと思いますけども、まあその時までには、新たな取り組みをとということで挙げております。で、あの、これ多分21年度に終了じゃなしに、多分21年度までだから。前期で22年から後期がまた始まるかと思っておりますけども、そうした長いスパンよりも、回答の中にもありましたように、非常に緊急且つ重要な課題、少子化対策。まあ、この一環を補助する為にも非常に大きな問題、内容だと思っております。で、そうした時に17年度そしてまた18年度新町になってから行われている内容ですね、これ形式的にこの計画に謳われるから、やられてますって言うんじゃないし、速やかに、こうした素晴らしい計画があるんで、是非この見直しをしていただきたいと思いますというふうに思います。で、この計画書の巻末の方にも触れられてますけども、当然示した目標に対して、その年度で実績を公表して、関係者から声を聞いて、必要があれば見直しをするというふうな位置付けの計画になってますので、本来計画が示しているとおり、この見直しというのを、速やかにやっていただきたいと思います。と言いますのも、この計画書自身、中に含まれている、重点施策とか項目ですね、非常に数多く挙げております。本当に友好的な、有益的な内容も網羅されていますので、そこらにある項目を1つでも実現性あるものにする為に、あるいは今現在町本来じゃなしに社協あるいは地域のボランティア活動として進められている内容もこの中にあります。そうした事を少しでも、行政が広く把握をし、今後検討されるその少子化対策、これらの中に是非活かしていただきたいと思いますというふうに思います。まあ、とりわけこれ自身の担当は福祉課ということですけども、先ほど町長の答弁にもありましたように、本当に広く期間の中、内部全ての部署が関係してくるような内容になって来ようかと思っておりますので、早急にこの計画だけでもですね、これまでの実績を踏まえた上そうした内容含めて具体的に18年度後半、あるいは19年度、何とか取り組める内容を、あるいは行政が支援していける内容があれば積極的に進めていただきたいと思いますというふうに思います。ええっとすみません。この件については、特に再質問はありませんので、よろしくお願いをします。

次に、少子化、あつもと。地方分権に対応した行政組織の効率化についてという事で、ご回答をいただきました。で、あの、もう一度再質問ということになるんですけども、まず、あの1点目の適正化計画について、これについては、今現在適正化計画は無いという事ですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは新町後ですね、策定をするという事で、今いろいろと検討をしながらやっているところです。現在のところは、そういう事で無いという事になります

ね。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） という事は、具体的な見通しとしては答弁の中にもありましたように、平成 26 年度までに退職者が 119 名ある。その補足、補充を抑制をしていって、定数を抑えていくというのが今現在有る具体的な数値的な目標と言いますか、目安ですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 具体的な目安じゃなくって、現実の数字として、今こういう状況になっているということで、これが今後ですね、新しい新佐用町の行政機構としてですね、どれだけの適正な職員配置、職員が必要かということ。これはいろいろな施設なんかのですね、今後の運営にも含めてですね、大きく変わってくるわけですが、そういう中で、当然数値としては大きく、きちっとした、そのいろんな施設の状況を踏まえた計画にはなっておりませんので、そういう事も含めて早く 1 つの目標は作っていききたいと。ただ、それは今後、そのいろいろと機構を変えていく中で、やはりその内容もある程度その定数も変わってくるのは当然です。ただ、現段階において 10 年先を見越した中で大体の目標というのは、当然作らなきゃいけないので、それを作っていきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） そしたら、まあ、そうした目標になる数値を作るという観点からなんですが、総務課長の方にお伺いをします。行政組織の方では毎年 1 度、その組織団体等の定員管理実態調査というのが、春行われると思います。本町が合併して間が無いので、新町での報告はもう既に終わっていると思いますけども、その定員管理の実態調査に付随して総務省の方から類団モデルですね。類似団体、定員モデルというのが示されておりますけども、合併後の本町の行政規模、当然のことながら人口、施設数それから関係機関それら、それから町道とか河川なんかの延長なんかも含めてですけども、これらも勘案した上で、その類団の定員モデルで言えば大体どの辺りに定数なるのか。あるいは、その、もう既にうちの町政規模を考えて類団モデル把握されていれば、その数字で結構なんですけども、お答えをいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、総務課長、答弁願います。

総務課長（小林隆俊君） 職員の適正化の定員管理の関係でございますけれども、これにつきましては、町長の方からもお答えありましたように、今年の 3 月までに定員管理計画を作成をしていきたいというふうに思っております。現在のところそういう事で、報告はしているという状況でございます。それから類団の関係でございますけれども、仰せの通り類団の状況につきましては、全市町を対象にいたしまして、人口あるいは産業構造の関係それらの各グループに分けましての、それぞれ普通会計によります比較資料が出てきておると

ころでございます。この資料につきましては、現在 18 年の 3 月に発行されたものが、一番新しいという状況でございます。その指数につきましては、17 年の 3 月の 31 日現在の住民基本台帳の数字、あるいは産業構造等におきましては、平成 12 年度の国勢調査を基にした物につきまして実施をされております。また職員の数等におきましては、17 年 4 月 1 日現在の数に基づきまして調査がされておるところでございます。この調査の基本となりますのは決算統計あるいは公共施設の設置状況これらに基づきまして、それぞれ比較はされておるところでございます。現在非常にまあ、合併市町村等も 3,200 余りあったんが 1,820 ですか、4 月の状況でございます。合併をした市町村との比較というものをできないというような状況の中で、現在国勢調査等もされておる状況の中で、新町の産業構造等の関係につきましても違っております。人口だけで比較というような事は、まあできない状況でございます。各関係の例えば一部事務組合を設置しておる町あるいは設置していない町それぞれでございます。そういう中で、国の方で何類に該当するというような事も向こうの方からの調査によって決まってくるというような状況でございます。今、何ぼの何ぼというような状況で比較する事はできないというような状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あの、ちょっと問うとった以上の事をお答えいただいたんで分からなくなつたんですけども、いわゆる類団モデル数というのは、新町の分に対しては、出ないんですけども、今現在その定員管理の実態調査の結果、各町に対して類団モデル数というのはでますよね。出ますか、出ませんか？

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） それは、出ないという事です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それは、おかしいと思うんですけども、よろしいです。私も、役場におった経験がかなり古いんで、間違ってたかも分かりません。申し訳ありません。もし、何かの手違いで、私が今申し上げたように、全国各市町村ですね、これは県も含めてですが、年に 1 度定員管理というのが行われます。要は職員の実態数の把握なんですけども、それを各市町が報告し、総務省がその市町の中のいろいろな行政形態、道路河川等も含め、面積、人口、年齢あるいは産業構造も含めて、あなたの市町村ではこれぐらいが定員管理、定数管理、定数が適正ですよというようなことを以前は示しておつたんですけども、残念ながら、今は無いという事なんで、もしあれば、もしこの場に出てくれれば、また教えていただきたいなと思います。と言いますのも、既に事前の質問者の中にもありましたように、今現在は 414 名正職員ということで、臨時職員等は除いてですが、合併後、職員数がこれだけ、旧の 4 町の職員が増えているわけですから、これだけの数になるんですけども、これらについて、先ほどの答弁にもありましたように、今後の組織改革等について、適正にこう管理をしていくというような事で、進められようとしています。本当に今現在、適

正数が 410 何ぼで、今現在の職員数がですよ。適正なんかどうかと問えば、これは明らかに多いというのは、これは住民あるいは関係職員の方も同じだと思いますけども、多いと言わざるを得ないと思うんですね。当然のことながら、合併前に行われた住民アンケートの中で、合併後何を今、皆さん一番期待しますかというふうな住民アンケートをされたと思いますけども、その中で回答者の半分近くが、何に期待をするかという所で丸印を付けたのは、これも既にご承知だと思いますけども、人件費の削減ですね。まあ、おだい目的には、行財政の削減、改革というような事になってますけども、要は、町長を筆頭にして、人が少なくなる。議員もその一端ですね。人が少なくなり、人件費が少なくなる。その事に一番期待をすると。効果が見込めるといふふうに、住民の皆さんは言われているわけです。その事から考えると、合併後、もう 1 年が来ようとする中で、この 414 人。まあこの 414 というのが、正確な数字かどうか分かりませんが、これに対して何ら手をつけようとする姿勢、これちょっと言い過ぎですけども、今後の改革の中で進めていくというような答弁ありましたけども、1 年もたって具体的な数値目標あるいは、これぐらいというような数字が無いというのは、何か、非常に悲観的にこんなでいいんかなという思いがあります。で、まあ個人的には、もう少し含めたもので、町長等が考えられておると思うんですけども、性急な課題じゃないかなというふうに思うんですが、恐れ入ります。町長、再答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、合併協議の中でもですね、大体推計として、こういうふうな、職員削減を目標としてやっていこうと、それは、当時今の職員数の 2 割削減というふうなものを打ち出しておりました。それがまあ、大体 80 人から 90 人ぐらいの削減を見込む。それによって、どれだけの人件費が削減できるというような推計もいたしておりました。で、まあ、そういう中で、当然今の状況が職員数が、人口規模また財政規模からしてですね、当然佐用町の規模からしての職員定数が多いというのは、もう私も充分認識しており、それを如何にこれから削減していくか、しかし、まあ合併直後のですね、この行政運営の通常のこの行政運営をしていく中でですね、住民サービス等を維持して行こうとした時に、また施設等がそれぞれ引き継いだ中でですね、これもちゃんと運営をしていかなきゃいけないという両方があるわけです。規模からしてですね、私もその数字的には、大体 100 人以上。これ現在 300 人ぐらいにはしていく必要があるんだというふうに、当然見込んでおります。こういう事については、私もそういう数字的に、きちとね、積み上げていくという形じゃないですけども、規模からして、大体これぐらいの目標をつくらなければいけないだろうなという事は、持ってます。ただそれをですね、1 つの定員、その適正化計画として、きちと出すには、やはり、色々とその資料、根拠というものを作ってですね、出さなきゃいけないという事で、今年度のそれが 1 つの課題として、今取り組んでいるということです。で、まあ今言いましたように、これから 10 年間の定年退職を見込める人というのは、そのままで 119 人。だから 119 人をそのまま補充をしなくてもですね、大体、その人数をやっとクリアーできるかどうかということです。しかし、10 年間 1 人も、その採用をしていかないという事自体は、やっぱり組織的にもですね、今後の町政運営についても、逆に大きなマイナスが出てきます。だから、その辺をですね、今後どうしていくかというのが、やっぱり一番大きな課題であります。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） まあ、決して裏づけのある数字ではない。町長の思いだろうと思うんですけども、将来的には 300 名というような事が出てきました。で、あの、何回も繰り返しますけども、類似団体のモデル数が、もし出れば多分これ 200 から 250 の間だと思うんですね。この新町の規模であれば、で、そうした一応数値的な目標、根拠がそれなりに、総務省等で裏付けをされておる、そういうような物が出れば、是非、そういうような物を参考にして、計画も進めていただきたいと思います。そうして、また長期計画の中で、今現在 15 年で 2 割程度の削減というような事が出ております。で、15 年というのは、非常に長すぎると、私思うんですね。その間 10 年間の間に 120 名の方が定年退職する。で、15 年で 2 割を削減する。当然、職場の新陳代謝或いは活性化の為に、新人もこう、採用していかなければいけない。非常に難しい内容になってこようかと思えます。ただ、今現在の現状から言えばですね、現在佐用町に在職する職員の年齢構成、これは総務課長、直ぐ手元でわかりますかね。十代別で結構なんですが。

議長（西岡 正君） はい、お答できますか。はい、お願いします。

総務課長（小林隆俊君） 年齢構成の関係ですけどもですね、年齢別においては、わかりますけどもですね、年齢別でよろしいですか。

〔石堂君「いや、結構です。すみません」と呼ぶ〕

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あっ、申し訳ありません、事前に聞いてなかったんで。あの要はですね、何が言いたいかということ、若年者ですね、20 代 30 代が非常に少ないという事です。で、多分お手元の資料累計していただいたら分かるように、20 代の職員が多分 30 名弱だと思うんです。で、40 代、ああ、ごめんなさい。30 代が 50 名弱だったかな。なんです。で、そうした、その若年者が非常に少ない職場構成の中で新規採用を抑制するという事は、より以上に職場組織自身が高齢化していくというような事になりますので、是非そういうような事のないように、職場の機能を十分に確保する為に若年者の採用をあまり抑制する事の無いように、調整するんであれば上の方でやっていただきたいというふうに思います。で、あの、その時にですね、関連があるんで、次の事でお伺いをしたいんですが、旧町の合併前、ああごめんなさい、合併前の旧町で作られた要綱、17 年の 10 月に新町に引き継いだ、この職員の勧奨退職実施要綱ですね、これの実行数、合併前に 9 名。そして合併後、この 18 年度に 2 名ですね。で、この特に合併後 2 名、まあ従前の合併前の 9 名も含めてですが、対象の 45 歳以上の職員。まあ勤続年数がありますけども、その 45 歳以上の職員の総数から見れば、この数が多いと思われませんか。少ないと思われませんか。こんなもんだと思われませんか。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、答えてください。

町長（庵道典章君） まああの、この合併後の勧奨につきましてはですね、通常の退職金

制度という形の中でやっております。特別の勸奨奨励金というような物は出してないわけです。そういう中ですね、そういう勸奨で、早く早退、退職をされるという申し出を受けているわけで、全体として人数的にはね、多い数字じゃないんですけども、まあ、これについては、これが多い少ないという評価は、中々まあできないというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） はい、ありがとうございます。

申し上げるまでもなく、この要綱を制定されているのは、町長自身です。で、その目的を読みますと、くどいとおっしゃられるかも分かんないんですが、高年齢職員増加に対し、職員に退職の勸奨をし、職員の新陳代謝を促進し、もって人事の刷新と行政能率の効率化を図ることを目的とするということが挙がっております。で、この目的、趣旨等について、私は、関係職員と言いますか、職員全般に今一度、町長として、働きかけるあるいはこの事に対する共通認識を持つというふうな機会を是非、作っていただきたい。また、その責任があると思います。多分この運用に関したら、該当職員に対して、通知書が年に1度出る。希望のある職員は、これに名前を書いて出す。その辺りだと思います。なぜ、合併前に、そしてまた合併後も、この要綱が生きこういうような制度を残しているのか、そしてまた、今現在この町に対して、内部的には新しい行財政の改革プラン、マスタープランも作成されようとしている時に、本当にこう考えて、こうした事に職員の方があたっていただく為にも、町長が職員1人1人に対して、こういうような事の意を伝える必要があるのではないかなというふうに思います。まあ、私が勝手に思っておるんですけども、本当に、その充分なそうした町長等の働きかけが無い中で、辞めんと頑張っ欲しいような人が辞めていく実態というのが、その内出てくるのかなと。本当にね、全体の中でこの目的のあるところを組んで、そしてまた若い職員に対して、この組織を受け継いでいく、そうした事を、今一度こう、町長の口から、あるいは職員の意識改革の中に織り込む形で、是非進めていただきたいと思います。後、関連して、体制強化それから職員の意識改革等で質問事項それから回答の方もいただいておりました。本当に、もう少し時間があるんですけども、事前に事務局の方と速やかな進行をお約束をしておりますので、なるべく時間を残して終わりたいというふうに思っております。で、最後、ちょっと質問項目なりが、本当は、もっとこうオブラートに包んでお話をせないかなような内容なんで、何か尻切れになりましたけども、意のあるところを組んでいただいて、今後の行財政改革プラン、マスタープランの作成あるいは総合計画ですね、こうした事に当たっていただきたい。そしてまた内部的には、職員に対して町長の主導権、リーダーシップを発揮していただいて、充分に、こうした制度等が立案された時に実行できるような組織になるように、是非職員の意識改革そしてまた体制強化というのを進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の発言は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を、3時20分といたします。

午前03時03分 休憩

午後03時20分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、再開をいたします。  
続いて、18 番、平岡きぬ糸君の質問を許可いたします。

〔18 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18 番（平岡きぬ糸君） 18 番議席の日本共産党の平岡です。私は2項目について、質問を行います。

まず、最初に県立昆虫館の存続について、町長及び教育長に見解を伺いたいと思います。千種川の清流のほとりに、昭和46年に建設された県立昆虫館は、自然の動植物の宝庫。氷ノ山後山那岐山国定公園の入り口、船越山の麓にあります。四季折々の木や草花が生い茂りその木々や草花に集まる昆虫の様子が観察できる施設として、また昆虫の研究の中では、幻のコレクションと言われた昆虫標本、平山コレクションの展示がされています。平成6年8月27日付け読売新聞に次のように報道されました。半世紀も開かずのコレクション、昆虫の神様と言われた、故平山修二郎氏の標本約4,000点が兵庫県千種川グリーンライン昆虫館で昭和46年の開設以来未整備のまま倉庫に眠っている事が26日分かった。平山氏は、漫画家の故手塚治虫さんが少年時代に愛読した原色千種昆虫図鑑の著書で標本は貴重なものばかり、所管の教育委員会体育保健課が畑違いの為に、事情がよく分からなかったらしく、今後保存展示を検討するという書き出しで、県立昆虫館の貴重な標本の存在を明らかにしております。しかし昆虫館は、新聞報道後もその実態は変わらず、今日まで専門員の補充が行われず、内海館長さんが生きた昆虫の飼育と展示を行っているのが実情です。昭和5年に東京の平山博物館で公開された6,000種12万点の標本の平山コレクションは、平山氏が亡くなった後、昭和34年に閉館。ほとんどが散失してしまっており、まとまって残っているのは昆虫館で所蔵する2万5,000点だけとされています。平山コレクションは、日本の昆虫学史に絶対欠くことができない歴史的価値が高いものであり、東京の昆虫標本も専門家の評価が非常に高いものです。内海館長さんは、365日昆虫に合わせた生活です。という言葉通り体を張って事実上日本最古と言われる歴史を持った昆虫館の灯を守っています。今最も必要なのは後継者です。内海館長さんは、元気なうちに今までの技法を受け継ぎ、それに新しい技法を加える事ができる若い人が必要です。ところで、この8月19日付け神戸新聞には、県内で2番目に高い三室山の登山口にありますが、あった、宍粟市千種町河内の県立三室高原青少年野外活動センターが、県の行財政構造改革の一環で、2005年度末に閉鎖され、この9月にも取り壊しが始まる。1968年以来延べ28万人が利用。撤去を惜しむ声や施設の再利用を望む声も少なくないと報道しています。同センターは、昆虫館と同じく千種川グリーンライン構想の一環として開設されていました。町長は、この8月の連絡会で、県立昆虫館について県からの運営費が、今年今年度で打ち切りになる。方針を決めたいと報告されました。県の施設であり、県に対して存続の働きかけは必要だと考えます。県への働きかけはどのよに行われてきたのか。県に対して、ひとつは後継者の育成を要請していただきたい。

2つ目には、平山コレクションは貴重な財産であり、湿度や温度の管理ができる施設を整備すること。

3つ目には、展示の準備をするスペースや団体の来館者の為の会議室と説明用の機材の整理を要請されることが必要だと考えます。旧町時代から県は町に移管したい意向がありました。町として千種川の清流などの自然環境と瑠璃寺や農村舞台などの歴史資料を活かして、長林にある自然観察村キャンプ場ですが又ひまわり館の利用者が昆虫館に足を伸ばしてもらえよう、町として取り組み町の活性化を図っていく事が重要だと、私は考えています。旧南光町から新しく合併した新町に対し、自然体験型観光公園建設事業として引

き継がれた事業計画があります。佐用町としてこの計画をどのように考えておられるのか、町長の見解を伺います。

次に教育長に伺います。昆虫館の見学者は昆虫の動きが良く観察できる7月、8月に集中しています。主に来館者は阪神方面からで、最近年間、県にお聞きしたところ、7,500人から8,000人弱の入館者数となっているとお聞きしました。地元の子供達に見学してもらえるようにしていく事が大事だと思いますが、いかがでしょうか。昆虫館の存続について、教育長のお考えをよろしくお願ひいたします。

次に、2項目目の平和行政の取り組みについてお伺ひいたします。住民の平和と安全を守ることは、自治体の責任です。平和行政について、どう考えているのか、町長の見解を伺います。平和の願ひにも係わらず世界には尚2万発を超える核兵器が蓄積され、多くが即時に発射できる態勢におかれています。その一部で実際に使われれば、核の応酬によって人類は破滅的な打撃を受けるでしょう。こうした国際情勢の下で非核平和宣言は、旧南光町、旧三日月町で行っています。佐用町として非核平和の町宣言をする必要があると思いますが、町長の見解をよろしくお願ひします。又旧町毎に平和行政の取り組みが違っていました。南光の場合具体的な取り組みとして、平成9年に庁舎前に看板の設置。平成11年からは、毎年広島の子の像に折鶴を届ける活動を町民の協力で続けてきました。平成15年には、被爆2世の苗木を南光スポーツ公園内に植樹することも行っています。また平成15年の夏には原爆展も実施しているところです。平和事業を佐用町として、引き継ぐべきだと思いますが、どのようにお考えなのか明らかにお願ひします。又この事業については、佐用町として日本非核自治体協議会に参加して事業を進める必要があると、私思いますが、町長の見解をよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひします。

町長（庵逄典章君） はい、議長。

それでは、平岡議員からの2点のご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、県立昆虫館について、旧南光町から「自然体験型観光公園建設事業」として引き継がれた事業計画であるが、佐用町として「計画」をどのように考えているか、とのご質問でございますが、この自然体験型観光公園建設事業は、旧南光町で検討され合併特例債事業として上がってきておりましたが、実施においては新町の中で、事業の必要性和可能性について十分検討していかなければなりません。又この事業の内容につきまして、構想図はありますが、これは用地を買うための構想図でありまして、その計画内容は、事業計画と言えるものではないと言わざるを得ないように思っております。尚購入用地の面積は、4,780平米で兵庫県町村土地開発公社によって購入をしていただいて、平成20年度に佐用町名義に買い戻しをしなければならぬというような、契約になっております。昆虫館の運営と今後の方向、又周辺土地の利用方法については、先の連絡会でも申し上げましたとおり、早くこの方向を打ち出して県にもお願ひをしていかなければなりませんので、皆さん方からも意見を拝聴しながら、早急に結論を出して行きたいというふうに考えております。次に県に対しての働きかけについてでございますが、合併により佐用町に引き継がれております県立昆虫館の運営につきましては、県からその管理を委託され、本年度は473万8,000円の見積りを提出し予算化しているところでございます。但し県からの委託は、18年度で終えんになるということになっております。このことは、旧南光町と兵庫県において既に了解済みのことであり、県に対する存続の働きかけは、旧南光町で終結をしているものだというふうに考えられます。事務的には、兵庫県は昆虫館の委託を廃止し、施設の解体撤去を行うか、佐用町が単独で管理を運営するかいずれかの選択をしなければならぬ

いという状況であります。昆虫館の今後につきましては、先ほども述べましたとおり施設の老朽化、管理する方の後継者が無いこと、更には町内の利用者が少ない事など佐用町が独自で管理運営することは、中々困難ではないかというふうに見られます。議員皆さん方からも色々ご意見を拝聴したいということをお願いをしたところでございます。

次に、「平和行政の取り組み」についてということですが、我が国におきましては、憲法及び国防の基本方針、非核三原則などの防衛施策の基本にのっとり国の独立と平和を守るために、自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、日米安全保障体制を堅持され、第二次世界大戦後再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、ひたすら平和国家の建立を目指し努力をしてきたところであります。恒久平和は、私達日本国民の全ての念願であります。非核三原則などが国是となっている中で、地方自治体が、「非核平和の町宣言」まで敢えてする必要は、私は無いのではないかとこのように考えます。そういう願いの中にも係わらず近年、近隣諸国においても、北朝鮮までもが、核の保有をささやかれていることは、非常に残念なことであります。このような事態に対して、国の責任として、外交などの努力により関係諸国と連携を図り、国益、国家の安寧に努めていただかなければ、ならないというふうに考えます。旧南光町の関係における取り組みにつきましては、住民一人一人が、それぞれの立場において、恒久平和への願いで様々な活動を実施されて来たことにつきましては、敬意を表するところでありますが、今後も平和教育として、これを続けて行って欲しいというふうに思います。しかし、これを町が行政として主体になって実施するという考え方は、私は持っておりません。町といたしましては、まず安全安心のまちづくり、町民と行政による協働のまちづくりを推進しているところでございまして、町民皆さんと共にその目的が達成されるよう鋭意努力して行きたいと存じます。町は、町の責任の範囲の仕事を、まずやっていきたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 平岡議員よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 教育長の答弁を。

議長（西岡 正君） 教育長。はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。お答えします。私の今の立場での見解につきましては、町長が答弁したとおりでありますので、重なる部分がありますので以上で、答弁は回答にさせていただきますと考えております。どうぞ、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） まず県立昆虫館の存続ですが、旧南光で検討してきた自然体験型観

光公園事業については、具体的にどうするかという事については、用地を購入した経過については、今ご答弁の中にありましたけれど、これからの運営方法については、見解が無かったので、その点を、まずお願いしたいと思いますが、まあ、それは、まずその点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 用地の購入をされた経過と、その用地を基にしたですね、今後の旧南光町での、この計画、事業計画そのものは、一応特例債事業としては、挙がっておりますけれども、実際その事業の内容というものは具体性の無いですね、ただ土地を購入する為の計画段階であったという事ですから、土地の形状から見て、前にもご説明申し上げましたけれども、その昆虫館とは、それぞれ離れた所の土地であって、それもバラバラの土地です。4,000 何百平米と 800 平米ですか、近い面積はありますけれども、これを一箇所ですすね、活用できるような土地ではないという状況からですね、この土地を利用した新たな計画をすることは、これはまず私は判断としてできない、難しい状況だというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まず土地の関係、バラバラと言われたんですが、具体的に現地は、町長見られましたですか。確認していただいているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 良く見ております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 自然体験型観光公園事業ということで、合併特例債の事業計画を旧町から挙げているその経過は、先ほど質問で言いました、県立昆虫館を県から移管された場合の将来の構想として、この用地を確保するというのが、そもそもの計画の始まりなんです。その経過などについては、詳しく承知されていないように思いますので、その点ご認識の程をよろしくお願いします。県の施設ですから、県に対して働きかけをせよと私は質問したんですが、旧町の時代で、もうその問題は解決していると、終わっているんで、その選択肢として後継者も無い老朽化している。こういう理由から、町長は結論は、私どもの意見、議会としての意見を聞きたいとおっしゃいましたけれど、町長としてのお考え、今の所どのように思っておられるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、まあ、平岡議員はですね、この新しい土地を購入した時、旧町、旧南光町でされた時にですね、これは県からの移管があるという事を前提に、その購入についてされたというように、私は、今話聞いたんですけども、そういうふうに解釈したんですけども、という事は、県からも移管される事は、もうやむを得ないという事で合意されてたんだというふうに思います。ただ、その県からですね、移管された時に後をどうするかという事については、こういう、その土地をまず購入をされておりますけども、この購入されただけで、この土地に対してもですね、全く土地購入の為の絵が書いてありますけども、これは事業計画に値するようなものでは、私は無いというふうに判断をいたします。ですから、まあ全くそういう事を関係なしにですね、この昆虫館の現状から見て、どういうふうに、やっぱり判断するかという事になりますとね、先ほど言いましたように、この昆虫館、非常に古くなっておりますし、その展示の内容これも確かに平山コレクションというのは、当時としては、非常に貴重なコレクションだったという事は、私も色々調べて聞いております。ただ、現実として、現在展示している、保管している昆虫標本はですね、長い間、あまり十分な管理がされてない中でですね、非常に傷みも激しいですし、またああいう昆虫の標本というのは、現在においては、例えば県立の自然博物館とか、いろいろな所においても、かなり新たな標本というんですかね、コレクションがあるわけです。ですから、あの標本とですね、現在の昆虫を飼育されている、その昆虫館ですね、生きた昆虫を展示されている、飼育されているというのとは、全くちょっと別の形態になっているわけですね。そういう中で生きた昆虫をですね、飼育して1年中、その孵らして卵産まして育てているというような状況をですね、続けていくというのは、これは先ほど、平岡議員もお話のように、現在館長がですね、自分の本当の毎日の仕事としてですね、当たっていただいているからできている事です。ですから、その館長がもしできなくなったらですね、これは即できなくなってしまう。その後継者をとと言われてもですね、非常にそれだけの、これから新しい人を、又そういう生きた物を継続して展示していくためのですね、その費用というのは、非常にたくさんの経費も掛かります。こういう事を考えた時に、これを県からそのまま引き受けて、1、2年、例えば後5年したとしても、後は全部、町がみな、例えば、取り壊しにしても、それを継続するにしても、やらなければなりません。そういう段階で、今年県から補助金が切られるとなりますと、県に対してこの処分、またこのコレクションを活かす方法、これは県がまた別の所で展示されるのかどうか、充分修復もしながら管理もしていただかないと、そのまま使えないわけですけども、そういう事を考えると、私自身は、中々これを町単独でね、この昆虫館というものを、新たにリニューアルして、先ほど言われたような施設の内容を充実してまでですね、今やっけて行くこと事態は、難しいんではないかなという考え方は持っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 県立昆虫館ということで、旧南光に所在していたとはいえ、県の施設で、県の方針の下で運営が、これまでされて来て、老朽、県の行政改革の中で、一環として所在地にどうしましょうかという相談があったという経過なわけですから、先ほど、ご紹介しました、その昆虫館の建物は確かに老朽化というか、建設から昭和46年ですので35年に亘る年月が経っておりますから、確かにそういう事態にはなっておりますけれど、その生きた昆虫を飼っている。又その標本として、貴重な物があるという、その認識

は、簡単に元々、旧南光の所にあつたので、そこら辺の想いが違うのかもしれないんですけど、新しい佐用町として合併してなった中で、私は、佐用として、この新しい町の、私は財産だと思うんですけど、割りのご回答聞くと、軽く聞こえるので、その点この昆虫館にある標本であるとか、そういった施設そのものの、外面ではなくて内容については、どういうふうを考えておられるのか、教育長又は町長お願いできますか。

議長（西岡 正君） えー、答弁願いたいんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この昆虫館につきましては、私も大学卒業しまして、昭和 46 年 5 月から郡の教育委員会に所属して、千種川グリーンラインの直接の担当をした経緯があります。約 1 年と 11 ヶ月。そして教育委員会を出まして、今度は立場が違いまして、派遣社会教育主事で 55 年から 59 年まで、この間、千種川グリーンラインにつきましては、一谷当時の教育長さんが、千種川の清流のそれぞれの場所にですね、河川プールから昆虫館も含めてキャンプ場、日名倉山も大撫山もそうですけども、そういう事を充実して、青少年の健全育成に役立てようと。こういう意気込みでされておりまして、当時の教育委員会につきましても、最大限努力して、私がおりました時には、年間総数延べ 2 万 5~6,000 人の 2 ヶ月弱でですね、収容をしていた。そういう経緯があります。ですから、議員がおっしゃいますように、この昆虫館の重みというんか、当時の本当に中身を充実して、少しでもですね、青少年また地域の人達また県下の方々にですね、見聞を広めてもらおうと、そういう気持ちはですね、充分私は持っている、そのように認識はしております。以上です。

議長（西岡 正君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 教育長は分かりました。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 教育長は、それは充分広げていけば、それはして悪い事はないですし、やはり子ども達の教育にも資する所はあるというふうに答えられるのは当然だと思いますけども、現実として、今学校教育として佐用郡の佐用町の子ども達の教育、理科教育とか、そういう物にも、全く今活用されていないような状況もございます。私が、こういう話をすると軽く考えているというふうに、取られてうんで、言われてしまいますけども、私は、現実をやっぱり直視した中でですね、どういう今、扱いになっているかという事を見ているわけです。この標本につきましてもですね、確かに当時は、非常に外国の蝶なんていうのは、手に入れる事自体も、非常に難しい時代。そういう時代に集められたと。これも平山コレクション、これは、東京の方が集められているんですね。何の経緯で、ここに持って来られたかというのは、私分かりませんが、やはりこの地域に密着して、この地域の佐用なり関西、この私達の住む町、この周辺の蝶が、貴重な物が集められているということではないんですね。標本そのものについても、先ほど言いましたように、今あのままの管理では、もうかなり標本価値、傷んでいるというような状況の中でですね、こ

れを管理していくこと自体、非常に今後専門員を置き、専門の形で、それを運営をしていこうとすれば、莫大な経費が掛かってくるということは、確かなんですね。そういう事を掛けてでもすね、やれと皆さんが、やっぱしある必要があるという事で、皆さん、町民合意の中でですね、そういう形成が図ればですね、それは、また町としても、当然それを受けて考えていかなきゃいけないと思います。しかし、本当に、今のその昆虫館をですね、それだけの経費を掛けながら存続さし、またやっていけるのかということ現実をやっぱし見ていただきたいなと思います。その内海先生が、館長がですね、あれだけやっていただいている事に、本当に私も、あの仕事を見てですね、非常に大変な、素晴らしい、大変な仕事をしていただいているというふうに思いました。ただ、それを誰かがやれるかと言ったら、本当にやれない仕事です。そういう中でね、存続をして欲しいという気持ちだけではですね、実際その事業も、現実の問題として、それを実際に実施していくことは、難しいということも、やっぱしお互いに判断をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 町長のお考えとして、現実を直視してやね、お金が掛かるから今の施設については、町としては単独では受けられない。まあ、単独で私は、せよというのは、それは町民合意も勿論要りますし、まず県の施設で旧町の経過から5年という年数が、この18年度に経過するので、県から改めて来年度についてどうですか、という、町の方に意向を確かめに来られているんだと思うんですけど、その、そこら辺の、もう話が終わった事ではなくって、県に対してまだ話し合いの余地がないのかどうか、その点トップとしてね、頑張っって欲しいんですけど、いかがですか。

町長（庵途典章君） まあ、後、経過なんかはですね、教育委員会の方からもお話させていただきたいと思います。私の認識としてはですね、じゃあ5年前にですね、そういう県からの通知が通告があって、当然旧南光町での、その中でこれは協議され検討された事だと思うんですけど、その時にどういう結論がされたのか、今のようですね、皆さん方がお話になって、こうその一応県に対してですね、そういう存続なり、又その後、どういうふうにやっていくかという事がね、決められていると、議論されたのかという事を、私は、未だ分かりません。ただ、今になって県から聞きますと、これはもう既に5年前に、そういう話をしてるんだと。そこで県としては、その方針に基づいて、これまで運営してきて、この18年で終わりますという事は、言われてるわけですね。ですから私は、まあそういう中で、県の方にも教育委員会の方にも、この県民局の方にですね、お話をさせていただきましたけども、これは、もうその新たにですね、県が再度延長するという事はできませんという事を聞いているわけです。

総務課長そうですか、総務課長、ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） はい。教育委員会、総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 県とのやり取りなんですけども、私どもも10月1日から南光町から移管されて、昆虫館を所管の施設として管理運営せよという事で、県の委託を受けてしているわけなんですけども、その中でやり取りされて来たこと、県の保健体育課の

係りと係りの方からも、何回か来られお話を聞いております。その中では 18 年度でこの委託事業は終わりますよと。後、町が必要とされますか、というお話は伺っております。県の方は、もう引くという事です。それはもう、既定の事実としてお話をされております。その中で、私どもの方も、管理運営していく中で、じゃあこの施設というのは、どういう目的でつくられているんでしょうか、という事で、先ほど教育長申し上げましたけども、千種川グリーンラインの一環として、いろんな施設つくられて来て、先ほどの神戸新聞の話もありましたけども、三室のロッジの方も最終的に宍粟市、維持できないということで、お返しになって、お返しというより、受け取れなかったようです。まず、あのこの昆虫館の設置の目的というのは何でしょうかという事で、県の方にお伺いしたんですけども、この施設については、設置及び管理に関する条例が県にも無いようです。ですから私どもも移管されてから、色々施設の性格について見てきたんですけども、先ほど言われましたように、ずっと四季を通して、これから先もずっとコオロギとかバッタとかいろんな物が、卵を産んでふ化していきます。これから暖房も掛けていかれるわけですけども、冬場でしたら一週間にドラム缶 1 本ぐらいな燃料を焚かれて、ふ化させて飼育していくという、日常的には、そういう作業をされております。まあ、これは研究機関なんだろうかなという事と。それから、もうひとつは、我々が管理しているのは、博物館類似施設として管理しているわけですけども、博物館としての、その観てもらうだけの施設であるのか、研究機関なんだろうかという、そこら辺がね、位置づけがもうひとつハッキリしない。中々、町独自としては、研究機関の持っていくだけの、やっぱり能力それから財政的なものもございませんし、また広く観に来ていただいておりますんですけども、悲しいかな地元の利用が非常に少ないと。じゃあ学校で何か使えんかというお話もあるんですけども、色々総合学習の中で出てましたように、その総合学習の時間を狙った、いろんなやりたいという事が沢山あります。それと、先ほど言いましたように、ふ化して育てていくことを、館の中で学ぶのか自然の中で学ぶのか、まあ見渡せば、足元に一杯自然があるという中で、どういう活用ができるかという事も教育長とも、いろいろと論議して参りました。中々見つからないのが現状です。まあ、そういうような中で、平岡議員、ご質問の部分は、県とどういう交渉をしてきたかという事なんですけども、実際には、既定の路線として、我々は受け取って来ました。この 18 年度で終わりますよと。後町の方はどうされますかという、される事について、お聞かせください、返事をくださいと、19 年度予算がありますからという事で、この場に来ておるわけです。まあ経過は、概約そういうような状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） これは県の施設ですので、私も県会議員を通して、担当のその教育委員会保健課の担当者の方にも、その今の佐用町における昆虫館の実態を来年度からの事についても含めてお聞きしました。今既成の事実だと。もう県が手を引くことは既成の事実だとおっしゃったんですけど、担当者の回答はですね、地元の意向でどうするか投げかけているので結論は、未だ出ていませんという事です。ですから、この期に及んでではないんですけど、今ギリギリの選択が迫られている。時間的にも、時に来ていると思います。ですから諦めないで、県に対して、ちゃんと働きかけを今一度していただくという、

そういう立場で、これ問題、施設がですね、いろいろ調べると教育委員会の部門で紹介がありますし、この建物の管理は町の方になるというか、ちょっとそこら辺のところも整理がつきかねるんですが、一心同体という格好になっているようなんですけど、そういう私自身の中でも混乱するような状況があるんですけど、教育委員会の方は、そういう私は、回答を受けましたので、地元が既成の事実でよろしいですよと言うたら、もう直ぐに、県の方は予定通り、じゃあつづかせていただきますという、そういう結論になるのは、もう分かっているんですね。そういう事にならない為に、今ギリギリの時間ですから頑張っ  
て欲しいということ言ってるわけなんです。まあ、地元の方もあること自体は、もう空気のような存在になっていて、町の施設ではなかったの、県という施設で主に町外の方が、その自然の昆虫を觀に、子ども達を連れて遠くから来られた方が見学されるという、そういう施設になっているだけに、地元からその残して欲しいというような、そういう沸き立つような要求があるというのは、今の現時点では無いんですが、ただ地域の方の声を聞きましても、自治会長さんなんかをはじめとしてですね、貴重な県の施設が無くなるということは、益々その合併に伴って、過疎化に拍車が掛かるという、そういう危機感は、多分に持っておられます。そういう声は強くお聞きしているところなので、地域の方の声も、そういう声もあるということも認識していただきたいと思ひますし、合わせて県の、先ほど教育長さんはですね、当初から係わって来られたということで、概要を良くご承知だということ分かったんですけど、私自身もいろいろ調査する中で、何故この施設に、その平山さんの物が来たのかという経過はですね、町長ご存知無いと言われてたので、私が知ってる限りですが、山崎高校のこれは部活動の一環として、最初昆虫館は利用されていたけれども、その高校から西播磨教育事務所に移管されて、更に千種川グリーンラインへというふうな経過を持って、現在に至っているという状況があります。山崎高校時代に、その平山さんの貴重な標本を入手するという、たまたま偶然なんですけれども、そういう経過があったというふうにお聞きしています。そういう物がある事も、地元の人達は、あまり良く残念ですが承知されてなくて、これは、研究機関の方などの声として、私は、また別の所からお聞きしておりますけれど、非常に重要な物を保管しているので、ああいう状態の所で管理するということを、ちょっと大変な中ですけど、無事に管理が進んできているという、貴重な状況があるという事なので、認識、近くにあるだけに余りよく分からないというところがあるんですが、貴重なものであって、簡単に処分してしまうような方向出さないで欲しいと思うんですね。どうしても県の方の無い場合にということで、旧南光から挙げていったのは、千種川のそのいろいろ自然環境他の施設も長林キャンプ場の整備であるとかひまわり館、それから、元々存在します瑠璃寺とか、そういった歴史のある、そういった物と合わせて、その昆虫館を活用して、自然体験型の観光施設として、新しい町の観光資源として、役立てていくという方向付けでね、合併特例債の中に挙がってきているわけですから、そういう経過だけ良く承知していただきたいなという思いで質問しているんですけど、町長もいろいろお調べになつてるとは思うんですけど、改めて県立昆虫館について、県の方が5年で打ち切りだから、仕方がないという思いで今もおられるのかどうかお願いしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 何度も、もう答弁に同じ答弁になってしまうんですけども、県の体育保健課の担当者がですね、未だそれは町の方の意向で決める事ですと。それを待ってますということ。それはあくまでも、県は、この18年度でこの委託はもう終わりですよという、この既定の事実の中で、町がこれを受けて、後運営をしていくという意向を出せ

ば、それはそこからね、県としては、今の施設を町に無償譲渡するとかですね、移管するとかということはしますよと。そうじゃなければ、県は、一応県としては、もうそれは、建物は撤去するという方向にありますよという事ですね、もし、町がやって、それを受けて、単独でこれを運営していくというふうな方向をもし出せばね、先ほど課長が言いましたように 19 年度、その取り壊しに掛かる費用に見合うぐらいな修繕、建物の補修とかということについては、19 年度である程度考えましょうというのが今の県のお話でした。で、そういう中でね、確かに私は、千種川の上流、非常に自然環境も非常に素晴らしいですし、長林のキャンプ場についてもですね、非常にまあ、その利用者がみて、沢山の人が、皆いいキャンプ場です。今後やっぱり建物、施設でも、設備もまだまだ、これ不備な所もありますしね、まああの、ひまわり館そして一体的なその長林キャンプ場辺りの観光資源というのは、これは、町にとって非常にいい資源だというふうに思いますから、そういう面での整備というのは、今後もね力を入れていくところじゃないかなというふうに思いますけども、じゃあ、その昆虫館を、そのままその中に一体的にという話が話としては出ますけども、今言う具体的にこの土地、購入されたような土地、新たにね、こういう土地を活用してということになると、それは、この土地、非常に現実性の無い話になってきます。ですから、この辺は、後との経費の問題、町が受けて即 2, 3 年後に取り壊さなきゃいけない事になれば、それは全て町が全部、本当に町単費の財源を使わなきゃいけないということになってしまいますのでね、だからこのところで、そういう財源、お金が無駄なお金にならないように、考えていかなきゃいけないなという思いが、今、いたしているところであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 8 月の連絡会で町長は、この昆虫館について、存続か廃止かということが、その町としての方向性を考え、皆さんの意見を聞いて考えたいという事だったんですけど、時間的には、その判断というのは、県に対してするのは、いつという約束というか、それは、どうなっているんでしょうか。

〔教育委員会総務課長 山口 清君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 県の方は、来年度 19 年度の予算の編成があります。まず、もう既に急かされてるんですけども、もう返事ももらえないんでしょうかという連絡は入ってきています。ただ、こういう今日の議会、それからそれらを受けて、また町長が判断される事ですので、もう少し待つて欲しいという事は言っておりますけれど、あまり待てない状況ではあるかと思います。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君）　　あまり待てないというのは、具体的に何月までですか。

議長（西岡 正君）　　はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君）　　まあ物理的に見て9月、今月一杯待っていただけるのかなという、まあそこら辺は、決まらないものを決めましたという返事はできませんので、そういうような感触は持っております。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君）　　まあ、最前から言っておりますけれど、この判断する上で行政改革の一環として、入館者が少ないからという事で、まあ県は、どんどんこういう貴重な施設を壊していっているわけなんですけれど、決して金額的に県にすると、あんまり多額のお金ではありません。非常に効率的な予算で、私は大事な施設だと思っておりますので、そういう必要だと、強く思っておられる方と一緒に又頑張っていきたいなと思います。

じゃあ、次の2つ目です。平和行政の関係で町長にお伺いしたんですけれど、具体的な取り組みとして、まあ、町、南光でやられて来た教育について、平和教育としてやる事は考えていないと。新しい佐用町としては、その国が平和の為に、そういう物をやるべきであって、町としては、考えていないというふうに概略お答えになったと思うんですけれど、まあ平和問題は、その国の方向を決める、一人一人の人間が日々、今日本は戦争して、実際戦争していないんですけれど、平和の事について考えていかなないと大変な事になり兼ねない情勢があります。そういう意味で平和行政について、子どもを含めて皆が身近な所から考えていくという事で、南光の場合具体的に看板の設置であるとか、そういう折鶴をしたり、そういう事を続けてきたんですけれど、こういった点について新しい町として、事業を是非私は引き継いで、実際にこの合併して、そういう事業が途端になくなって、非常に残念だという声を聞いているんですけれど、新年度に向けては考えていただけるんでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君）　　平和は、本当に平和という事については、もう全ての、この一人一人の生活の中で、基本、この根底にあって始めて、その生活というものが安定するという事です。ですから一人一人がですね、これは平和については、良く努力しなければいけませんし、考えなきゃいけないことだと思いますし、又全ての人が、やっぱり平和を望んでいるということは間違いないと思います。そういう意味で教育としてのですね、平和教育というのは、私はこれは教育の中で十分に、これを行っていかなくちゃいけない課題だというふうに思いますので、これは学校教育、特にまた社会教育においてもそうですけども、特に子ども達の学校教育に中においてですね、平和教育というのは位置付けをして、取り組んでいただきたい。これは教育委員会教育長の方にもお願いをし、教育長、教育委員会としても、そういう方向でやっていただけるものと思っております。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今、町長の答弁があったんですけど、教育長さん、その水を向けられた形になっているんですが、具体的にどうですか、やっていただけるんですか？

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現実問題として、平和又は昨今では世界のいろんな、その時その時の情報が逐一こう入ってきます。そういう事を捉えて、学校では、それぞれ平和教育という位置付けが薄くなるかもわかりませんが、そういう捉えていうならば、平和教育、これは進めていると、私は、そう思っています。私も中学校現場におりました時には、2校居ましたけれども、学校の教育目標を立てて、その中で、やっぱり平和教育も必要だということで、総合学習の中や、また道徳的な学習の中、そういう面でも、そういう取り組みを实际やってきた経緯があります。ですから学校の方も平和教育については、推進すると、そういう事が言えると思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その抽象的な、抽象的と言うか、私は具体的な事業の取り組みについてお伺いしてるんですけど、平和の折鶴、これは子ども、大人も含めて町民が協力して、千羽鶴にして出来上がった物を広島に奉納していたという、そういう事業なんですけど、それと合わせて、広島原爆館を見学して改めて平和の大切さを皆が認識していくという、そういう取り組みです。まあ、その取り組みに対しては、当然町としてマイクロバスも出していただきましたし、町民に対して呼びかけをしていく、そういう手順があるんですけど、具体的に、その事について、あんまりお金が掛かるとは言え、大事な課題ですので、是非継続して、旧南光でやって、私達は、本当にこれは大事な取り組みだなという認識があるんですけど、そういう点でお金の掛からない課題であると思うんですけど、それは是非取り組んでいただきたいと思いますが、その点をお願いしたいのと。もう1つは、その被爆2世の苗木は公園内に植樹されています。既に植わっている物ですのでね、そういう物を、皆に、皆さんに知っていただくという意味で看板も設置しておりますけど、まあ雨風に打たれてですね、今実態としては、その看板を見ようと思っても、よくよく見ないと、これがそうかなという認識にならない実態もあるんですね。現実ですね。そういう点なんかも、町として、これもそんなにお金の掛かる話ではないと思うので、是非平和問題について取り組みをしようという思いがあるのなら、具体的な行動としてやっていただきたいんですけど、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私は、そういう事で、非常に平和教育というね、取り組みというのは大事な事だというふうに認識しております。ですから、お金の問題どうのこうの言ってるわけじゃないんですけども、少なくとも、これは平和教育として、学校各教育の中でもですね、取り組んで行かれて、その後の1つの行動として、取り組みとしてね、子ども達が折鶴を折ってですね、そういう原爆記念日に届けるというような行動、それが、そういう事があれば、それは町としても、それに対してですね、支援は当然さしていただきたいと思います。それから、そういう原爆に被爆した木を2世を植えて、記念碑として植えられていると、これは、そういう思いで植えられている木は、大事にこれからも育ていかなければならないと思いますし、まあ新佐用町になった中であります。原爆記念日等も捉えてですね、そういう事を全町民にも知っていただくような、これは広報の中でもね、取り組むというような事、これは今後の中で取り組んでいけばいいというふうに思っております。ただ、もう1つね、言わしていただきたいのは、この平和宣言の、非核平和の宣言をするという事ですね。私は宣言をしたから、平和を求めてないとかですね、しないとか、そういう問題ではないと思うんです。やはり日本の国として、皆、そういう平和については望んでるんですから、私は、そういう事までした、そういう宣言をしている町していない町というのはですね、それは国として非常におかしい状態ではないかと思っております。そういう事で、私は敢えてね、佐用町として、そういう事をする必要がない。これは皆の思いは同じなんだという事で考えたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。時間が後3分です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

18番（平岡きぬ糸君） 宣言については、いろんな宣言があるんですけど、確かに宣言をしたから、具体的な行動をする上でも、やっぱり認識を新たにするという意味でも、旧三日月町で行われ、また南光でしてきた経過もありますので、そういった点で、よろしくご検討というか、今、町長の見解を伺いましたけれど、宣言のあり方についても、今一度よろしくお願ひ、考えていただけたらと思います。  
以上で終わります。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君の発言は終わりました。  
続いて、17番、山田弘治君君の発言を許可いたします。

〔17番 山田弘治君 登壇〕

17番（山田弘治君） それでは2点、町長の見解を求めたいと思います。

公共施設の有効的活用と経費削減についてお伺いしたいと思います。

新佐用町誕生から、約1年が経過しようとしております。旧佐用町に本庁を他旧町には支所が置かれそれぞれの業務が行われておりますが、上月、三日月支所においては、立派な建物で利用価値がありながら、利用できていない部分があります。又この件につきましては、町長答弁をこの際遠慮させていただきまして、次回の方に先送りをさせていただきます。

たいと思います。そのご理解の上、次の点について、町長の見解を伺います。

- 1、現在使われていないフロアーについて、今後どのような利用を考えているのか。
- 2、各公共施設の電気使用契約の見直しは進めているのか。

次に、安心安全な町づくりをとということで、一昨年 9 月の台風 21 号は、旧上月町を中心に甚大な被害をもたらしました。被害発生から 9 月 29 日で丸 2 年を迎えるわけですが、今なお多くの方々が水の恐怖に怯えながら日々の生活を送っておられます。そこで、次の点について、町長の見解を伺います。

- 1、双観橋の早期落橋を。
  - 2、戦橋の現状と今後の計画は。
  - 3、山地崩壊対策と砂防ダム計画及び進捗状況はと。
- 2 点について、町長の見解をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、議長。

それでは、山田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。まず、公共施設の有効的活用と経費削減についてということで、現在使われていない、旧それぞれ町の庁舎等のフロアーの今後どの利用ということでございますが、上月支所につきましては、1 階が支所の事務所、3 階が水道課、下水道課の事務所として使っておりまして、2 階につきましては、民生委員会などの会議室として活用していますが、会議がある時だけの使用で、旧の事務室については上月地区の高年大学の会合等にも利用をさせていただいたりしております。4 階については、旧の議会事務局や議長室を国保関係のレセプト点検事務の部屋として、現在活用をしております。議場や会議室については、ほとんど利用はしておりません。又現在空いている一部の部屋を書庫としては利用をしております。

また、三日月支所につきましては、1 階が支所事務所、農業共済課、地籍調査課、森林組合の事務所として使用しておりまして、4 階については、商工会の事務所となっております。2 階 3 階の旧事務所、議場、議員控室については、全く使用、利用は現在しておりません。

両支所の空き部屋については、役場全体の書庫としての活用ができないかという検討もしております。又既存の施設の有効活用等について行財政改革の 1 項目としても取り上げておりますので、できるだけ有効な活用方法を今後検討してまいりたいというふうには思っております。

次に、各公共施設の電気使用契約の見直しについてということで、本年 5 月から 7 月にかけて、町内の各公共施設の高圧受電設備における状況調査を元関西電力職員でありました井口様に依頼をいたしまして、財政課職員と 23 の施設の実態調査を実施いたしております。又契約種別の見直しにつきましては経費がかからず、利用者の利便性にも影響がないため、最優先で取り組んでおり、既に高圧電気契約施設 47 施設を対象に関西電力に現在の使用状況で試算を依頼し、その結果契約種別の変更により電気料金の削減が見込まれる 11 施設について最も安価となる契約種別への変更を 5 月から 6 月にかけて、既に完了しており、これによりまして年間約 112 万円の削減を見込んでおります。高圧受電設備 23 施設につきましては、8 月に電気使用料金の削減対策調査結果報告をいただき、9 月の課長会で報告をして、更なる削減に向けて取り組み、検証等について指示をしたところであります。電気料金の削減は、デマンド数値の抑制であり、1 つは、施設の使用方法的

改善、空調等電気設備の改修又電力契約種別の見直しの3つの観点から検証を進めることといたしております。また低圧契約の施設につきましても、順次各施設の電気設備の現状を把握して、設備に見合った契約への変更を進めて参ります。

更に、今後は電気設備自体の検証を進め、過剰と思われる設備、設備形態が原因で電気料金削減が困難な施設につきましても、設備の改修費用と改修による削減見込額を比較検討しながら改修が望ましいと考えられる設備につきましても、早急に対応策に取り組み経費削減に努めてまいりよう考えております。

次に、安心安全な町づくりをとというご質問で、まず「双観橋の早期落橋を」とのお尋ねでございますが、平成16年9月発生の台風21号による集中豪雨で千種川久崎地区が未曾有の大水害を被られました。大水害の要因として双観橋の存在があったという事で、当時から地域住民はもとより、兵庫県も含めて行政も双観橋の早期落橋を指摘する声が多くあったところでありますが、いざ橋が無くなるということになりますと住民の中にも、いろいろご意見があったようで、統一の要望とは、結果的になりません。ならなかったということでもあります。しかし、先般7月の集中豪雨を受けて、この度20歳以上の住民の皆さんのほとんどの方々による署名によって「旧双観橋早期撤去」の要望書が整い、去る8月23日に佐用土木事務所に要請をし、私も同席させていただいて、撤去の要望を強くお願いをしたところでございます。県の見解といたしましては、実施する場合の課題として、災害事業不採択による県単独事業としての位置付け、町道廃止に伴う住民の皆さん方のご理解、新双観橋の歩道機能設置に係る道路部局との調整等課題が山積をしておりますが、事業化に努力するとのことでもありますので、町といたしましても、住民の方々が安全で安心な暮らしが確保できますように、撤去の実現に向けてこれまで以上に、これまでと同様県に要請活動を行って参りたいというふうに考えております。

次に、「戦橋の現状と今後の計画は」とのご質問でございますが、一昨年9月の台風21号によって、円光寺地区も同じような大洪水に見舞われ大きな被害が出たところであります。地元の円光寺集落では、精力的に要望活動をされ、今年4月に県において、この撤去が完了したところであります。落橋に至るまでにも、県において、並行してパラペットによる右岸堤防の嵩上げ、左岸堤防護岸整備又戦橋上下流約2万3,000立米に上る堆積土砂の除去工事等を施工していただいたことによりまして、先般7月の大雨にもかなり地域住民さん方には、安心をされたことと思っております。議員ご質問のように、今後の課題は、新しくこの橋を架けることでありまして、その時期ということについて、住民の皆さん方、早期の新しい橋の架橋に要望があります。合併後であって、早期架橋に向けて、先ず県による早期の河川改修計画の策定を、今お願いをしているところであります。

ご案内のように、架橋の費用負担は、これは佐用町であります。河川改修計画策定を睨んで県との連携を図り又関係集落住民の皆さん及び議会との調整をさせていただいて、町として総合的に判断をさせていただき早期に架橋に取り組んでいきたいと考えております。次に、「山地崩壊対策と砂防ダム計画及び進捗状況」についてのお尋ねでございますが、佐用町内には、土砂災害発生の可能性がある溪流は県土木部の資料によりまして約400箇所あり、その内工事完了箇所は約40箇所、現在施工中並びに事業化への取り組み箇所は堰堤工・溪流保全工、併せて10箇所以上であります。昨今の災害発生事例からいたしましても早急な整備が必要であります。膨大な事業費と併せて公共事業圧縮のあおりを受け、毎年工事が出来る箇所が限られてきているのが現状でございます。町にあつては、過去の災害履歴や人家、公共施設等の規模などを考慮した上で、優先順位を設定して、地元の協力体制が整った箇所から県への要望活動を行って行きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、この場での山田議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 一般質問中でございますが、ここでお諮りしたいと思います。  
本日の時間延長をお諮りしたいと思うんですが、時間を延長し審議することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
山田議員続けてください。

17 番（山田弘治君） まず、公共施設の有効的活用と経費削減についてということの方から、再質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず上月支所と三日月支所についてお尋ねをしたい訳ですけども、今回は、上月支所に絞って一つ再質問をさせていただきたいというふうに思います。

上月の2階につきましては、民生委員とか高年大学の方が定期的に使われて、定期的に、月に1回程度に使われておるといふことと、それから4階の元の事務局については、レセプトの計算用に使われておるといふような事が、今答弁にありました。合併という、この中で、どうしても支所になった所については、十分に使えないと。使い切れないというのが、佐用町に限らず、私は、取り敢えずは、他の町他の市についても同じ事だろうと思えます。ただ、私としては、有効活用という面から考えますと、上月支所につきましては、将来の合併を想定しまして、合併後により有効的な活用ができやすいような構造で建設がされておるといふふうに聞いております。建設から支所につきましては、約11年を経過しようとしておるわけですけども、先ほど申しましたように、議会4階につきましては、十分な活用がされてない現状であります。私自身も、この庁舎建設につきましては、議会の責任者として建設に加わらせていただきました。これから30年40年50年と、この施設を使う事を考えました時に、1つの提案であります、隣接に文化センターがございます。そこで社会事業の一環として、色々な事が行われておりますが、私は、この際思い切って、文化センターの業務一切を支所の方に移すという事も、私は、1つの方法ではないかというふうに思うんです。と言いますのは、文化会館も耐震、これから耐震補強を必要としております建物ですね。それから、やっぱり、その今のような使われ方がされるという事につきましては、もうやっぱり有効に活用という面から考えても、私は、この際文化会館の業務一切を庁舎に移すと。支所に移すという方法が、私は1つの考えではないかと思うんですが、この点について、町長どういふふうに考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁お願いします。

町長（庵逄典章君） そういう有効活用の方法としてね、今お話いただきました方法も考えられるのではないかと、私も思います。今旧町の、その特に上月、三日月、本当に立派な施設で、これだけの有効スペースがある中でですね、これをいかに利用していくか、あるものですから、利用していくという事を考えなきゃいけないんですけども、私は、今、じゃあ何が不足しているかという事からね、それに使えないかという事を、まず考えるのが一番手っ取り早いと思うんですけども、今ここの本町としての、佐用の役場では、非常に手狭です。それぞれ支所の方にも課を分散して配置しているんですけども、その中で集会をする場所、会議をする場所ですね、ここの文化情報センターのようにですね、そういうホールとしてはあるんですけども、自治振興会にしても又農会長会をしてもですね、現

在 142 集落、非常に沢山の皆さんです。それから職員の、皆が朝礼をしたりですね、職員が集まって会合をするにしてもですね、今適当な場所が無いということで、現在、消防署のコミュニティーセンターを利用してあります。あそこは、まあある意味では、駐車場の関係でですね、遠い所に駐車してもらわなきゃいけないというような事で、夜なんかの使用についてはですね、非常に危険な所もあるわけです。そういう中で、今、山田議員お話のように、将来の合併に備えて、上月の役場はですね、そういう構造、多目的に使えるような構造で計画をしてあるという事を、私もお聞きしましてですね、1つのワンフロアにできるという事であればですね、そういう 100 人から 150 人ぐらいですね、ぐらいは充分に集まれるような会議室ですね、そういう物を使う、設置する、そこの置く事ができるんかなというような事も 1つの案として、私、持っております。それから、今、山田議員が言われたような、その文化センターも、当然この間、アスベストの問題で改修をいたしましたけども、かなり老朽化している事は確かです。ですけど、まああの施設をホールとして、やっぱしの形の形態がありますから、それを利用すると、やっぱし無くする事ができないという事であればですね、中々今の施設をホールとしては、中々使えないんですね、ですから、その辺の既存の施設全体の兼合いの中でね、使える所を有効に使える所を使っていこうという考え方で、まず考えてみたいとは思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） なる程、この本町におきまして、非常にね、手狭だいう状況は、よく私も理解できます。それでまあ、先ほど申し上げましたように、非常にまあ将来に向けて、上月支所の場合は、そういう構造上、そういう前提で造っておるという事を申し上げました。例えば 4 階を例にとって見ますと、町長も確か大撫議会で行かれたと思うんですけども、廊下を挟んで南側、本会議場があって壁があって、事務局長室それから議長副議長それから委員会室あります。それは、ホールとして将来使う為に、あの壁を取っ払ったら、本来だったら、もしかしたら鉄骨がでる構造かも分かりません。それは、そういう事なしに、それを取っ払ったらホールとして利用できるというような造り方がされているように聞いております。そういう事を町長言われましたように、ホールとして有効と使えるわけですから、私は 1つの方法として申し上げた以上の事で使えれば、私は、それに拘る必要はないと思います。だから、4 階それから、まあ、あの廊下を挟んで北側につきましても、第 2、第 3 委員会室があります。これにつきましても、私はこういう事を言おうと思うておったんですけども、文化会館いうのを、一切業務持ってきた場合に、パソコン教室としても使えるという事もあります。そういう事で、私としては、あの状態がこれから先、使われない状態が続くということについては、何とか、町長としてもね、私は、これある部分、行政手話の 1つにかかってくると思うんで、ひとつ 1つの大きな決断をしてもらわなならんかなと思いますんで、先ほど提案申し上げました事も併せ持ってひとつ考えていただきたいと思います。それから、もう 1つ、町長も、おそらく何回も支所に上月支所に行かれて、もしかしたら支所になってから行かれたと思うんですけども、町民ホールに入った、右側に出納室がありました。ところがあれは、今現在シャッターが降りております。わし何で、このシャッター降ろしておるんかなという事で、この一般質問があるんで、支所に聞いたら、支所長に聞いたら金庫が有るんで、閉めておるんだという事を言われておりました。私は、あれはイメージ的にまずシャッターが中へ、玄関ホールに入ったら、シャッターが降りとういう事は、非常にイメージ的に悪いです。それと、あそこは

町民の方が入られて、一番に行きやすい場所なんです。だから私は、あの利用方法としては、支所長と総合窓口課が若干移動して、住民票なりそれから戸籍なり印鑑証明なり、それをする受付に使うべきだというように感じております。まあ、そうる折角ありながら、シャッターを降ろすという事は、私はイメージ的にも悪い。それから有効活用になってないというふうな気がするんですけども、町長まあ私のこの今問いかけにどういうふうに感じられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、それぞれ入られた感じというものはね、受ける感じは違うと思うんですけど、私はですね、これまで上月、まあ上月の役場に行った時にですね、あそここの所に出納室という形であって、あの出納室というのは、非常に何か隔離されたようで、入りにくかったですね。と言うのは、あれが壁があって、窓が、こう開けて、そうしないと、中に入れば、全部カウンターですからオープンですよ。ですから、あそこがオープンになっているのであればですね、今言われるように、一番まあ入られて直ぐの所ですから、いいんですけども、今のままで、そのそういう窓口にしてしまうと、かえって何か隔離されたような形になって、こうイメージ的には悪いんじゃないかなという思いはいたしますけども。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） これは、町長と意見が異なったような気がするんですけども、私は、まあ、今申し上げたように、シャッターを降ろす状態については、私は、やっぱり上げておくべきだと。当然、その私、支所長に聞いたら、まあ山田さん、あれ開けても、私は、それと、イメージ的と明るさ、ホールの明るさを取る為にも、まあそういうふうにした方がええんじゃないかと。山田さん開けたけども、あんまり明るさは影響ないんじゃないという事、一応支所長から聞いとんですけども、私は、やっぱり、そのイメージ的に、やっぱりシャッターは降ろすべきじゃないという事に感じております。

町長（庵逄典章君） まあ、シャッターはね、別の問題だと思います。そのシャッター降ろしてると、何となく閉まっているような感じもしますからね。その辺は、支所の方で、また考えてもらおうと思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） まあ、あの、この支所の使い方について、私ひとつの提案をさせていただきましたので、町長の考え方、それから構造上の事を考えていただいて、ひとつまあ、より有効的な活用が見い出せるように、ひとつ町長にお願いしておきたいというふうに思います。それから、うまく私自身、そういう事をされておるという事を知らなかったんですけども、今公共施設の電気使用契約見直しについては、既に始まっておるという事の中で、現実には 112 万円の節減ができたという事もお聞きしました。まあ、これから、まあ

財政厳しい中で、そのコピー用紙を裏面使うとか、備品を大切に使う事基本でありますけども、できれば、そういう事の見直しをする事によって、金額的に経費節減できるということになれば、是非ともこれは精力的にね、推し進めしていただきたいという事をお願いをしておきます。それから、次に、それと、もとえ、それと、私折角、ここに立たせていただいとんで、当然、支所に業務を移した場合の事のこと、もう1つだけ付け加えていただきたいんですけども、当然まあ文化会館につきましては、当然、0、使用しないという状況生まれてきます。した場合にね、そうすると、私は、そういう思い、そのまま置くんじゃなくて、当然NPOとか民間の方に、もし使わしていただきたいという方があれば、応分のお金をいただいて貸すという1つの方法ありますんでね、そういう事もひとつ考えの中で、ひとつお願いしたいというふうに思います。それから次に、安心安全な町づくりということで、双観橋につきましては、町長に答弁いただきましたような、現在の状況について、理解をさしていただきました。それで、私再質問に入る前に、ちょっと9月の29日、まあ台風21号が上月町、まあこの旧佐用町含めて来たわけです。甚大な被害出たわけですけども、この私、写し持っただけですけども、これは双観橋の近くは9隣保言うんです。その方が7月、17年の7月20日付けで、双観橋撤去に関する要望書というのを部落の集落の区長さん宛てに出されております。それで、これは是非読ましていただいたら、生々しい状況が分かっていますんで、ちょっと読ましていただきたいと。「平成16年9月29日、台風21号は久崎地区に未曾有の大水害をもたらしました。当日、夕方、金毘羅神社堤防を越水した濁流は轟々と流れくんだり、農協前で渦を巻いていた。家の中は既に床上に水が上がり、身の危険を感じて国道に出ると3台の自動車が水没をしていた。濁水の深さは腰の上まで上がり、流れに逆らうように家から、近くにポンプ庫があるんですけども、ポンプ庫まで非難した。ポンプ庫には、数名の団員が詰めており、携帯電話で連絡を取り合っていた。その時に、ポンプ庫には、未だ水は来ていなかったが、双観橋の高い欄干に掛かった大量の流木に堰き止められた濁流は、堤防を越流し、金毘羅神社の境内からポンプ庫の方へ濁流となって流れ、9隣保の町道だと思っただけでね。町道から国道へと流れて行った。その内、ポンプ庫では股下ぐらいまで水位が上昇してきた。双観橋の高欄干に掛かっていた流木に堰き止められた濁流は、流木と共に横を流れ始め町道の自動車を何台も押し出し、流木は9隣保の各家の玄関、空き地に流れて被害をもたらした。停電により電気も消え、懐中電灯もない真っ暗な中で、ポンプ庫も危険だと感じ、消防団員と共に、マルソウさんという電器屋さんがあるんですけども、その2階に避難をさせてもらったと。その後、水位もグングン上昇し、9隣保から上の方へ逆流し、被害が拡大していったということの書かれております。」その9隣保の方も、その双観橋につきましては、歴史的、文化的な価値を認めておるという事も書かれております。こういう、これが9月、一昨年の9月29日台風21号の時に、その双観橋に、流木、ゴミが溜まって、越流した、轟々と流れて来たという事の、まあ書かれております。で、昨年、この7月18、19。それから、この9月の6日でしたか、やっぱり大雨による洪水、また増水がありました。その時に、やはり、そういう状況を見られると、この、私が読み上げたような事を非常に思い出さないと。だから一刻も早く落として欲しいというんが、これは9隣保に係る久崎集落の要望書となって私は、この場に出たと理解しております。町長、それでね、当然、言うても200万や300万のお金じゃないんです。落とすんはね。相当まとまったお金が要ります。当然、私も近々に落とせるとは思っておりませんが、1日でも早くね、そういう手続き上の踏んでいただいて、町民の久崎地区の方が、部落の方がひとつ安心ができるように、ひとつ、まあ是非とも最大限の努力を、まあしていただきたいと思っただけですけども、再度、町長答弁をいただきたいと。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） 私も、その当時の状況をですね、いろんな方からもお聞きしておりましたけれども、今山田議員の方から、その当時、そこにおられた方ですね、その状況に書かれた文章を読み聞かせていただいてね、改めてその状況が分かりました。そういう事で、その地域住民の皆さん方の不安というのは、非常に消えないという事で、まあ、答弁にもさせていただきましたように、先般皆さん方の署名を添えてですね、地区代表の清水自治会長さんをはじめですね、来られて、私も、そのまま県の土木事務所の方に一緒に行ってですね、県の方に対して要請をしたということです。ただ、まあ、県の所長も、その土木事務所もですね、そういう状況は良く分かってて、当時もその支障になって、これも、そういう対処しなきゃいけないという事については、理解はさせていただいておりますけれども、ただ先ほど山田議員もお話のように、300万、500万でできる話ではなくてですね、数千万のやっぱしお金が掛かるという私も、そんなに橋を撤去するのにですね、そんなに掛かるのかなと思うんですけども、相当のお金が掛かるということです。災害があった時の直ぐに対応では、緊急対策としてですね、県としても当然予算化ができたわけですけども、今になると、もう既に2年経ってですね、もう、その時期は、対策としては、もう終わってしまっていると。それと一般の、この事業として取り組まなきゃいけないんだと。ですから、これから、予算化に向けてですね、現に本庁の方、県としての予算確保をしていくということになりますのでね、これは言わば、一般財源の中で、道路、河川なりの財源が非常に厳しい中でね、改めて、そこにそういう橋だけを落とすというような災害対策というものの予算を捻出しなきゃいけないという事で、まあ中々そう簡単に直ぐには、「はい」という事で、「やります」という事は、検討はできないんだという事を聞いておるわけです。ですけど、その状況分かるんですけどね、こちらの状況も、今言われたような状況は、充分認識しております。ですから、これは県担当部局、その上郡土木、その佐用の出張所だけじゃなくてですね、県民局また県本庁にもですね、向けて要望をして、強い要望をしていった中でですね、早く予算化をしていただくというふうに考えたいと思っております。これは、県の方に、町として度重なる要望をささせていただきますので、これは、まあ地元の皆さん方と共にですね、運動していきたいというふうに思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 是非とも、まあ意を酌んでいただいてね、ひとつ最大限の努力を、ひとつし、1日でも早く、そういう事が実現できますように、ひとつお願いをしておきたいというふうに思います。次に、戦橋の現状と今後の計画ということについてであります。町長も就任直後にその戦橋の状況について、来ていただいて、自治会長さん、県土木の方と状況について、まあお聞きいただいたということも聞いております。その結果、戦橋の方は、この4月10日に落とさせていただくということになりました。その間、まあその間というんか、昨年からの年度に掛けて、土砂の方も堆積しとう土砂も、取っていただきましたし、それは断面もある程度確保していただいたという中で、7月18日から掛けて大雨が続いて、本当にまあ、今まで心配されておった左岸の方についても、おそらく、その心配の度合いが違っておったんじゃないかというふうに思います。ただ、まあ戦橋につきましては、そういう事で落橋は、取り敢えずは落橋はさしていただいておりますけれども、あの橋は、逆に言うたら災害、そういう災害の時にこそ欲しい橋であるという事

です。と言いますのは、上秋里、下秋里、西新宿3部落あるわけですが、この方にとりましては、当然早く掛けて欲しいという事の中で同意したという経緯がありますので、私具体的に、ちょっと、もし、課長なり町長が分かっておいたら教えていただきたいんですけども、当然あれは町道ですから、町の負担というもの、相当いるというように思います。ただ、この18年度、19年度、20年度、私は、上月町、旧上月町議会の中で、中川町長から答弁をいただいておりますのは、平成20年からその工事に掛っていくということ。それから、庵途町長からも、当然左岸の護岸工事を全てしよったら、当然、間に合いませんから、予定されておる場所の両岸を、まず護岸工事して、そしてそういう作業に入っていくという手順を、まあ、聞いておるわけですが、今ここで答弁がいただけるのならば、年度別に、どういう計画になっておるのかという事が分かれば、ひとつ課長なり町長に教えていただきたいと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵途典章君） これは、どうしてもあくまでも予定ですけども、その橋につきましては、これは町道として、町がその財源を確保してですね、建設しなきゃいけないということです。だから、この町の方の財源確保という事も、ひとつ大きな課題なんですけれども、そういう中でですね、まず工事そのものは、この県が河川改修の計画を、まずその部分について入れていただかないとですね、今度は、永久橋になりますのでね、どの断面で、どういう高さで橋を架けていったらいいかということで、まず町としても、いくら財源ができたとしても、工事には掛れないということです。そういう事で、橋を今度県が落としていただく、工事をしていただく前提としてね、県には、その事を強く後の計画、改修計画をしていただくことを前提をお願いしたわけです。まあ県の今の回答ではですね19年に、この改修計画を行いますという事で一応、この土木事務所からのお話はいただいております。で、今年落として、来年度予算要求をするということですね。予算がそれで認められたらです、まあ認めていただけると思うんですけども、それができれば19年度で改修計画案ができれば、それに対して、今度町の方の今度、河川、橋の今度設計ですね。それを町として、順番に行けば20年度に橋の設計をします。その後申請をしたり手続きをしていかなきゃいけないという事になるわけです。そうすると、いくら早くても、工事は21年からの工事ということになると思います。この橋ですから、ご存知のように、橋は、下部工を、まず1年間やって、その後上部工という、まあ2年から3年掛るわけです。ですから、まあ早くやって21年から掛けて、2年間で完成していくという事になれば、22年の完成という事をひとつの一番早い目標としてはですね、持って行きたいなというふうに思っております。これは非常に大きな橋1つ架けるといえるのはですね、大変な工事になりますのでね、他のいろんな事業の兼合いもありますけども、皆さん方に、そういう中でご理解いただけないとできないという事ですので、よろしく願います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） そういう事であろうと思います。ただ、私としてもそれこそ1年で早くね、それを形が出てくれば、そういう関係の方も安心、一応パラペットで、その安

全の、そういった面の水害、水の面については、確保されとう一面もあるんですけども、そういう、当初のそういう約束事でもありますんで、そういう事で、お願いしたいと思えますし。特に、私1つだけお伝えさしていただきたいんは、その町長の、そういうスケジュール的な事は理解できたんですけども、あの橋は、今3メートルの橋です。幅がね。当然、それは最低、最低よりもとにかく、3メートルより、例えば、歩道用の橋になるとか、そういう事については、我々としては、全く理解できない部分なんで、当然3メートルの橋でいう事だけは、しっかり押さえさせて、と言いますのは、ちょっと山田議員が、もしかしたら歩道橋のような橋になるか分からんでという事も、ちょっと聞いたんで、そういう事は、約束が違いますんでね、本来、今落とす前の3メートルの橋は、是非とも架けていただきたいという事も併せて公式の場で発言をさせていただきます。

それから、次に、地崩壊対策と砂防ダム計画及び進捗状況ということですが、今この7月の18日から19日に掛けて、まあ、特に上石井、下石井の方で山が崩壊したという、要するに土砂が落ちて来たいという箇所が、私も常任委員会の中で見せていただいて、ああ、何箇所もあるなという事を思っただけですけども、自治会長さんから、そういった報告があったので農林振興課の方で現場確認しておる数ですね、まず教えていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 上石井の方で、まあ水根とか上石井の方なんですけれども、この7月の水害ですね、非常に風倒木の被害の場所がですね、山崩れしておる箇所が多くあります。そういった現地は確認しております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 確認、うん、確認は、それでいいんですけど、その数ですね。その例えば、下石井だったら中ノ原の2箇所とか、それから水根に行くまでに一箇所落ちておりますし、それから当然、平尾さん所も、その内に入るだろうし、それから寺坂峠のあるね、海内もそうだろうし、そういう数的なものを課長、確認は、数は確認されてないんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 風倒木処理の計画でですね、やる所もずったりしております。それで、まあ箇所というような数え方では、ちょっと確認はしてない。数は数えてないんですけども、風倒木整理をする為のですね、現地立会い等も行っておるんですけども、非常にまあ数が多いなという判断はしております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 今回、当然まああの寺坂峠なんかについても、当然国からも来られえ査定するいうんか、現場確認査定されるということも、聞いておるんですけども、今回の、

そういうその崩壊について、その国の査定を受ける為の必要なその準備というんか、まあ例えば、ここで書類的なものいうんですか、そういう事は、課長の方では、そういう事のあれは押さえられてないんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 10月早々に、災害査定がありますけども、これは山じゃなくて、農業用施設とか農地とか、そういうような関係がですね、山がずった関係でですね、そういった施設が壊されたり、そういった所での災害復旧で、まあ査定は準備しております。山の関係につきましては、県営事業でですねやってもらえる所または県の補助をもらって県単の補助治山という事で、町が事業主体でやる部分、または補助に掛らない分で、町が、やる部分というふうにあります。こちらの方は、町の方としては、なるべく県の方に現地を見ていただいて、下に公共性の高い地域、危険性の高い地域で被害の拡大するような地域については、極力県の方でですね、みてもらえるような事を現地立会いしてですね、まずは優先的には、大変大きな災害、崩壊もありますので、そういった箇所については、頻度の緊急性の高い所から県は計画して行くんですけども、そういった箇所については、これからも予想されます。そういった事については、場所は、今後も確認していただいてですね、それで、まあできるだけ、まあ県の直営、又は県の補助をもらってやっていきたいというふうに思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） そういう事を、県の方にね、比較的なるべく、まあ沢山面倒見ていただくということは、その通りだと思います。私もこの前の7月31日の臨時議会の後の連絡会の中で、災害報告が町長からありました。その時に、私お願いしたんは、一昨年9月の台風21号の激甚災害法が適用されたかと思うんですが、その時に、本来旧佐用町、南光町につきましても農林関係につきましては、30パーセントの負担であったんが15パーセントの負担。地元負担で復旧をなされたという事の中で、今回につきましても、町長の方に何とか、そういう15パーセントで対応してあげてもらえんだろうかという事をお願いしたいところ、町長も、私もそう思っておりますという事を受けて、まあ9月の22日のその連絡会の中で、15パーセントにしたいという事もハッキリ明言されました。財政、財政非常に厳しい中でね、町長がそういう決断をされたいう事を、私は評価に価すると思うように思います。私、敢えて何で取り上げたいというたら、今回でもその同じ所がね、同じ所が、中ノ原なんかそうなんですけども、水路が2回、1度ならず2度、3度まで落ちておるという事で、町長の方に、そういう15パーセントの地元負担にさせていただいて、これは3回、2回、3回、4回行くと非常にまあ地元負担が増えるという事もありますんでね、そういう箇所につきましては、シッカリとした工事をしていただくことによって、地元の方も安心して稲作を作れるということもありますんでね、まあ、そういう事も、総合的にシッカリお願いをさせていただいて、私の質問を終わりたいというように思います。

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君の発言は終わりました。

お諮りします。後、3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。これで本日の日程は終了いたしました。  
次の本会議は、明 9 月 15 日、午前 10 時より再開したいと思います。  
本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

町長（庵途典章君）           どうも、疲れさんでした。

午後 0 4 時 5 5 分 散会

---